

大学機関別認証評価

# 自己評価書

平成21年6月

奈良教育大学



## 目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	5
	基準2 教育研究組織（実施体制）	11
	基準3 教員及び教育支援者	25
	基準4 学生の受入	39
	基準5 教育内容及び方法	49
	基準6 教育の成果	95
	基準7 学生支援等	113
	基準8 施設・設備	127
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	137
	基準10 財務	145
	基準11 管理運営	153



## I 大学の現況及び特徴

### 1 現況

(1) 大学名 奈良教育大学

(2) 所在地 奈良県奈良市高畑町

#### (3) 学部等の構成

学部：教育学部

研究科：教育学研究科

専攻科：特別支援教育特別専攻科

関連施設：学術情報研究センター、教育実践総合センター、保健管理センター、自然環境教育センター、特別支援教育研究センター、理数教育研究センター、附属中学校、附属小学校、附属幼稚園

#### (4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部1,189人，大学院178人，専攻科10人

専任教員数：109人

助手数：0人

### 2 特徴

本学は、明治21年奈良県尋常師範学校として創設されて以来100有余年の歴史を有する。この間、奈良県の女子師範学校、青年師範学校の官立移管に伴う合併を経るなど一貫して教員養成機関として教育研究の充実・発展を図りながら、新学制発布の昭和24年5月に奈良学芸大学となり、昭和41年には奈良教育大学と改称した。そして、平成15年の国立大学法人法の施行により、平成16年4月に国立大学法人奈良教育大学が設置する大学となった。

本学においては、広い視野と豊かな人間性の上に高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有する教員、及び社会の多様な変化に対応し、より広い分野で積極的に活躍する人材の養成を目的としている。教育組織として、教員養成を目的とした学校教育教員養成課程と生涯学習社会に対応した広い意味での教育者の養成を目的とした総合教育課程を設置している。

また、教育実践の経験をふまえた教育理論の見直しなどの研究を行いながら高度の科学・芸術の研究に直接参加できる場として大学院教育学研究科（修士課程）、今日的な教育的要請に対応できる実践的指導力（専門性と実践力）のある教員を養成するための教職大学院、特別支援教育の充実に資するための特別支援教育特別専攻科

を設置している。

これらの教育組織を有する本学の教育研究の特徴としては、次の3つの柱が挙げられる。

#### (1) 「少人数教育」による教育・研究の充実

本学は、対話形式を重視した学生参加型の授業、研究室ゼミにおける懇切丁寧な卒業論文指導を展開している。小規模大学の特性を生かした「少人数教育」の充実によって、確かな学力の基盤のうえに、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力といった学びを創造し発信する力を着実に身に付けることができる。本学の卒業生に対するアンケートにおいても、本学を卒業したことへの満足度が8割を超え、その理由として学生と教員との距離が近いことが特に多く挙げられている。「少人数教育」はまさに本学の特色と言える。

#### (2) 「奈良・世界遺産」を生かした教育・研究の充実

本学は、古都・奈良の中心に位置し、豊かな自然と世界遺産を含む多くの伝統文化遺産に囲まれている。本学はその利点を生かして、講義や行事、教育活動において、奈良特有の自然環境や文化遺産に触れ、理解を深めるためのさまざまな機会が設けられ、近隣の国立博物館との交流も積極的に行われている。このような体験、学習を通して、日本の伝統文化への理解やそれを外へと発信する国際感覚を養うことができる。

#### (3) 「体験型キャリア教育」による教育・研究の充実

本学は、文部科学省の教員養成のための優れたプロジェクトに採択された「鍵的場面での『対応力』を備えた教員の養成」に代表されるように、近隣の地域・学校との連携による実践的なキャリア教育を充実させている。実際の教育現場で起こるさまざまな問題に対処する方法を、提携する小学校において体験的に学ぶこの教育プログラムの他、教育委員会との連携による学校・園への学生ボランティアの派遣などを行なっている。在学時から体験的学習を積むことで、社会から要請される実践的能力を育成することができる。

## Ⅱ 目的

### 1. 大学の目的

本学は、学則第 16 条（大学の目的）において、「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。」と規定している。

また、中期目標の「大学の基本的な目標」前文に、「創立以来の学問・学芸を尊ぶ学風を継承し、高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てることを使命とする。」と、本学の使命を記載している。

### 2. 学部・研究科等ごとの目的

#### 2-1. 教育学部（学士課程）

本学の使命を実現するため、教育学部においては、学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に応え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員を養成するとともに、生涯学習社会における広い意味での教育者、国際化・環境・情報・芸術・文化等の教育の多様なニーズに対応する専門的職業人を育成する。

この育成を目指して、教育学部には、学校教育教員養成課程及び総合教育課程の 2 課程を設置している。次に、それぞれの課程ごとの目的を示す。

##### ① 学校教育教員養成課程

学校教育教員養成課程は、小学校、中学校、幼稚園、特別支援学校という学校種別の枠を越えて、幼児・児童・生徒の発達を基軸にすえた幅広い実践的指導力をもった教員を養成する課程であり、主に次の 4 つの力量の形成を目指す。

- ・ 義務教育を幅広く見渡し、学校種に柔軟に対応できる教育的力量
- ・ 授業・教育指導のための実践的力量
- ・ 問題をかかえる子どもたちに対する臨床的力量
- ・ 現代的課題への積極的な対応力

##### ② 総合教育課程

総合教育課程は、21世紀にふさわしい学際性と総合教育的視野をもって、学生の豊かな感性と資質・能力を培う新時代対応型の教育を展開する。今日の、多様で広域的、かつ緊急な課題や要請に対し、それに応えられる思考能力や専門知識と技術を修得し、表現能力や創造的精神の旺盛な学生を育成することを目指す。

この教育目的の実現に向けて、教育学部においては、とりわけ教育の成果及び教育内容に関する目標として次のことを掲げ、中期目標期間内（平成16年度から21年度）にこれらを達成すべく取り組んでいる。

##### (1) 教育の成果に関する目標

- ・ 学士課程全体を通して、幅広く深い教養と、基礎的な専門的知識・技能を習得させる。
- ・ 教科の教育に関する基礎的知識と技能等を習得させるとともに、わかる授業や適切な生徒指導ができ、子どもの学ぶ意欲を高める豊かな人間性を備えた、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有した教員を養成する。
- ・ 社会の多様な変化に対応した学際的分野で、専門基礎を身につけ、積極的に活躍する人材を育成する。

##### (2) 教育内容等に関する目標

- ・ アドミッション・ポリシーに関して、自ら学ぼうとする積極的な意欲、物事を多面的に捉えることのできる幅広い基礎学力を備えていることを基本とする。
- ・ 教育理念や教育目標に即した、教育課程の見直しと改善を行う。

- ・ 課題解決能力、コミュニケーション能力等を高めるとともに、自主的・主体的な学習を促す授業形態や学習方法を推進する。
- ・ 小規模大学、少人数教育の利点を生かした授業方法の活用を図る。
- ・ 授業の目的を明示し、明確な評価基準にもとづく成績評価を実施する。
- ・ 社会人のリカレント教育、リフレッシュ教育、生涯学習の視点に立ち、社会人の受け入れを推進する。また、歴史文化揺籃の地としての奈良の魅力を広く留学生に伝え、留学生の受け入れを推進する（大学院課程と共通）。

## 2-2. 大学院教育学研究科（修士課程、専門職学位課程）

大学院教育学研究科の目的に関しては、学則第20条に、「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」と規定している。すなわち、教育学研究科においては、学部との連携を図るとともに、現職教員及び社会人のリカレント教育を含む高度専門職業人としての、リーダーシップを発揮できる教員及び教育者の養成を行うものである。

この教育目的の実現に向けて、教育学研究科においては、とりわけ教育の成果及び教育内容に関する次の目標を掲げ、中期目標期間内にこれらを達成すべく取り組んでいる。

### (1) 教育の成果に関する目標

- ・ 学校教育の高度化と多様化に応えるため、教育に関する諸科学の理論と実践を教授研究し、教育実践を視野に入れた、より高度な専門的力量をもった高度専門職業人としての教員及び教育者の養成をめざす。また、現職教員に対する大学院教育の一層の充実を図る。

### (2) 教育内容等に関する目標

- ・ アドミッション・ポリシーに関して、学士課程教育で修得した基礎的・専門的知識・技能が定着しているとともに、教育に関する問題意識と研究への意志及び自己向上意欲を備えていることを基本とする。また、現職教員にあつては、教育実践に内在する課題意識とその解決への意欲を有することを基本とする。
- ・ 高度専門職業人養成及び現職教員研修の視点を踏まえた教育内容の充実を図り、系統的カリキュラムを編成する。
- ・ 教育に関する専門的知識・技能の定着とその応用、教材開発及び教育実践分析等に関する力量形成に寄与する、学習者参加型の授業形態、学習方法を推進する。
- ・ 授業の目的を明示し、明確な評価基準にもとづく成績評価を実施する。

また、平成20年4月に教職大学院として設置した専門職学位課程（教職開発専攻）においては、①学校教育における諸問題を組織的に解決できる力量をつけること、②教科指導と生徒指導を一体化させて個に応じた指導ができる力量をつけること、の2つの教育目標を持っている。その具体化に向けて、4つの目指すべき教師像「計画者・授業者としての教師」、「教科の専門性に強い教師」、「カウンセラーとしての教師」、「リーダー・調整役としての教師」を設定している。

## 2-3. 特別支援教育特別専攻科

特別支援教育特別専攻科の目的に関しては、学則第21条に、「特別支援教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成する」と規定している。





### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

**観点 1-1-1-①:** 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

##### 【観点到る状況】

本学は昭和 25 年に学則を制定し、第 16 条に大学の目的、第 19 条に教育学部の目的を規定している（資料 1-1-1-A）。また、中期目標の基本目標には、大学の使命、並びにその実現のために養成しようとする人材像を示し（資料 1-1-1-B）、さらには人材育成の具体的視点としての教育の成果に関する目標を示している（資料 1-1-1-C）。

教育学部の各課程（学校教育教員養成課程、総合教育課程）ごとに、人材の養成に関する目的を定め、大学概要に掲載している（資料 1-1-1-D）。

#### 資料 1-1-1-A 国立大学法人奈良教育大学学則（第 16 条、第 19 条～第 21 条）

##### （大学の目的）

**第 16 条** 奈良教育大学（以下「本学」という。）は、学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。

##### （学部）

**第 19 条** 本学に、広く教育に関する理論と実践を深めることによって、豊かな人間性と高い教養を備え、教育の理論と実践に関する能力を有する教員及び教育者を養成するため、教育学部を置く。

##### （大学院）

**第 20 条** 本学に、広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成するため、大学院教育学研究科を置く。

##### （専攻科）

**第 21 条** 本学に、特別支援教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成するため、特別支援教育特別専攻科を置く。

#### 資料 1-1-1-B 国立大学法人奈良教育大学中期目標「大学の基本的な目標」（抜粋）

##### 大学の基本的な目標

奈良教育大学は、創立以来の学問・学芸を尊ぶ学風を継承し、高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てることを使命とする。

その実現のため、学士課程においては、学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に応え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員を養成するとともに、生涯学習社会における広い意味での教育者、国際化・環境・情報・芸術・文化等の教育の多様なニーズに対応する専門的職業人を育成する。

大学院課程においては、学士課程との連携を図るとともに、現職教員及び社会人のリカレント教育を含む高度専門職業人としての、リーダーシップを発揮できる教員及び教育者の養成を行う。

（後 略）

資料 1-1-1-C 国立大学法人奈良教育大学中期目標「教育の成果に関する目標」(抜粋)

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

○全学的な教育の理念・目的及び教育の成果に関する目標

高い知性と豊かな教養を備えた、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てることを使命とし、人材育成の具体的視点を以下に掲げる。

- ・学校教育に関わる多様な資質と教育実践力を備えた教員の養成
- ・環境、情報、文化等、現代社会の課題に関する見識と、それらに対応し得る資質能力を有した人材の育成
- ・国際的視野を有した異文化交流の担い手たる人材の育成
- ・人権尊重社会の担い手となる人材の育成
- ・高度専門職業人として、学校教育における高度な教育実践力を備えた、リーダーシップを発揮できる教員の養成

【学士課程】

○教育の理念・目的及び教育の成果に関する目標

- ・学士課程全体を通して、幅広く深い教養と、基礎的な専門的知識・技能を習得させる。
- ・教科の教育に関する基礎的知識と技能等を習得させるとともに、わかる授業や適切な生徒指導ができ、子どもの学ぶ意欲を高める豊かな人間性を備えた、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有した教員を養成する。
- ・社会の多様な変化に対応した学際的分野で、専門基礎を身につけ、積極的に活躍する人材を育成する。

【大学院】

○大学院教育の理念・目的及び教育の成果に関する目標

- ・学校教育の高度化と多様化に応えるため、教育に関する諸科学の理論と実践を教授研究し、教育実践を視野に入れた、より高度な専門的力量をもった高度専門職業人としての教員及び教育者の養成をめざす。また、現職教員に対する大学院教育の一層の充実を図る。

(2) 教育内容等に関する目標

(以下略)

資料 1-1-1-D 教育学部の各課程ごとの人材養成に関する目的

学校教育教員養成課程 Teacher Training Division

学校教育教員養成課程は、小学校、中学校、幼稚園、養護学校といった学校種別ごとの養成課程を統合し、学校種や教科の枠をこえ、幼児・児童・生徒の発達を基軸にすえて実践力豊かな教員を養成する課程です。

主として「義務教育を幅広く見渡し」「異校種に柔軟に対応できる教育的力量」「授業・教育指導のための実践的力量」「問題をかかえる子どもたちに対する臨床的力量」「現代的課題への積極的な対応力」の形成をめざします。

<アドミッションポリシー> Admission Policy

豊かな基礎学力と幅広い問題への関心の中に、自分の探求したい得意分野がある人。子ども(人間)への関心・共感をもっている人。教育に対する問題意識と教職への意欲がある人を望んでいます。

総合教育課程 Division of Comprehensive Education

総合教育課程は、21世紀にふさわしい学際性と総合教育的視野をもって、学生の豊かな感性と資質・能力を培う新時代対応型の課程として設置されました。今日の、多様で広域的、かつ緊急な課題や要請に対し、それに応えられる思考能力や専門知識と技術を修得し、表現能力や創造的精神の旺盛な学生を育成することを目指しています。

<アドミッションポリシー> Admission Policy

コースまたは専修に関する分野の基礎学力、あるいは技量に優れていることが望ましい資質であるとともに、明確な目的意識をもち、意欲をもって果敢に努力する学生であること。また国際社会や地域社会において積極的に貢献する豊かな人間性・社会性などをもつ学生を望んでいます。

【出典：2009年『大学概要』教育研究組織、pp.8-9】

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を学則で定め、大学の使命、養成しようとする人材像、教育の成果に関する目標を中期目標において定めている。これらは、学校教育法に規定されている大学の目的と適合するものである。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学大学院の目的は、学則第 20 条に規定している（資料 1-1-1-A）。平成 20 年 4 月に設置した教職大学院（資料 1-1-2-A）の目的も、同条の規定に含まれる。また、中期目標の基本目標には、大学の使命、並びにその実現のために大学院において養成しようとする人材像を示し（資料 1-1-1-B）、さらには人材育成の具体的視点としての教育の成果に関する目標を示している（資料 1-1-1-C）。

大学院の各専攻（学校教育専攻、教科教育専攻、教職開発専攻）ごとに、人材の養成に係る目的を定め、大学概要に掲載している（資料 1-1-2-B）。

資料 1-1-2-A 国立大学法人奈良教育大学学則（第 81 条）

（課程）

第 81 条 大学院教育学研究科（以下、本章において「研究科」という。）に修士課程及び専門職学位課程を置く。  
2 前項の専門職学位課程は、教職大学院とする。

資料 1-1-2-B 教育学研究科の各専攻ごとの人材養成に係る目的

本研究科は、学校教育に関する学問の体系及びその応用としての教育実践、教育臨床の高度化と多様化に応えるため、教育研究の学問的基礎力と現代的な教育課題への対応力を有する教員・教育者又、専門的な能力と優れた資質を有する高度専門職業人としての教員・教育者を養成します。また、現職教員に対する大学院教育の一層の充実を図ります。

<アドミッションポリシー> Admission Policy

修士課程（学校教育専攻） Master's Course (School Education)

- ・教育学、幼年教育、心理学、教育臨床・特別支援教育を中心とした学校教育に関する諸科学の理論と実践について学習・研究を行いたいという目的を持つ人
- ・学校教育における実践を支える基礎理論にアプローチしたいという目的を持つ人

修士課程（教科教育専攻） Master's Course (Curriculum and Instruction)

- ・学校教育における、各教科教育に関する諸科学に基づく実践・理論的な学習・研究を行いたいという目的を持つ人
- ・学校教育における各教科の学問的基礎力をもとに教育実践、教育臨床への理論的応用を図りたいという目的を持つ人

専門職学位課程（教職開発専攻） School of Professional Development in Education

- ・教職に関する実践的な専門性を培い、高度な実践力を身につけたいという目的を持つ現職教員
- ・学部、大学院の出身者で、教職に関心があり、より実践的な専門性を培い、教職に関する高度な実践力を身につけたいという目的を持つ人

【出典：2009 年『大学概要』教育研究組織、p9】

【分析結果とその根拠理由】

大学院の目的を学則で定め、その使命、養成しようとする人材像、教育の成果に関する目標を中期目標において定めている。これらは、学校教育法に規定されている大学院及び専門職大学院の目的と適合するものである。

観点 1-2-①: 目的が、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の目的は、大学概要(別添資料1-2-1-1)、履修の手引(別添資料1-2-1-2)、大学院学生便覧(別添資料1-2-1-3)等の冊子やホームページ(資料1-2-1-A)に掲載している。

教職員全員には、これら冊子の配布などにより、本学の目的を周知している。一方、学生全員に、履修の手引・大学院学生便覧を配布し、学年始めの学年担当教員との懇談会で本学の目的を周知している。さらに、入学式において学長が本学の目的を説明している(資料1-2-1-B)。ホームページには、学長と学生との対話形式により、目的を分かりやすく掲載している(資料1-2-1-A:②)

社会に対しては、本学の目的と使命を大学概要やホームページに掲載することによって公表している。また、教育学部の課程ごとに教育理念を掲載した大学案内(入学案内)(別添資料1-2-1-4)を、県下の高等学校を中心に教育機関へも配布する一方、教職員による学校訪問やオープンキャンパスでも参加者に配布している。

資料 1-2-1-A 大学の目的等の本学ホームページにおける主な掲載 URL

① 沿革の概要

<http://www.nara-edu.ac.jp/history.htm>

② 奈良の地で - 学び創造、学び発信 奈良教育大学の目指すもの 柳澤保徳学長との対話

<http://www.nara-edu.ac.jp/NUE/taidan2007.htm>

③ Introduction【英文】

<http://www.nara-edu.ac.jp/index.html>

資料 1-2-1-B 平成 21 年度入学式(平成 21 年 4 月 6 日)学長告辞(抜粋)

(前 略)

入学生の皆さんの多くは、将来、教員あるいは広く教育に関わる職業に就くことを目指していると思います。そのような皆さんの夢を叶えるため、奈良教育大学は、小規模大学の特色を生かして、学士課程、修士課程、専門職学位課程、ならびに専攻科を設けて、それぞれ充実した教育を行っています。いずれも、「高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的な力量を備えた有能な教育者を育てること」を共通の目的としています。

皆さんは、本学を受験される時、『奈良の地で 学び創造 学び発信』というフレーズを、どこかで見聞きしたかと思います。「奈良の地で」というのは、「奈良だからできる」ということを意識しているのですが、中でも教育と研究の3つの柱として、『「少人数教育」による教育・研究の充実、「奈良・世界遺産」を生かした教育・研究の充実、「体験型キャリア教育」による教育・研究の充実』を掲げています。

(後 略)

【出典：奈良教育大学ホームページ 平成 21 年度入学式 学長告辞】

[URL]<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SECRETARY/entrance2009.html#president>

- ・別添資料 1-2-1-1 『大学概要』 p6
- ・別添資料 1-2-1-2 『履修の手引』 「はじめに」
- ・別添資料 1-2-1-3 『大学院学生便覧』 p1
- ・別添資料 1-2-1-4 『大学案内』 表紙、「奈良教育大学の3つの柱」 p1

**【分析結果とその根拠理由】**

全教職員及び全学生に、大学概要や履修の手引等の冊子を配布する一方、ホームページにも掲載し、本学の目的を周知する体制をとっている。受験生を含めた社会に対しては、大学案内（入学案内）、大学概要やホームページに掲載するなど、広く本学の目的を公表している。

以上のことから、本学の目的は大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断できる。

**(2) 優れた点及び改善を要する点****【優れた点】**

大学の目的として掲げられた「有能な教育者の養成」と「奈良県の特色ある文化の発展への貢献」は、明確な理念として、本学の教育・研究活動の基盤となっている。また、「有能な教育者の養成」の具体化のため、教育学部においては課程ごと、大学院においては専攻ごとに、目的と養成する人材像を明示している。これらは、大学概要、学生便覧、ホームページ等の媒体を通じての周知が図られていると評価できる。

**【改善を要する点】**

特記すべき事項無し。

**(3) 基準 1 の自己評価の概要**

奈良教育大学の目的は、「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養を備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方の特色のある文化の向上を図ること」である。また、大学院については、「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」という目的がある。いずれも学則に規定しており、学校教育法に規定された大学、大学院及び専門職大学院の目的と適合するものである。

この内容は、大学概要や履修の手引等各種冊子やホームページへの掲載などを通じて、学内はもとより社会に対して広く公表し、周知を図っている。



基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到る状況】

本学の教育学部では、学則第 16 条（大学の目的）（資料 1-1-1-A）で掲げた、教員及び広い意味での教育者の養成という 2 つの使命をそれぞれ「学校教育教員養成課程」及び「総合教育課程」が担っている（資料 2-1-1-A）。それぞれの課程は、コース、専修という教育組織で構成される。観点 2-1-②のとおり、この階層構造ごとの共通科目が用意されている。2 つの課程は、それぞれの教育方針（資料 1-1-1-D）のもと、体系的なカリキュラムを展開している。また、担当と副担当を区別して、2 つの課程に対するそれぞれの大学教員の責任を明確にしている（別添資料 2-1-1-1）。

資料 2-1-1-A 教育学部 課程の教育組織（平成 21 年度現在）

課 程	コ ー ス	専 修
学校教育教員養成課程	教育・発達基礎コース	教育学専修 心理学専修 幼年教育専修 特別支援教育専修 (生活科教育専修) (注)
	言語・社会コース	国語教育専修 社会科教育専修 英語・国際理解教育専修 (生活科教育専修)
	理数・生活科学コース	数学教育専修 理科教育専修 技術教育専修 家庭科教育専修 (生活科教育専修)
	身体・表現コース	音楽教育専修 美術教育専修 保健体育専修 (生活科教育専修)
総合教育課程	文化財・書道芸術コース	古文化財科学専修 文化財造形専修 書道芸術専修
	環境教育コース	地域環境専修 自然誌専修
	科学情報コース	情報数理専修 物質科学専修

(注) 生活科教育専修は、どのコース内でも配属可能。

【出典：大学ホームページ（大学案内-教育組織）】

・別添資料 2-1-1-1 担当教員及び副担当教員についての申合せ（平成 16 年規則第 78 号）

【分析結果とその根拠理由】

教育学部の2つの課程は、学士課程における教育研究の目的を果たすため明確に組織化され、かつ適切に運用されている。それぞれの課程は、授業や種々の教育活動で相補的な役割を持ちながらも、責任を明確にした指導体制のもと、独自の特色と教育成果を打ち出している。

以上のことから、学部の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断できる。

観点2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

教育学部の授業科目は、教養教育と専門教育との2つに大別され、それぞれが有機的に関連づけられて授業科目区分を構成している（観点5-1-①参照）。

教養教育の実施体制としては、次の4つの組織がある。教育研究評議会傘下の教育企画委員会（資料2-1-2-A）は、教育課程及び教育方法に関する方針を審議する組織である。この審議に付するための原案作成や教育課程の開発を担うのが教育課程開発室（資料2-1-2-B）である。次に、教養教育の実施・運用は教授会傘下の教務委員会（資料2-1-2-C）で審議される。更に、教養教育を含むすべての授業内容の改善・充実を図るため、教授会傘下でファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）（資料2-1-2-D）が設置されている。

教務委員会では各年度教養科目の検討を行い、ボランティア・情報リテラシー・キャリアプランニングなどの科目を新設し、現代に生きる教養として機能するよう試みている。また、FD委員会では、授業交流会などを組織し、授業改善と指導力向上の観点から教養教育の内容・機能について検討を実施してきた。

資料2-1-2-A 国立大学法人奈良教育大学教育企画委員会規則（第1条～第3条）

（設置）

第1条 国立大学法人奈良教育大学教育研究評議会規則（平成16年奈良教育大学規則第4号）第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学教育企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は、教育及び学生に関する次の各号に掲げる事項の基本方針について審議する。

- 一 教育課程及び教育方法に関すること。
- 二 学生の入学、修学、卒業、修了及びその他学生の在籍に関すること。
- 三 学生への支援、指導に関すること。
- 四 その他教育及び学生に関し必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 理事（教育担当）
- 二 学長補佐（教育課程担当）
- 三 学長補佐（就職担当）
- 四 学長補佐（入試担当）
- 五 教授会において選出された評議員のうちから3人
- 六 教務委員会委員長
- 七 教育実習委員会委員長
- 八 ファカルティ・ディベロップメント委員会委員長
- 九 学生委員会委員長
- 十 留学生委員会委員長
- 十一 教務課長



- 十二 学生支援課長
  - 十三 入試課長
  - 十四 学長が指名する者 若干名
- 2 前項第五号及び第十四号の委員は、学長が委嘱する。

### 資料 2-1-2-B 国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室要項（第1条～第3条）

#### （趣旨）

**第1条** 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室（以下「開発室」という。）を置く。

2 開発室は、大学の教育課程の改革・改善等の教育支援業務について、企画、立案を行う。

#### （任務）

**第2条** 開発室は、次に掲げる事項に関し、資料の収集及び分析、企画及び立案を行う。

- 一 教育課程に関すること。
- 二 その他、教育課程の開発に関する重要事項

#### （組織）

**第3条** 開発室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- 一 理事（教育担当）
- 二 学長補佐（教育課程担当）
- 三 学長が指名する教員 2人
- 四 教務課長
- 五 学長が指名する事務職員 若干名

2 前項第三号及び第五号の室員は、学長が委嘱する。

### 資料 2-1-2-C 奈良教育大学教務委員会規則（第1条～第3条）

#### （設置）

**第1条** 奈良教育大学教授会規則（平成16年奈良教育大学規則第201号）第9条第2項の規定に基づき、奈良教育大学教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### （審議事項）

**第2条** 委員会は、教務に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 教育課程の運用に関すること。
- 二 授業に関すること。
- 三 入学、卒業、修了、休学、退学等学籍に関すること。
- 四 教育行事に関すること。
- 五 科目等履修生、特別聴講学生等に関すること。
- 六 介護等体験に関すること。
- 七 その他教務に関し必要なこと。

#### （組織）

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（教育担当）
- 二 教授会において選出された者 8人  
ただし、同一講座に所属する委員は1人とし、学校教育教員養成課程及び総合教育課程のそれぞれの担当教員（副担当教員を除く。）を2人含むものとする。
- 三 教務課長
- 四 学長が指名する者 若干名

2 学長補佐（教育課程担当）及び教職大学院会議において選出された本学教職大学院専任の教員は、必要に応じて委員会に出席するものとする。

3 第1項第二号及び第四号の委員は、学長が委嘱する。

資料2-1-2-D 奈良教育大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則（第1条～第3条）

（設置）

第1条 奈良教育大学教授会規則（平成16年奈良教育大学規則第201号）第9条第2項の規定に基づき、奈良教育大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は、ファカルティ・ディベロップメントの推進に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 授業の内容及び方法の開発を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。）の実施計画の作成に関すること。
- 二 全学的なFDの実施及びその総括に関すること。
- 三 その他、FDの推進に関し必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（教育担当）
- 二 教授会において選出された者 4人
- 三 教務委員会委員 1人
- 四 教務課長
- 五 学長が指名する者 若干名

2 前項第二号から第三号及び第五号の委員は、学長が委嘱する。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育の実施体制としては、教育課程開発室、教育企画委員会、教務委員会及びFD委員会が組織的・有機的に連携している。

担当委員会において、年度ごとに教養科目の検討を行い、現代的な教養の内容を反映した科目を新設している。また、授業交流会等においても教養科目の内容・機能の吟味・検討が進められている。

以上のことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断できる。

観点2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

資料1-1-1-Cで示した「教育の成果に関する目標」の実現のため、大学院教育学研究科に修士課程と専門職学位課程の2課程を置いている（資料2-1-3-A）。修士課程は、教育の専門領域・分野の理論と実践に関する高度な専門的力量を有する教員等を養成することを目的としている。専門職学位課程は、教職大学院として、今日的な教育的要請に対応できる実践的指導力（専門性と実践力）のある教員養成を目的としている。

修士課程は、目的に応じた2つの専攻で構成し、さらにその専攻をいくつかの専修に区分した教育組織としている（別添資料2-1-3-1）。各専修は、専門領域・分野に対応するものとなっている。また、現職教員の就学支援のため、両課程に共通して「長期履修学生制度」及び「大学院修学休業制度」を、さらに修士課程には「昼夜開講制度」を用意している。

教員組織については、専攻又は専修に対応した講座組織となっており、それぞれ指導体制を明確にしている（資料2-1-3-A）。

## 資料 2-1-3-A 教育学研究科専攻・専修一覧

専攻	専修	講座
教育学研究科（修士課程）		
学校教育専攻	教育科学専修	学校教育講座
	教育心理学専修	
	教育臨床・特別支援教育専修	
教科教育専攻	国語教育・日本語日本文化教育専修	国語教育講座
	社会科教育専修	社会科教育講座
	数学教育専修（情報を含む）	数学教育講座
	理科教育専修（文化財科学を含む）	理科教育講座
	音楽教育専修	音楽教育講座
	美術教育専修（書道、伝統文化・文化財を含む）	美術教育講座
	保健体育専修	保健体育講座
	英語教育専修（異文化理解を含む）	英語教育講座
	生活科学教育専修	生活科学教育講座
教育学研究科（専門職学位課程）教職開発専攻		教職開発講座

【出典：大学概要 p8, 15】

・別添資料 2-1-3-1 『大学院教育学研究科案内』 pp. 8-10 「修士課程について」

## 【分析結果とその根拠理由】

大学院教育学研究科の教育研究の目的を果たすため、修士課程と専門職学位課程の2課程を置いている。うち修士課程は、目的に応じた2つの専攻で構成し、さらに専門領域・分野に対応する専修に区分した教育組織となっている。教員組織については、専攻あるいは専修に対応した講座組織となっており、指導体制が明確になっている。

以上のことから、研究科・専攻・専修の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断できる。

観点 2-1-④： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

## 【観点到に係る状況】

本学は、平成4年度より、「特別支援教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成する」ため、特別支援教育特別専攻科（平成19年度に「特殊教育特別専攻科」から改組）を設置している（資料 2-1-4-A）。専攻として、「情緒障害・発達障害教育専攻」がある。

同専攻科には、「専修免許コース」と「一種免許コース」の2コースがある。特別支援学校教諭一種免許状を有する者を対象とするのが専修免許コース、同免許状を有しない者は一種免許コースである。それぞれのコースの履修課程表（別添資料 2-1-4-1）に基づいて所定の単位を修得することにより、特別支援学校教諭一種免許状または特別支援学校教諭専修免許状を取得することができる。

修業年限は1年であるが、現職教員等は2年にわたり履修することを可能としている。ただし、2年を超えて在学することはできない。

資料 2-1-4-A 特別支援教育特別専攻科の目的等を記載したホームページの URL

http://www.nara-edu.ac.jp/KK/13\_tokusenka.htm

・別添資料 2-1-4-1 特別支援教育特別専攻科の履修課程（平成 16 年規則第 285 号 奈良教育大学特別支援教育特別専攻科履修規則 別表履修課程 1, 2）

【分析結果とその根拠理由】

特別支援教育特別専攻科の教育研究組織については、その目的を達成する上で適切なものと言える。とりわけ、「情緒障害・発達障害教育専攻」という専攻設定は、近隣の他大学にはないユニークなものであり、専任教員の専門性を生かしつつ、近隣府県を含む地域のニーズに適切に応え得るものである。

観点 2-1-⑤： 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学には、大学附属施設として 6 つのセンターと 3 つの附属校園を有する。それぞれの目的及び業務内容は、学則及び各組織規則に資料 2-1-5-A のとおり明確に示されている。

これら各附属施設及び附属学校については、平成 19 年度に、法人化後の平成 16 年度以降に係る自己点検評価を実施し、平成 20 年 3 月に報告書を刊行した（資料 2-1-5-B）。この報告書に集約されているとおり、これらの組織は、大学の教育・研究及び社会との連携等の活動に対して欠かせない役割を果たしている。

資料 2-1-5-A 附属施設・附属学校の目的及び業務内容

施設等名	目的	業務内容
学術情報研究センター	教育と研究に関わる学術情報・資料の収集、利用及び活用を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館部門  図書、教育資料等の学術情報の収集、管理、提供及び展示を行う。</li> <li>・情報基盤部門  学術情報の取り扱いに必要な情報基盤の運用管理を行う。</li> <li>・研究開発部門  学術情報の収集・管理・提供・展示及び情報基盤の運用に関する研究を行う。</li> </ul>
教育実践総合センター	教育実践及び教育臨床に関わる理論的、実践的又は学際的研究を行うとともに、高度の教育実践力を有する教員及び学校教育に係る諸問題に適切に対処できる教育実践の指導者の養成に寄与する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育実践、情報・メディア教育、教育臨床、教材開発の内容と方法に関する理論的実践的研究と教育を行うこと。</li> <li>・教育実習・事前事後指導に関わる企画・コーディネーションを行うこと。</li> <li>・人権教育・社会教育に関わる企画・コーディネーションを行うこと。</li> <li>・教育臨床的な諸課題に関する学校支援やコンサルテーションを行うこと。</li> <li>・全学的な情報教育のコーディネーションを行うこと。</li> <li>・教材開発や利用に関して現職教員への支援を行うこと。</li> <li>・その他、センターとして必要な事業を行うこと。</li> </ul>
保健管理	本学の学生及び教職員の身体的、精神	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健管理に関する業務計画の立案</li> </ul>

センター	的健康の管理に関する専門的業務を行い、もって健康の保持増進を期する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期及び臨時の健康診断の実施</li> <li>・健康診断の結果に基づく事後措置</li> <li>・健康相談及び保健指導</li> <li>・環境衛生の管理及び伝染病の予防</li> <li>・保健衛生思想の普及及び啓もう</li> <li>・保健に関する調査及び研究</li> <li>・その他保健管理に関する必要な専門的業務</li> </ul>
自然環境教育センター	学生・児童・生徒及び地域住民に、大学やセンターの施設等において、授業、公開講座並びに自然教室などの事業を通して自然環境教育を行うとともに、それらに関する基礎的研究を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境教育に関する理念の確立</li> <li>・自然環境教育に関する方法の研究及び開発</li> <li>・自然環境教育に関する教材の研究及び開発</li> <li>・自然環境教育に関する実践的指導者の養成</li> <li>・自然環境教育に関する施設・設備の開放</li> <li>・自然環境教育に関する公開講座等の実施</li> <li>・奈良実習園及び奥吉野実習林の管理</li> <li>・その他必要な事業</li> </ul>
特別支援教育研究センター	特別支援教育に関わる理念と実践に関する教育研究を総合的に行い、特別支援教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における児童生徒等の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進に貢献する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の内容と方法に関する理論的実践的研究を行うこと。</li> <li>・教育学部、大学院の特別支援教育に係わる人材育成に寄与し、スクールサポーター、特別支援ボランティア等の学生の研修等を実施すること。</li> <li>・教育相談・支援を行うこと。</li> <li>・教育委員会等と連携し、共同研究を行うこと。</li> <li>・特別支援教育に関する公開講座及び研修を実施すること。</li> <li>・その他、センターとして必要な事業を実施すること。</li> </ul>
理数教育研究センター (平成 21 年 2 月 27 日発足)	理数教育に関わる理論と実践に関する教育研究を総合的に行い、理数教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における児童生徒等の教育的ニーズに応じた理数教育の推進に貢献する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理数教育の教育課程と内容・方法に関する理論的実践的研究を行うこと。</li> <li>・教育学部、大学院の理数教育に係わる人材育成に寄与し、スクールサポーター、理数支援ボランティア等の学生の研修等を実施すること。</li> <li>・理数教育に関する教育相談・支援を行うこと。</li> <li>・教育委員会等と連携し、共同研究を行うこと。</li> <li>・理数教育に関する連携講座及び研修を実施すること。</li> <li>・その他、センターとして必要な事業を実施すること。</li> </ul>
附属中学校	本学における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究、並びに教育実習計画に従い学生の教育実習を実施する	【個別の目的】教育基本法及び学校教育法により中等普通教育を施し、大学教員との共同研究の推進、学部及び大学院との連携協力によって、教育の理論及び実際に関する研究並びに実証を行い、一般教育界に貢献するとともに、教育実習計画に従い学生の教育実習を行うこと
附属小学校		【個別の目的】教育基本法及び学校教育法により、初等普通教育を行うとともに大学教員との共同研究の推進並びに教育実習計画に従い学生の教育実習を実施すること
附属幼稚園		<p>【個別の目的】幼児を保育し、幼児の教育又は保育に関する研究を行い、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、奈良教育大学における大学教員との共同研究の推進と学部及び大学院と連携協力して、次の各号に掲げる任務を果たすことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 幼児教育に関する理論及び実践の研究並びにその実証を行うこと。</li> <li>二 本学の教育実習計画に従って、学生の教育実習を行うこと。</li> </ol>

【出典：学則及び各組織規程】

資料2-1-5-B 『奈良教育大学自己評価報告書 これまでこれから—附属校園・附属施設 編—』  
(平成20年3月)の抜粋

○はじめに

奈良教育大学には、教育組織として、教育学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科があります。教育学部に附属する施設として、教育実践総合センター及び自然環境教育センターを有しております。前者は、平成12年度、附属教育実践研究指導センターの改組により、大学の教育・研究及び地域の教育機関との連携の役割を担う中核的な組織に拡充されました。後者は、奈良実習園と奥吉野実習林を有し、まさに今日求められる環境教育を実践し、地域との深い絆を持った活動を展開しております。

大学に附属する施設としては、学生・教職員の健康増進のための指導・助言・診断等を行う保健管理センターがあります。また、図書館部門、情報基盤部門及び研究開発部門の3部門で構成され、図書館、情報館及び教育資料館を運営する学術情報研究センターを平成18年3月に設置しました。さらに、特別支援教育に関わる理論と実践の総合的教育と研究を行う特別支援教育研究センターを平成19年3月に設置しました。それぞれのセンターは、大学の教育・研究・社会との連携等の活動に対して欠かせない役割を果たしております。

また、大学には附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園の3つの附属校園があります。附属中学校は昭和22年、附属小学校は明治22年、附属幼稚園は昭和2年開設と長い歴史と伝統を有し、学生の教育実習の場として、かつ教育実践・研究の場としての重要な役割を果たして参りました。

平成12年度に、それぞれの附属施設、附属校園が自己点検・評価を行い、大学全体の中での役割・使命・意義を明らかにしました。平成16年度の国立大学法人化に伴い、今回、あらためて各組織に自らの存在意義を問い直すという真摯な自己点検・評価を依頼いたしました。今後の大学改革の一環として、作成されました本自己評価報告書での成果と課題を踏まえて、各組織が更なる充実・発展に努力すべきと考えております。この報告書に対し、学内外より忌憚のないご提言・ご指導をお願い申し上げます。

平成20年3月

国立大学法人奈良教育大学  
学長 柳澤保徳

○おわりに

附属施設・附属校園は、平成7年及び平成12年に自己点検・評価を行いました。平成16年度の国立大学法人化以降、教育組織では大学院改組・学部再編がりましたが、学術情報研究センターと特別支援教育研究センターも発足いたしました。いろいろな再編が起こる中、各組織が自己点検・評価を行い、大学の中でのそれぞれの使命・役割を見つめ直し、明確にする必要があります。折しも、平成20年度に行われる全ての国立大学への法人(暫定)評価では、附属校園には文部科学省国立大学法人評価委員会による評価が行われます。これは中期目標への達成度評価ですが、『「附属学校」の評価は、学校教育や大学・学部との連携(共同研究・教育実習等)の観点から、「附属学校」としての目的を十分に果たしているかどうかについて行う。』とされています。今回の自己点検・評価では、各附属校園の活動実績を積極的に挙げていただくよう要請いたしました。これらの成果を汲み取ってもらえるよう期待しています。

この報告書が、今後の大学における教育・研究・社会との連携の諸活動の一層の充実・改善に貢献するならば、本委員会として大きな喜びであります。

終わりに、報告書の作成でご尽力いただいた各附属施設・附属校園の各位の労に深く謝意を表します。

平成20年3月

点検評価委員会  
委員長 山邊信一

○掲載先のURL

<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HYOUKA/koremade08/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

大学の教育研究の目的を達成するため、6つの附属施設及び3つの附属学校は、それぞれ目的を規程で明確に定めている。また、これらの組織構成や活動については、平成19年度に自己点検評価を実施しており、大学の教育・研究及び社会との連携等の活動に対して欠かせない役割を果たしていると総括した。

以上のことから、各附属施設及び附属学校の活動は、大学の目的達成に重要な貢献があり、その内容は教育研究の目的を達成する上で適切と判断できる。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点到係る状況】

平成 16 年度からの大学法人化に伴い、新たな運営上の組織体制が敷かれた。この中で、教育研究評議会（以下「評議会」という。）は、教育課程の編成に関する方針や教育に関する重要な規則等を審議することとした（資料 2-2-1-A）。また、教授会は、教育全般に関する事項を所掌している（資料 2-2-1-B）。評議会には、教授会選出委員 9 名が含まれており、方針的事項を扱う評議会と具体的な教育上の事項を扱う教授会は、太いパイプで結ばれている。また、毎月の評議会での審議・決定事項（別添資料 2-2-1-1）は、ほとんど漏れなくその 1 週間後の教授会で報告されており（別添資料 2-2-1-2）、教授会での審議の焦点化・充実化が図られている。

本学では、「運営会議」という組織が機能している（資料 2-2-1-C）。運営会議は、学長、理事及び副学長で構成されており、学長は理事・副学長を通じて各委員会や室での教育に関する取組を掌握することができる。この学長を囲む運営会議は毎週開催され、評議会及び教授会での議事運営上の調整の役割を果たしている。この調整機能が、教育に関する事項全般の効果的で円滑な審議をもたらしている。

時としてリアルタイムの審議が求められる教育に関する事項を扱うため、定例では月 1 回の評議会と教授会は、資料 2-2-1-D に示すように臨時での開催も行われている。

資料 2-2-1-A 国立大学法人奈良教育大学教育研究評議会規則（第 2 条、第 3 条）

（組織）

第 2 条 評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。

- 一 学長
  - 二 学長が指名する理事 2 人
  - 三 副学長（研究担当）
  - 四 副学長（企画担当）
  - 五 学術情報研究センター長
  - 六 教育実践総合センター長
  - 七 附属学校（園）長のうちから 1 人
  - 八 本学専任（教職大学院専任を除く。）の教員の中から教授会において選出される教授 9 人（教育系 2 人、文科系 2 人、理科系 3 人、芸体系 2 人）
  - 九 教職大学院会議において選出される本学教職大学院専任の教授 1 人
- 2 前項第七号、第八号及び第九号の評議員は学長が任命し、解任しようとするときは、評議会の議を経て行うものとする。
  - 3 （略）
  - 4 （略）

（審議事項）

第 3 条 評議会が審議する奈良教育大学（以下「本学」という。）の教育研究に関する重要事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 中期目標についての意見に関する事項（経営協議会の所掌に属するものを除く。）
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項（経営協議会の所掌に属するものを除く。）
- 三 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 教員人事に関する事項
- 五 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- 六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 九 その他本学の教育研究に関する重要事項

資料2-2-1-B 奈良教育大学教授会規則（第2条、第3条）

<p>(組織)</p> <p>第2条 教授会は、教授、准教授、専任講師、助教及び助手で組織する。</p> <p>2 学長、理事（非常勤を除く。）は、教授会に出席することとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>一 教育課程の編成に関する事項</p> <p>二 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項</p> <p>三 大学の教員人事の方針に基づき行われる教員の採用・昇任等に関する事項</p> <p>四 その他教育又は研究に関する重要事項</p> <p>ア 課程以下の教育組織の設置、改廃</p> <p>イ 評議員の選出（推薦）</p> <p>ウ 学生の修学等の支援の方針に基づき行われる学生の修学等の支援の具体的事項</p> <p>エ その他アからウ以外の教育又は研究に関する重要事項</p> <p>2 教授会は、全学的な事項に関し、学長または教育研究評議会に対して提案を行うことができる。</p>
---

資料2-2-1-C 国立大学法人奈良教育大学運営会議規則（第1条～第3条）

<p>(設置)</p> <p>第1条 国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）の円滑かつ機動的な大学運営を行うため、大学に運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>一 国立大学法人奈良教育大学役員会の議決事項以外の日常的な意思決定に関すること。</p> <p>二 委員会間の調整に関すること。</p> <p>三 その他全学的観点が必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 理事（教育担当）</p> <p>三 理事（総務担当）</p> <p>四 副学長（企画担当）</p> <p>五 副学長（研究担当）</p> <p>六 事務局長</p> <p>七 学長が指名する者 若干名</p>
---

資料2-2-1-D 教育研究評議会等の開催回数

会議名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
教育研究評議会	18	19	18	19	22
教授会	14	15	15	16	15
運営会議	44	50	48	53	53

- ・別添資料2-2-1-1 教育研究評議会議題一覧（平成20年度）
- ・別添資料2-2-1-2 教授会議題一覧（平成20年度）

【分析結果とその根拠理由】

本学は、教育課程の編成に関する方針や教育に関する重要な規則等を審議する評議会、教育全般に関する事項を所掌する教授会を設置している。教授会は全教員が参加し、評議会より報告される教育に関する方針的な重要



事項を勘案して、十分な議論をつくした審議を行っている。これら評議会及び教授会の審議のための資料は、議論の焦点化・充実化を図るため、運営会議で事前に吟味されている。

以上のことから、教育研究評議会、教授会及び運営会議が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているとは判断できる。

**観点 2-2-2②：** 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

**【観点に係る状況】**

本学には、教育課程や教育方法等を検討する組織として、教務委員会、FD委員会、教育企画委員会及び教育課程開発室がある。それぞれの審議事項と組織（メンバー構成）は、資料2-1-2-A～2-1-2-Dに既に示した。また、平成16～20年度における開催回数を資料2-2-2-Aに示す。

教務委員会とFD委員会は教授会の下に置かれているため、教授会選出委員が中心の構成である。教育企画委員会は教育研究評議会の下に置かれ、教育担当の理事を委員長として、学長補佐及び各種委員会委員長が出席して、教学全般的な事項の方針策定とともに、各委員会間の意思疎通を図っている。教育課程開発室は教育担当理事の下、教育課程の開発のための資料収集・分析、企画・立案を担っている。これらの委員会等の平成20年度における審議事項は、別添資料2-2-2-1～2-2-2-4のとおりである。

**資料 2-2-2-A 教務委員会等 開催回数**

会 議 名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
教務委員会	26	29	20	22	20
FD委員会	9	11	12	10	13
教育企画委員会	13	13	14	11	11
教育課程開発室（注）	—	—	29	34	26

（注）教育課程開発室は、平成18年度発足。

- ・別添資料2-2-2-1 教務委員会議題一覧（平成20年度）
- ・別添資料2-2-2-2 FD委員会議題一覧（平成20年度）
- ・別添資料2-2-2-3 教育企画委員会議題一覧（平成20年度）
- ・別添資料2-2-2-4 教育課程開発室議題一覧（平成20年度）

**【分析結果とその根拠理由】**

教育課程及び教育方法を検討する委員会・室が有機的に連携して、実質的な検討を行い適切な体制を敷いていると言える。また、会議開催回数や審議事項からも、十分な活動が行われていると判断できる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

本学では、それぞれの教育組織の目的をよりよく実現するために改組・新設などの組織改編を行ってきた。この組織改編の過程を経て、本学の目的を現代的なニーズに適合させるべく、責任ある指導体制を構築してきたことが評価できる。個別の教育組織に関しては、次の優れた点が挙げられる。

- ・学士課程は、平成11年学部改組(2課程編成)を経て、平成18年には学校教育教員養成課程の定員増および総合教育課程の再編を実施した。それぞれの課程は、責任を明確にした指導体制のもと、独自の特色と教育成果を打ち出している。
- ・大学院教育学研究科は、平成20年度に改組し、修士課程と専門職学位課程(教職大学院)の2課程体制とした。それぞれの目的を果たすため、指導体制を明確にした教員組織を整備している。
- ・特別専攻科は、平成19年に特別支援教育特別専攻科(情緒障害・発達障害教育専攻)として改組し、現代的な教育的ニーズに対応した特別支援教育の教員養成を行っている。専攻科の「情緒障害・発達障害教育」という専攻設定は、近隣の他大学にはないユニークなものであり、専任教員の専門性を生かしつつ、近隣府県を含む地域のニーズに適切に応えうるものとなっている。
- ・各センターは、それぞれの目的に応じた主体的な活動を展開すると同時に、学部・大学院の教育研究への支援、社会・地域との連携・協力及び貢献等、多様な取組を行っている。
- ・教養教育の実施体制、教育活動に係る重要事項を審議する体制、教育課程・教育方法等を検討する組織のいずれについても、小規模単科大学という本学の特性を十分に生かした、機動的かつ効率的な組織体制を創出してきている。

### 【改善を要する点】

- ・授業実施、カリキュラムの検討、単位認定等の教務事項全般を扱う教務委員会は、月2回に近い頻度で開催され、教育課程・教育方法の実質的・具体的検討を行ってきた。学部・大学院を合わせて教務事項が多く、上記の委員会を含めた関連の委員会及び室の年間開催回数は70回以上となっており、この点の改善・緩和が必要である。

## (3) 基準2の自己評価の概要

本学の教育研究組織(実施体制)は、学生教育組織については、2課程7コース22専修からなる教育学部、2専攻12専修からなる教育学研究科(修士課程)、1専攻の教育学研究科(専門職学位課程)、1専攻2コースからなる特別支援教育特別専攻科からなる。これらはいずれも、教育研究の目的を果たすため明確に組織化され、かつ適切に運用されている。

一方、教員組織は、基本的には研究科の教育組織に対応した講座編成をとっている。学部については、2つの課程双方の学生教育に明確な責任指導体制を確立すべく、担当・副担当制度をとっている。これは、少人数指導による教育・研究の充実などの小規模単科大学のメリットを生かしつつ、同時に教職員数の絶対的な少なさなどの困難さをカバーする体制として、本学の教育研究の目的に照らして適切なものと言える。

さらに、本学に設置された6つのセンター及び3つの附属学校は、それぞれ教育研究の目的を達成するための役割を担っている。学術情報研究センターは、書誌情報・電子情報の受発信を通じて本学の教育研究の水準向上に貢献している。教育実践総合センターは、本学と地域との連携諸活動を結ぶHubの役割を果たしている。保健

管理センターは、学生及び教職員の一元的な健康管理とともに、積極的な健康に関する啓発活動を展開している。自然環境教育センターは、実践的な環境教育のフィールドを提供している。特別支援教育研究センターは、特別支援での本学の教育研究成果を活かした地域連携活動を展開している。また、附属中学校・小学校・幼稚園は、大学教員との共同研究や連携協力、学生の教育実習を担っている。これらは全て、学部・研究科の教育研究と不可分の機能を有している。

教養教育の実施体制、教授会をはじめとする教育活動に係る重要事項を審議する体制、教務委員会をはじめとする教育課程・教育方法等を検討する組織のいずれについても、小規模単科大学という本学の特性を十分に生かした、機動的かつ効率的な組織体制を構築してきている。



## 基準3 教員及び教育支援者

## (1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

## 【観点到る状況】

本学の目的を達成するための教員組織については、学則第30条（資料3-1-1-A）に定められており、大学院教育学研究科の各専攻・専修（資料2-1-3-A）に対応する11講座編成で成り立っている。さらに、学術情報研究センター、教育実践総合センター、自然環境教育センター、特別支援教育研究センター、理数教育研究センターに専任教員が配置されている。

教員配置に関しては、当該年度の配置可能枠を学長が教育研究評議会に示し、教員配置の方針（別添資料3-1-1-1）に基づき、各講座等からの要望を教育研究評議会で精査、承認のうえで配置されている。

また、講座等には講座主任を置き（資料3-1-1-B）、教員組織における責任体制を明確にするとともに、連携体制を整備している。さらに、学部学生に対する教育指導責任体制を明らかにするために、教育学部2課程のコース、履修分野または専修単位で、担当教員及び副担当教員を配置している（別添資料2-1-1-1）。

## 資料3-1-1-A 国立大学法人奈良教育大学学則（第30条）

## 第6節 講座

## （講座）

第30条 本学に、教員組織として、次の講座を置く。

学校教育、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、生活科学教育、英語教育、教職開発  
2 講座に関し、必要な事項は、別に定める。

## 資料3-1-1-B 奈良教育大学講座主任に関する申合せ（第1～第3）

平成16年4月1日

制 定

改正 平成19年3月20日規則第29号

第1 大学の適切・円滑な運営を図るため、講座並びに附属教育実践総合センター、附属自然環境教育センター及び情報処理センター（以下、「講座等」という。）に講座主任を置く。

第2 講座主任は各講座等について1人とし、当該講座等から選出された教授をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、附属教育実践総合センター、附属自然環境教育センター及び学術情報研究センター情報館にあっては、教授又は准教授をもって講座主任に充てる。

3 講座主任は、コース責任者を兼ねることができない。

4 講座主任は、学長が委嘱する。

5 講座主任の任期は1年とし、再任を妨げない。

第3 講座主任は次の各号に掲げる事項について、当該講座等の運営を主宰する。

- 一 教員の研究・教育の振興に関すること。
- 二 予算に関すること。
- 三 各種委員会から付託を受けた事項に関すること。
- 四 その他講座等の運営に関し必要な事項

2 講座主任は、講座等を超えて調整が必要な事項について当該講座を代表し、大学全体の視野に立って連絡・集約する。

・別添資料3-1-1-1 平成21年度教員配置(採用)について(抄)

【分析結果とその根拠理由】

教員組織編成のための基本方針を定めており、それに基づき、教員組織は大学院教育学研究科の各専攻・専修に対応する講座及びセンターで編成され、組織的な連携体制が確保されている。

各講座には講座主任を配置するとともに、教育学部2課程のコース、履修分野または専修単位で担当教員及び副担当教員を配置しており、教育研究にかかる責任の所在を明確にしている。

観点3-1-1-②： 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学生数と教員数、専任教員1人当たりの学生数を資料3-1-2-Aに示す。平成16年度以降、国立大学法人に課せられた人件費削減に加え専門職大学院設置に係る専任教員確保のため、定年退職教員の不補充により教員数が減少傾向にあるが、専任教員1人当たりの学部学生数は、10人台を維持している。教員免許取得のための主要科目は、専任の教授または准教授が担当している(別添資料3-1-2-1)。

なお、平成18年度より、専任教員と非常勤講師の中間的性格を持つ「特任教員制度」を導入した(別添資料3-1-2-2)。週3日または2日勤務で、卒業論文指導補助まで関わるため、専任教員の減少に係る問題を部分的に回避している。この特任教員は、専任教員と同様に人事委員会での厳格な業績審査を行い、教授会審議・投票を経て採用される。

また、法令上の必要教員数に対する専任教員数の充足率を資料3-1-2-Bに示す。

資料3-1-2-A 学生数と教員数(各年度5月1日現在)

	学 生 数				専任教員数	非常勤講師数	特任教員数	専任教員1人当たりの学生数	
	学部	大学院	専攻科	計				学部	大学院
平成16年度	1,204	149	7	1,360	118	126	—	10.20	1.26
平成17年度	1,179	146	9	1,334	117	137	—	10.08	1.25
平成18年度	1,175	158	16	1,349	111	143	—	10.59	1.42
平成19年度	1,186	154	12	1,352	109	137	6	10.88	1.41
平成20年度	1,202	162	13	1,377	112	109	6	10.73	1.45
平成21年度	1,189	178	10	1,377	109	137	19	10.91	1.63

(単位:人)

資料3-1-2-B 教育職員免許法・大学設置基準上の必要教員数に対する充足率(平成21年度)

必要教員数(注1)	教員数(注2)	充足率
97	109	112.4%

(注1) 必要教員数は、教育職員免許法による一種免許状授与の課程認定上必要とされる74名に、大学設置基準別表第一に定められる10名及び同別表第二の13名を加算したもの。

(注2) 教員数は、平成21年5月1日現在の現員で、副学長を含む数。

- ・別添資料3-1-2-1 教職専門科目の担当教員一覧
- ・別添資料3-1-2-2 国立大学法人奈良教育大学特任教員規則（平成18年規則第86号）

【分析結果とその根拠理由】

学士課程においては、専任教員1人当たりの学部学生数、特任教員の配置、法令上の必要教員数に対する専任教員数の充足状況から、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断できる。

また、教員免許取得のための主要科目は、専任の教授または准教授が担当していることから、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断できる。

観点3-1-③： 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

教育学研究科（修士課程）の教員組織については、学校教育専攻では専攻に対応した講座組織とする一方、教科教育専攻では9つの専修に講座が対応している（資料2-1-3-A）。附置センター専任教員も専門分野に応じた専攻・専修に関与し、それぞれ指導体制を明確にしている。教員配置については、教育研究評議会により「教員配置の基本方針」を定め（別添資料3-1-1-1）、実施している。

平成21年5月現在、学校教育専攻にあつては、大学院設置基準による必要教員数を充足している（資料3-1-3-A）。教科教育専攻にあつては、大学院設置基準による必要教員数の明示はないが、専修を専攻と見なし準用した場合、合計としては必要教員数を充足しており、専修個々に見ても概ね充足している。

資料3-1-3-A 大学院設置基準による教育学研究科（修士課程）の教員充足状況（平成21年度）

専攻	専修	（専攻を専修と見なした場合の）必要教員数		専任教員数	
		研究指導教員	研究指導補助教員	研究指導教員	研究指導補助教員
教科教育専攻	国語教育	4	3	4	5
	社会科教育	6	6	8	3
	数学教育	4	3	4	3
	理科教育	6	6	8	8
	音楽教育	4	3	4	1
	美術教育	4	3	5	3
	保健体育	4	3	3	3
	生活科学教育	4	3	5	4
	英語教育	3	2	3	2
	計	39	32	44	32
学校教育専攻		7	5	11	7
合計		46	37	55	39

【分析結果とその根拠理由】

教育学研究科（修士課程）においては、本学の教育研究の実施に必要な不可欠な教員配置（採用）を行っており、また、大学院設置基準による必要教員数を満たしていることから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が質・量の両面において確保されていると判断できる。

観点3-1-④： 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点に係る状況】

平成20年4月、教職大学院として教育学研究科に専門職学位課程（教職開発専攻）を設置した。専門職大学院設置基準では11名の専任教員（見なし専任、兼任教員を含む）が必須要件であるが、本学は設置申請書において教員組織を14名として設置認可を受けていることから、当分の間（少なくとも平成25年度末の特例期間限度までは）14名を実質的な成立要件と想定して運用されるべきものとした。資料3-1-4-Aから、本学教職大学院における教員数は、この要件を満たしている。

資料3-1-4-A 大学院設置基準による教育学研究科（専門職学位課程）の教員充足状況（平成21年度）

専攻	必要教員数	専任教員数			見なし専任教員数	兼任教員数
		教授	准教授	講師		
教職開発専攻	11	6 (2)	2	1 (1)	2 (2)	3(1)

(注) ( ) は、実務家教員数で、内数。

【分析結果とその根拠理由】

教育学研究科（専門職学位課程）においては、本学の教育研究の実施に必要な不可欠な教員配置（採用）を行っており、また、専門職大学院設置基準による必要教員数を満たしていることから、必要な教員が質・量の両面において確保されていると判断できる。

観点3-1-⑤： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動等の活性化を図るため、本学の中期計画に、教員の流動性向上に関する具体的方策として「教員の採用に当たっては、公募制とし、多様な人材を広く求める」こと及び「教育学部における任期制の在り方について検討を進める」ことを掲げている。

教員の新規採用は全て公募による。その際、年齢構成（資料3-1-5-A）として大学全体では特に配慮はしていないが、近い分野間の教員の年齢構成に配慮をしている。

本学の教育・研究・管理運営の向上に寄与する目的で職務を免除し、一定の期間、教員が自己研修に専念するサバティカル制度を設けている（別添資料3-1-5-1）。



任期制については、平成18年度に入り重点的に検討を続け、多様な雇用形態の制度が設定された（資料3-1-5-B）（別添資料3-1-5-2）。このうちの非常勤の教員としての特任教員制度が平成19年度から実施され（別添資料3-1-2-1）、平成21年5月現在、19人の特任教員が配置されている。

また、女性教員数比率は17.4%（19名/109名）、他機関経験者比率は49.5%（55名/109名）、本学以外の大学・大学院出身者教員比率は93.6%（102名/109名）となっている。

学外兼務教員数は資料3-1-5-Cのとおりである。

資料3-1-5-A 年齢別本務教員数（平成21年5月1日現在）

年齢	本務教員数	比率
～24歳	0	0%
25～34歳	3	2.8%
35～44歳	28	25.6%
45～54歳	39	35.8%
55～64歳	39	35.8%
65歳～	0	0%
計	109	100.0%

資料3-1-5-B 大学教員の新たな雇用形態の概要

区分	雇用形態（任期付き教員）				
	常勤教員（任期付き）			非常勤教員（特任教員）	
		外国人教員	実務家教員（常勤）		実務家教員（みなし専任）
1) 対象となる職	教授・准教授・講師	教授・准教授	教授・准教授・講師	教授・准教授・講師	教授・准教授・講師
2) 勤務形態	常勤	常勤	常勤	非常勤	非常勤
3) 任期又は雇用期間	任期年（最長5年）	任期2年（再任は、3年以内）	任期3年（再任は、3年以内）	1年（5年を限度として、1年更新）	1年（5年を限度として、1年更新）
4) 資格基準	本学教授・准教授・講師と同様	本学教授・准教授と同様	別に定める	別に定める又は本学教授・准教授・講師と同様	別に定める又は本学教授・准教授・講師と同様
5) 担当業務	〃	〃	本学教授・准教授・講師と同様（但し、人事案件を除く）	個別に担当内容を設定 各種委員会には参加しない	個別に担当内容を設定 各種委員会には参加しない
6) 勤務時間	裁量労働制				
7) 給与	本学教授・准教授・講師・助手と同様	本学教授・准教授と同様	本学教授・准教授・講師と同様	年俸300万円を上限（個人毎に設定）	年俸300万円を上限（個人毎に設定）
8) 諸手当	有	有	有	通勤手当のみ支給	通勤手当のみ支給
9) 退職手当	有	有	有	支給しない	支給しない
10) 研究室貸与	有	有	有	有（但し、タイムシェア制又は共同利用）	有（但し、タイムシェア制又は共同利用）
11) 教育経費	有	有	有	有	有
12) 研究費	有	有	有	有（但し、実情に応じ）	有（但し、実情に応じ）

13) 教員事例	プロジェクト	外国語担当教員	実務家教員(専任)	①学術、文化、スポーツ等特定の分野において優れた知識及び経験を有する者 ②文部科学省による大学教育改革支援プログラム又はこれに準ずる大学活性化事業プロジェクトへの参画教員
----------	--------	---------	-----------	--

資料3-1-5-C 兼務教員数(平成21年5月1日現在)

学内兼務教員	学外兼務教員(非常勤講師)		合計
	教員からの兼務	教員以外からの兼務	
2	95	42	137

(注1)「学内兼務教員」は、本学の場合、センター所属教員が該当する。

(注2)「教員以外からの兼務」者とは、教員を本務としない者で、本学の兼務の教員として勤務する者を指す(学校基本調査上の定義)。

・別添資料3-1-5-1 国立大学法人奈良教育大学教員のサバティカル制度に関する規則(平成19年規則第9号)

・別添資料3-1-5-2 国立大学法人奈良教育大学教員の任期に関する規則(平成18年規則第68号)

【分析結果とその根拠理由】

教員の新規採用は、公募により行っているが、採用人事の際に年齢条件面では適切な配慮を行っており、バランスを欠いた状況ではない。

女性教員比率に関しては、全国の大学の平均が18.2%(平成19年度)となっているのに対し、本学は17.4%となっている。

他機関経験者比率・本学以外の大学・大学院出身教員比率に関しては、全国規模での比較データはないが、独自に入手した近隣教員養成系大学等のデータと比較して高い率になっており、活性度の高い教員組織になっていると考えられる。

以上のことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断できる。

観点3-2-①: 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、採用または昇格の選考に際しては、講座(修士課程)に配置される教員が学部教育を担いながら大学院専任相当の資格をも有することを原則としている。採用基準、昇格基準については、平成20年7月に教員選考規則(別添資料3-2-1-1)及び教員選考基準(別添資料3-2-1-2)を制定した。これを第1の人事方法とし、第2の方法として「附属教育実践総合センター客員教授等選考基準」が平成12年に制定され施行されている。この2つの基準は、人事委員会が、選考対象のポストと専門分野の近い5人の教員で構成される専

門委員会に審査を付してきた。第3の人事方法として「奈良県教育委員会との連携協力に関する覚書に基づき採用する客員教授（常勤）等の選考に関する申し合わせ」が平成18年に制定、施行されている。この方法では教育研究評議会が人事選考を行うこととなった。

なお昇格の際の選考基準はおおむね第1の人事方法であるが、昭和45年に制定された基準があり、業績、学会等における活動、経歴、教育者としての人格、識見、能力等を目安としている。業績には著書、論文、個展、作品、リサイタル、演奏、創作発表、競技等の記録を対象としている。第2、第3の方法においては、教育実践及び教育実践に関する論文が基準として新たに加えられた。また、平成18年度の教員公募要項から、面接に加えて模擬授業またはプレゼンテーションを応募者に要求し、教育指導力または大学院課程の教育研究上の指導力を判断する方法が導入された。

・別添資料3-2-1-1 国立大学法人奈良教育大学教員選考規則

・別添資料3-2-1-2 国立大学法人奈良教育大学教員選考基準

#### 【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準や昇格基準は、教員選考規則や教員選考基準等により定めており、主として人事委員会の元で選考対象のポストに適合した専門委員による審査を行ったうえで、適切に選考を行っている。

また、平成18年度の教員公募要項から、面接に加えて模擬授業またはプレゼンテーションを応募者に要求し、教育指導力または大学院課程の教育研究上の指導力を判断する方法が導入された。

以上のことから、教員の採用基準、昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると言える。

**観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。**

#### 【観点到に係る状況】

本学において実施している教員の教育活動に関する評価は、(a)教員の自己評価に基づく個人評価、(b)学生による授業評価、の2つに大別される。

(a)は、点検評価委員会において毎年度実施している「大学教員個人評価」である。その中で、教育領域に関する評価を行っている。授業担当コマ数や受講人数等の数量的項目に加えて、授業の狙いや実施方法あるいは研究とのつながり等の自由記述文章を評価の対象としている（別添資料3-2-2-1）。評価結果は、学長による所見が付された後本人に通知され、今後の教育活動の向上に資するための動機付けとなっている。

(b)は、FD委員会において毎年度実施している「学生による授業評価アンケート調査」である。同委員会では、これを前・後期授業終了時に実施して、その結果の分析を毎年報告書として公表し（別添資料3-2-2-2）、教員個々の教育活動の改善に役立てている。また、その結果等に基づき、同委員会として、今後の授業評価アンケートに関するより適切な実施方策の検討を行っている。

・別添資料3-2-2-1 大学教員個人評価項目・基準、評価票（自己評価申告票）（抜粋）

・別添資料3-2-2-2 『平成19年度ファカルティ・ディベロップメント推進プロジェクト報告書』（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育活動に関する定期的な評価は、大学教員の個人評価並びに学生による授業評価アンケート調査により、それぞれ毎年度実施している。その結果は、教員個々の教育活動の改善に役立てるとともに、組織としてより適切な実施方策の検討に資するものとなっており、評価結果に対して適切な取組がなされていると判断できる。

観点3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到に係る状況】

いずれの分野の教員も、資料3-3-1-Aに示すとおり、大学の目的である「教育者の養成」に沿った研究と教育の相関を意識している。分野を越えての研究成果の教育への環流として、教材開発とその授業への実践利用がある（別添資料3-3-1-1）。また、現代の学校での教育課題を研究テーマにしている教員は、その成果を積極的に授業で紹介している（別添資料3-3-1-2）。さらに、調査研究に従事する教員は、フィールドワークを通じて、彼らの研究成果が教育に反映されている（別添資料3-3-1-3）。

資料3-3-1-A 教員の研究活動と教育内容との関連（例）

学部／大学院／専門職大学院の別	授業科目名	左記科目の基礎としての研究活動分野	研究成果の業績（標題、著者、巻・号、ページ、範囲、発行所、発行年）
学部	植物生態学	植物保全生態学の研究	1) 深泥池湿原へのニホンジカの侵入と植生に対する採食圧。辻野ほか9名、保全生態学研究 12: 20-27. 2007 2) 深泥池の自然と暮らし。深泥池七人委員会編集委員会 編40, 41, 42, 45, 94-97, 116. サンライズ出版. 2008
学部	有機化学	有機合成化学の研究	1) Efficient synthesis of heterocyclic compounds using ethenetricarboxylic acid diesters, Yamazaki, S.; Iwata, Y.; Fukushima, Y. Org. Biomol. Chem., 2009, 7, 655-659. 2) Lewis acid-promoted reactions of ethenetricarboxylates with alfa-CF3-substituted property alcohols, Yamazaki, S.; Yamamoto, Y.; Mikata, Y. Tetrahedron 2009, 65, 1988-1994.
学部	食生活論	食環境に関する研究	持続可能な食生活を目指した食教育プログラムの開発（第2報）－食教育プログラムの実践と評価－, 井元りえ、大家千恵子、津田淑江、日本家政学会誌第56巻第9号 pp. 633-641, 2005年
学部	スポーツ医学	スポーツ傷害発生に影響を及ぼす因子に関する研究	1) 論文「トライアスロン・アクアスロン大会参加者における参加当日セルフチェックの意義」笠次良爾ほか、日本臨床スポーツ医学会誌 14:316-324, 2006. 2) 「ラグビー選手における足関節捻挫とシューズ摩擦との関連」笠次良爾ほか、靴の医学 19:32-36, 2006.
学部	言語文化研究I	認知言語学における日英語の基礎的比較研究	著書『はじめての認知言語学』門田 守（研究社）2004年
学部	産業地域論	都市地理学	1) 根田克彦、イギリスの小売開発政策の特質とその課題－ノッティンガム市の事例－. 地理学評論 79-13, 786-808, 2006年. 2) 根田克彦、イギリス、シェフィールド市における地域ショッピングセンター開発後の中心商業地とセンター体系の変化. 人文地理, 60-, 217-2373, 2008年.

学 部	音楽心理学	音楽の科学的研究	福井 一., 豊島久美子. & 久田清人. 音楽聴取がホルモン変動に及ぼす影響 - 嗜好と経時変化を中心に. 日本音楽療法学会誌 Vol.5(1), 39-47. (2005).
学 部	音楽療法	音楽療法の効果の研究	豊島久美子., 福井 一., 前田則子., 玉村公二彦., 久田清人. & 西村早織. 精神遅滞者への音楽療法の影響 - 作業活動との比較に関するパイロット・スタディー. 日本音楽療法学会誌, Vol.7(2), 152-158. (2007).
学 部	中等教科教育法 I、II	世界遺産の教材化に関する研究	田淵五十生・中澤静男「E S Dを視野に入れた世界遺産学習—ユネスコの提起する教育をどう受けとめるか—」『奈良教育大学教育実践総合センター研究紀要』16号 2007年
学 部	環境教育	小学校環境教育の学習素材に関する研究	岩本廣美「身近な果実を活用した食べもの作り—環境教育の素材としてのドングリ、カキ—」日本環境教育学会『環境教育』14巻2号、pp.68~79、2004年
大学院	家庭科教育学特論	家庭科教育学に関する研究	生活をつくる家庭科第2巻安心・安全な暮らしとウェルビーイング、日本家庭科教育学会編、57-71頁、ドメス出版、2007
大学院	分子構造論	計算化学による分子構造と化学反応性の理論的研究	"Theoretical Studies of the Addition of RMgX to Carbonyl Compounds", S.Yamabe and S.Yamazaki 著、 "The Chemistry of Organomagnesium Compounds", Rappoport, Z.; Marek, I. Ed.;Wiley, Part 1, Chapter 9, p 369-402, 2008.
大学院	学校教育相談特講	学校カウンセリングの研究	1)「不登校思春期青年とのグループアートセラピー—有効な運営方法についての—検討」内藤あかね・市来百合子, 大学学生相談室紀要, 59-69. 1999. 2)「樹木画の読みについての教育に関する—考察—学習者が創作することの意義について—」市来百合子, 臨床描画研究, 24, 2009
大学院	音楽生理心理学特論	音楽と脳の研究	Fukui H. & Toyoshima K. Music facilitate the neurogenesis, regeneration and repair of neurons. Medical Hypotheses, Vol.71(5), 765-769. (2008).
大学院	生涯学習特論	生涯学習における主体形成論・学習論に関する研究	1)片岡弘勝「上原専祿『主体性形成』論における『近代』相対化方法—生涯にわたる時期区分とその指標—」(『奈良教育大学紀要』第54巻第1号(人文・社会科学)、17-32頁、2005年) 2)片岡弘勝「上原専祿『主体性形成』論における価値づけ方法—<抽象的肯定>から<具体的否定>への変容—」(『日本社会教育学会紀要』No.42、35-44頁、2006年)
専門職大学院	生徒指導・学校教育臨床	学校教育臨床・生徒指導	1)池島徳大「生徒指導と学校カウンセリング」佐藤修策監修『学校カウンセリングの理論と実践』ナカニシヤ出版 2007 pp.13-24. 2)池島徳大「いじめの学校教育臨床的支援に関する—考察—奈良教育大学教職大学院紀要『学校教育実践研究』創刊号(第1号)2009 pp.25-37.
専門職大学院	学校組織とアカウンタビリティ	学校組織の活性化、連携・協働による課題解決、説明の在り方等の研究	1)論文「学校及び地域教育機関・団体等と連携した教育プログラム及び支援教材の開発」、松井秀史、吉田明史、小柳和喜雄、(「日本教育大学協会研究年報」第27集)119頁-129頁 2)論文「The Development of an Educational Program and Teaching Materials in collaboration with Schools and Regional Educational Institutions - A Case Study of Nara University of Education, Japan - 」Hidefumi Matsui, Akeshi Yoshida, Wakio Oyanagi(Society For Information Technology & Teacher Education 2009)
専門職大学院	ポートフォリオによる評価と学びの連動	教育方法学	1)「一般的ルーブリックの可能性」、安藤輝次、『奈良教育大学教育実践研究センター研究紀要』第17巻、2008年3月、1-11頁 2)「評価と学びの連動」『International Symposium on Implementation and Evaluation of curriculum Reform in Korea, Japan, and China』2007年8月、137-148頁

専門職大学院	特色あるカリキュラム開発	教科教育、言語教育	1) “Promoting Awareness of Linguistic and Cultural Diversity Through English Language Activities in Japanese Primary Schools: Continuous Manifest and Latent Curricula,” YOSHIMURA Masahito, <i>Conscience du Plurilinguisme: Pratiques, Representations et Interventions</i> , Presses Universitaires de Rennes (PUR) publisher, 2008, pp. 201-217 2) 「総合的な学習の時間における言語意識教育の試み」、吉村雅仁・吉田伶子・辻田理恵、『奈良教育大学紀要』第56巻1号、2007年、pp. 175-182
専門職大学院	教育課程の改善と評価	学習指導要領に関する研究	報告書「高等学校の教育の在り方」、吉田明史、日本数学教育学会会誌、87/5、2005、20-29
専門職大学院	感性を育む授業実践	音楽授業における方法と評価に関する研究	1) 「知覚・感受の結果は発話にいかにかに表出されるかー『音楽的な感受』に対する評価方法としての意味内容分析ー」、宮下俊也、『学校音楽教育研究』Vol. 8, pp. 141-154, 2004年 2) 「音楽鑑賞における『内的世界の生成』とその教育方法としての『対話』ー高等学校芸術科音楽においてー」、宮下俊也、『奈良教育大学紀要』第55巻第1号、pp. 135-144, 2006年
専門職大学院	学習指導と教師の役割	教師教育	1) 「導入教育によって“学びの楽しさ”を覚醒するー知の探求力と遠心力に着目してー」、松川利広、「日本教師教育学会年報」14号 2005年9月 pp. 173-174 2) 「奈良教育大学教職大学院の現状と課題」、松川利広、「第3回東アジア教員養成大学シンポジウム」2008年10月 pp. 289-310
専門職大学院	教師の成長とアセスメント	教師教育論、授業研究	1) 小学校体育教育授業への取り組みに対する自己診断表作成の試みー反省的实践家として自己成長できる教師を目指してー。中井隆司・澤田あかね、奈良教育大学教育実践総合センター研究紀要 16:31-39. (2007) 2) アセスメントによる教員養成カリキュラム改善モデルの開発。中井隆司・日野圭子・小柳和喜雄・松川利広他。日本教育大学協会研究年報 25: 227-241. (2007)
専門職大学院	学級づくりと集団づくり	学級集団のアセスメントと心理教育的援助に関する研究	1) 『学級づくり(中学校編)』粕谷貴志共編著書(図書文化社) 2) 『授業スキル(中学校編)』粕谷貴志共編著書(図書文化社)

【出典：教育学部・教育学研究科（修士課程）シラバス、『奈良教育大学大学院教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）学生便覧』授業計画より】

- ・別添資料3-3-1-1 開発した教材を実践利用する授業科目例のシラバス
- ・別添資料3-3-1-2 現代の学校での教育課題に関する研究の成果を紹介する授業科目例のシラバス
- ・別添資料3-3-1-3 フィールドワークを通じて調査研究の成果を反映している授業科目例のシラバス

【分析結果とその根拠理由】

各教員の研究活動と授業内容とは深い相関があり、研究の過程と成果が教育内容に反映されている。全体として、大学の目的である「教育者の養成」に沿った研究活動が行われていると判断できる。

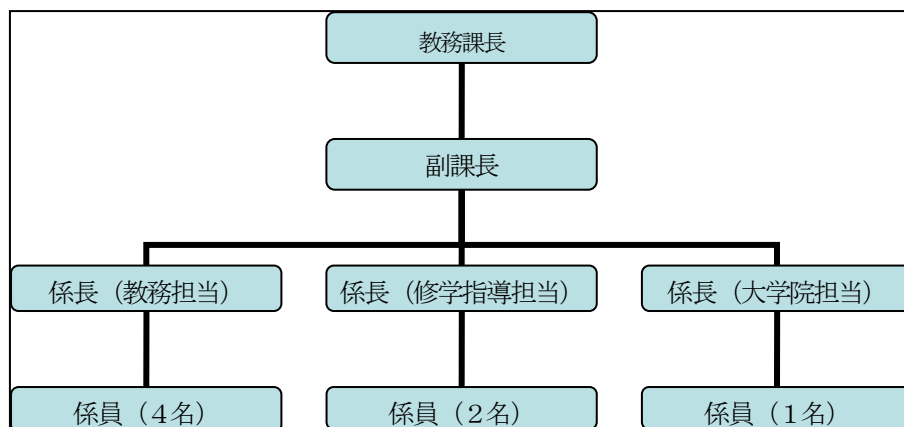
観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

教育課程を遂行するために必要な事務組織として教務課を置いている（資料3-4-1-A、3-4-1-B）。学部学生の実習、実技の授業においては、本学教育学研究科の修士課程の学生がティーチング・アシスタント

(以下「TA」という。)として教員を補助している。TAを活用する授業の平成21年度総数は49コマ(4.9%)である(資料3-4-1-C)。

#### 資料3-4-1-A 教務課組織図



#### 資料3-4-1-B 国立大学法人奈良教育大学事務分掌規則(第2条)

##### (教務課の事務分掌)

第2条 教務課の事務は、課長、副課長及び次の各号に定める係長で分掌する。

- 一 係長(教務担当)
  - 二 係長(修学指導担当)
  - 三 係長(大学院担当)
- 2 教務課長は、教務課の事務を総括する。
  - 3 教務課副課長は、次の各号の事務を掌る。
    - 一 教務課の事務総括の補佐に関する事。
    - 二 教育課程開発室に関する事。
  - 4 係長(教務担当)は、次の各号の事務を掌る。
    - 一 教育課程の編成及び授業時間割に関する事。
    - 二 学生の休学及び退学等異動に関する事。
    - 三 学生の在籍に関する事。
    - 四 講義室・非常勤講師室の管守に関する事。
    - 五 教員等の出勤簿に関する事。
    - 六 附属教育実践総合センターの事務に関する事。
    - 七 履修登録に関する事。
    - 八 学期末試験に関する事。
    - 九 非常勤講師に関する事。
    - 十 授業の実施に関する事。
    - 十一 授業計画(シラバス)に関する事。
    - 十二 転課程、転コース、転専修に関する事。
    - 十三 退職教員の最終講義に関する事。
    - 十四 教育情報システムに関する事。
    - 十五 特別聴講学生の派遣及び受入れに関する事。
    - 十六 SCSによる授業に関する事。
    - 十七 ファカルティ・ディベロップメント(FD)に関する事。
    - 十八 その他、課の所掌事務で他の係長に属さない事務に関する事。
  - 5 係長(修学指導担当)は、次の各号の事務を掌る。
    - 一 学生の修学指導に関する事。
    - 二 学生の学業成績の整理及び学籍簿に関する事。
    - 三 教育実習に係る基本的事項に関する事。
    - 四 卒業・修了に関する事。
    - 五 卒業・修了証書台帳及び卒業・修了生名簿に関する事。
    - 六 教員免許状取得に係る申請に関する事。

<p>七 在学、成績、単位取得及び卒業等証明書並びに調査書（学生支援課の所掌するものを除く。）に関する事。</p> <p>八 科目等履修生及び研究生に関する事。</p> <p>九 介護体験に関する事。</p> <p>十 その他、修学指導担当に属する事務に関する事。</p> <p>6 係長（大学院担当）は、次の各号の事務を掌る。</p> <p>一 大学院のカリキュラム、時間割に関する事。</p> <p>二 現職教員のカリキュラムに関する事。</p> <p>三 現職教員の受け入れに関する事。</p> <p>四 フレンドシップ事業に関する事。</p> <p>五 ティーチング・アシスタント（TA）に関する事。</p> <p>六 リサーチ・アシスタント（RA）に関する事。</p> <p>七 大学院の特別聴講学生の派遣及び受け入れに関する事。</p> <p>八 その他、大学院担当に属する事務に関する事。</p> <p>7 第3項から第6項並びに組織規則第7条の事務に関して、課長又は副課長が必要と認めた場合は、グループにより、その事務を共同して事務処理を行うこととする。</p> <p>8 主任及び係員は、上司が指示する事務を処理する。</p>
--

資料3-4-1-C TAの任用状況

年度	学期	任用人数	任用時間数	TAが関わる授業の例
16	前期	40	1,496	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報メディアの活用</li> <li>・初等教科教育法（理科）</li> <li>・指揮法I</li> <li>・物質科学実験（化学）</li> <li>・体育</li> </ul> [全49コマ（H21年度）]
	後期	25	984	
17	前期	26	1,182	
	後期	24	1,132	
18	前期	32	1,222	
	後期	32	1,230	
19	前期	26	931	
	後期	23	705	
20	前期	31	1,155	
	後期	24	1,021	
21	前期	20	690	
	後期	29	1,020	

【分析結果とその根拠理由】

教育支援を行う事務組織、事務職員を適切に配置し、教務事務など学生が履修する上での支援に当たっている。学部学生の実習、実技の授業においてTAを活用し、学生の学力向上に資している。



## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- ・ 他機関経験者比率・本学以外の大学・大学院出身教員比率に関しては、全国規模での比較データがないが、独自に入手した近隣教員養成系大学等のデータと比較して高い率になっており、公募採用に基づく活性度の高い教員組織になっている。

### 【改善を要する点】

- ・ 特記すべき事項無し。

## (3) 基準3の自己評価の概要

本学の教育目的を達成するための教員組織は、講座制であり、大学院教育学研究科の各専攻・専修に対応する11の講座として編成されている。さらに、学術情報研究センター、教育実践総合センター、自然環境教育センター、特別支援教育研究センターに専任教員が配置されている。

現教員組織編成においては、学部、大学院修士課程及び専門職学位課程の教育を十分に遂行できる教員数を確保できており、大学院設置基準等による必要教員数も満たしている。

教員の新規採用では、公募に基づく候補者の専門的研究能力、学部・大学院での教育指導能力等を重視した選考を行っている。年齢構成については、全学的なバランスに関する制度的拘束は設けていないが、適切な状況といえる。他機関経験者比率、本学以外の大学・大学院出身教員比率に関しては、近隣教員養成系大学等のデータと比較して高い率になっており、活性度の高い教員組織になっている。

教員の採用・昇格の選考に際しては、教員選考規則等の採用や昇格の基準が定められ、選考にあたる組織も明確に定められており、教育上または教育研究上の指導能力を十分に考慮して適切に運用されている。

教員の教育活動に関する定期的な評価は、大学教員個人評価並びに学生による授業評価アンケート調査により、それぞれ毎年度実施しており、教員個々の教育活動の改善に役立てるとともに、組織としてより適切な実施方策の検討に資するものとなっている。

各教員の研究活動と授業内容とは深い相関があり、研究の過程と成果が教育内容に反映され、大学の目的である「教育者の養成」に沿った研究活動が行われている。

教務事務など、教育支援を行う事務組織、事務職員を適切に配置し、学生が履修する上での支援に当たっている。TAによる授業補助体制は適切に機能し、学生の学力向上に資している。



## 基準4 学生の受入

## (1) 観点ごとの分析

観点4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学選抜の基本方針などの入学受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

## 【観点到係る状況】

教育学部のアドミッション・ポリシーは、基本理念及び教育目標に則って課程ごとに定めており、さらには課程のコース（資料2-1-1-A）ごとに具体的な「求める学生像」を定めている。これらは『学生募集要項』に教育理念とともに明記し（別添資料4-1-1-1）、『大学案内』（別添資料4-1-1-2）及び大学ホームページ（資料4-1-1-A）においても公表している。また、オープン・キャンパスや、企業・高等学校主催の大学説明会において、このアドミッション・ポリシーを説明し、公表・周知に努めている。

教育学研究科のアドミッション・ポリシーについては、専攻ごとに定めている。これらは『学生募集要項』に教育理念とともに明記し（別添資料4-1-1-3）、『教育学研究科案内』（別添資料4-1-1-4）及び大学ホームページ（資料4-1-1-A）においても公表している。また、大学院教育学研究科説明会においても公表・周知している。

特別支援教育特別専攻科においては、その目的を『学生募集要項』に明記し、公表するとともに（別添資料4-1-1-5）、「求める学生像」を大学ホームページにおいて公表している（資料4-1-1-A）。

なお、上記のアドミッション・ポリシーの公表状況は、資料4-1-1-Bのとおりである。

## 資料4-1-1-A アドミッション・ポリシーを掲載したホームページのURL

[http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/NYUUSI/2007admission\\_policy.html](http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/NYUUSI/2007admission_policy.html)

## 資料4-1-1-B アドミッション・ポリシーの公表状況

- ・大学案内配付数 10,000部
- ・研究科案内配付数 800部
- ・入学選抜要項配付数 4,000部
- ・オープン・キャンパス参加者数 1,000名
- ・大学院教育学研究科説明会参加者数 60名
- ・ホームページ ①入試情報：[URL] <http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/NYUUSI/nindex.htm>
- ②募集要項：[URL] [http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/NYUUSI/bosyuu/21\\_ippan.pdf](http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/NYUUSI/bosyuu/21_ippan.pdf)

- ・別添資料4-1-1-1 『学生募集要項』I. 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）
- ・別添資料4-1-1-2 『奈良教育大学大学案内』p10, p12.（入学受入方針のページ）

- ・別添資料4-1-1-3 『奈良教育大学大学院教育学研究科 修士課程・専門職学位課程（教職大学院）学生募集要項』 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
- ・別添資料4-1-1-4 『奈良教育大学大学院教育学研究科案内』 教育学研究科の目的／入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
- ・別添資料4-1-1-5 「特別支援教育特別専攻科（情緒障害・発達障害教育専攻）学生募集要項」 1. 目的

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーは、教育学部にあつては、基本理念及び教育目標に則つて課程ごとに定めるとともに、課程のコースごとに具体的な「求める学生像」を定めている。教育学研究科にあつては、専攻ごとに定めている。また、特別支援教育特別専攻科においては、その目的及び「求める学生像」を公開している。

これらは学生募集要項等で広く公表しており、公表状況からも、十分周知されているものと判断できる。

観点4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿つて適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

本学では、本学の使命である教育目標を達成すべく、アドミッション・ポリシーで明示されている「求める学生像」に沿つた学生を学部と大学院において、多様な選抜方法で受け入れている。

(a) 教育学部

教育学部における入学者選抜方法は、資料4-2-1-Aのとおりである。一般選抜入試及び特別選抜（推薦）入試とも、基礎的学力を評価すべく、大学入試センター試験を採用している。なおかつ、アドミッション・ポリシーに的確に沿うために、センター試験の教科・科目数及び配点を柔軟に設定している（別添資料4-2-1-1）。また、一般選抜においては、前期・後期とも、個別学力検査、実技検査、小論文など、多様な選抜方法をとっている。推薦入試においても、センター試験を課した上で、出身学校長の推薦に基づく調査書を提出の上、面接を行い、総合判定している。

なお、地域のニーズに積極的に応える取組として、「地域推薦枠」（10名）の推薦入試を設定している。

資料4-2-1-A 教育学部における入学者選抜方法

試験区分		募集人員	選抜方法の概略
個別学力検査等による選抜（一般選抜）	前期日程	176名	大学入試センター試験及び個別学力検査等の成績と、調査書等の内容を総合して選抜
	後期日程	41名	
推薦入学（特別選抜）	一般推薦	28名	学校教育教員養成課程の入学定員の一部分について、出身学校長の推薦に基づき個別学力検査を免除し、推薦書、調査書、自己申告書、大学入試センター試験の成績及び面接等の結果を総合して選抜
	地域推薦	10名	学校教育教員養成課程について、奈良県の高等学校（特別支援学校の高等部並びに中等教育学校の後期課程を含む。）に所属する者を、出身学校長の推薦に基づき個別学力検査を免除し、推薦書、自己申告書、大学入試センター試験の成績及び面接等の結果を総合して選抜

帰国生徒特別選抜	若干名	大学入試センター試験を免除し、出願書類（自己推薦書、成績証明書（調査書）等）、日本語による小論文及び面接等の結果を総合して選抜。ただし、学校教育教員養成課程身体・表現コース及び、総合教育課程文化財・書道芸術コース（文化財造形専修・書道芸術専修）では、実技検査を実施し、その結果も総合して選抜。
私費外国人留学生特別選抜	若干名	大学入試センター試験を免除し、日本留学試験の成績と、本学で実施する試験の成績及び面接等の結果を総合して選抜

【出典：『入学者選抜要項』 pp. 5-8】

#### (b) 教育学研究科（修士課程）

教育学研究科（修士課程）における入学者選抜方法は、資料4-2-1-Bのとおりである。学力検査においては、専攻・専修の特性に応じた科目を設定している。また、現職教員等及び教職経験を有する者に対して、選抜方法の特例を設けている。

#### 資料4-2-1-B 教育学研究科（修士課程）における入学者選抜方法

試験区分	募集人員	選抜方法の概略
一般選抜 (選抜方法の特例)	50名	学力検査（筆記試験・実技試験・口述試験）、成績証明書、研究計画書の内容を総合して行う。一般の選抜の学力検査科目は、外国語、共通専門科目、専門科目（実技を含む。）、口述試験とする。
現職教員等に対する選抜特例		学力検査科目は、専門科目（実技を含む。）及び口述試験とする。
教職経験を有する者に対する選抜特例		学力検査科目は、共通専門科目、専門科目（実技を含む。）及び口述試験とする。なお、学力検査科目の専門科目（実技を含む。）については、在職中に発表した研究業績等の審査をもって代替することができる。
外国人留学生特別選抜	若干名	学力検査（筆記試験・実技試験・口述試験）の結果を総合して行う。

【出典：『大学院教育学研究科修士課程・専門職学位課程（教職大学院） 学生募集要項』 p2, p6

『大学院教育学研究科（修士課程） 第2次学生募集要項・外国人留学生特別選抜学生募集要項』 p17, p20】

#### (c) 教育学研究科（専門職学位課程）

教育学研究科（専門職学位課程）における入学者選抜方法は、資料4-2-1-Cのとおりである。現職教員と社会人を対象としてそれぞれ特別選抜区分を設けており、受験者の特性に応じた学力検査方法をとっている。

#### 資料4-2-1-C 教育学研究科（専門職学位課程）における入学者選抜方法

試験区分	募集人員	選抜方法の概略
一般選抜	20名	提出書類の審査と学力検査（筆記試験（小論文）、口述試験、実技試験（模擬授業））の結果を総合して行う。
現職教員特別選抜		提出書類の審査と学力検査（筆記試験（小論文）、口述試験）の結果を総合して行う。
社会人特別選抜		提出書類の審査と学力検査（筆記試験（小論文）、口述試験、実技試験（プレゼンテーションまたは模擬授業からいずれか1つ選択））の結果を総合して行う。

【出典：『大学院教育学研究科修士課程・専門職学位課程（教職大学院） 学生募集要項』 p17, pp. 21-22】

(d) 特別支援教育特別専攻科

特別支援教育特別専攻科における入学者の選抜方法は、資料4-2-1-Dのとおりである。

資料4-2-1-D 特別支援教育特別専攻科における入学者選抜方法

試験区分	募集人員	選抜方法の概略
一般選抜	15名	学力検査、成績証明書、面接等の結果を総合して行う。

【出典：『特別支援教育特別専攻科 学生募集要項』 p3】

・別添資料4-2-1-1 『入学者選抜要項』 大学入試センター試験の科目等が記載された箇所の抜粋

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに明示する「求める学生像」に沿った学生を幅広く受け入れるため、多様な選抜方法を採用し、学力だけでなく、独創性、専門性、表現力などを評価している。特に学部においては、地域のニーズに積極的に応える取組として「地域推薦枠」を設け、大学院においては、現職教員等の特性を踏まえた入試区分を設けている。

以上のことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると言える。

観点4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点到に係る状況】

本学においては、一般選抜及び推薦入試のほか、留学生特別選抜、帰国生徒特別選抜、編入学の選抜があり、これらの対象者も同一のアドミッション・ポリシーに則り受け入れている。

私費留学生は、入学者選抜要項にその出願資格を明記している（別添資料4-2-2-1）。特に、一定の日本語能力と大学教育を受ける基礎学力の必要性を示している。また、教育学研究科（修士課程）においても、国際理解・国際協調の精神を醸成するために、一般の入学者選抜方法とは異なる方法を採用している。

社会人については、観点4-2-①でも示したように、教育学研究科（修士課程、専門職学位課程）において、現職教員や社会人受入のための特別選抜を実施している。これは、「教育研究の学問的基礎力と現代的な教育課題への対応力を有する教員・教育者」「専門的な能力と優れた資質を有する高度専門職業人としての教員・教育者」の養成という研究科の目的並びに各専攻のアドミッション・ポリシーに対応するものである（資料1-1-2-B）。特に専門職学位課程にあつては、「教職に関する実践的な専門性を培い、高度な実践力を身につけたいという目的を持つ現職教員」を求めるとして、明確なアドミッション・ポリシーを示している。

編入学生の受入については、総合教育課程の科学情報コース（物質科学専修）において行っている（別添資料

4-2-2-2)。入学者の選抜は、学力検査（筆記試験、面接）及び成績証明書の結果を総合して判断している。

- ・別添資料4-2-2-1 『入学者選抜要項』p26「別表7. 特別選抜方法（私費外国人留学生）」
- ・別添資料4-2-2-2 『編入学学生募集要項』p1「1. 募集人員」

#### 【分析結果とその根拠理由】

留学生、社会人、編入学生の受入等に関して、特別の選抜方法により実施しており、アドミッション・ポリシーに沿って適切な対応が講じられていると判断できる。

観点4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

#### 【観点到に係る状況】

入学試験の実施に関しては、副学長（教育担当）を委員長とする入学試験委員会が学部、大学院教育学研究科、特別支援教育特別専攻科の入学者選抜を掌握している（資料4-2-3-A）。

試験実施にあたっては各選抜ごとに実施組織を定め、詳細は、実施要領、入学者選抜に係る問題・解答用紙作成要領に明示しているほか、教職員の家族が当該選抜試験を受験する場合は、問題作成委員としないこと及び試験監督等にはしないことを入学試験委員会で申告して通知し、公正を確保している。

入試問題作成にあたっては、選抜ごとに（出題会議を開催し）複数の作成委員を選出し、入学者選抜に係る問題・解答用紙原稿作成要領により確認を行い、各出題責任者に対して出題ミス等防止に向けての留意事項を周知している。また、作成については、作成委員によるチェック票による点検を実施し、問題校正は、入試問題作成者と入学試験委員会委員または担当講座による複数のチェック体制をとっている。

各試験については、学長を本部長とする入試本部・試験場本部が試験全体の総括及び不測の事態への対応などを行い、本部のもとに学力検査班、総務班、救急班等を置いて試験の適切な実施に当たっている（別添資料4-2-3-1）。

試験当日の試験監督等関係者への留意点については、監督要領及び監督者への文書で周知している。

また、学内正門及び要所に警備要員及び連絡要員を配置するなど、公正で静穏な試験環境の確保を実現している。

試験実施後は、複数人の採点委員により採点し、入学試験委員会の予備判定及び教授会の議を経て合格者を決定している。

#### 資料4-2-3-A 奈良教育大学入学試験委員会規則（第2条、第3条）

##### （審議事項）

第2条 委員会は、入学試験に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 学生の募集に関すること。
- 二 入学試験（大学入試センター試験を含む。）の実施に関すること。
- 三 入学試験の選抜方法に関すること。
- 四 その他入学試験に関し必要なこと。

##### （組織）

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（教育担当）
  - 二 教授会において選出された者 4人
  - 三 入試課長
  - 四 学長が指名する者 若干名
- 2 学長補佐（入試担当）は、必要に応じ委員会に出席するものとする。
- 3 前1項第二号及び第四号の委員は、学長が委嘱する。

・別添資料4-2-3-1 平成21年度個別学力検査等実施組織図

【分析結果とその根拠理由】

試験実施体制としては、副学長を委員長とする入試委員会において、学部、大学院教育学研究科、特別支援教育特別専攻科の選抜に係る諸事項を審議し、各選抜ごとに実施組織を定めて実施している。問題作成、校正については、作成チェック票による点検のほか、複数人によるチェック体制をとっている。試験実施は、学長を本部長とする入試本部・試験場本部を設置し、適切な入試実施の体制をとっている。また、合否判定に関しても、入試委員会の予備判定及び教授会の議を経るなど公正な試験の実施体制を整備しており、入学者選抜は、適切な実施体制で公正に実施されている。

以上のことから、実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断できる。

**観点4-2-④：** 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点到係る状況】

平成17年4月に「受験動向を的確に把握し、入試広報、選抜方法の改善等の業務を迅速かつ機動的に行う」教職連携組織である「入試室」（資料4-2-4-A）を設置した。

この体制のもと、大学キャッチコピー「奈良の地で 学び創造 学び発信」の策定、アドミッション・ポリシーの改訂、大学ホームページ刷新、大学案内冊子の刷新、高等学校訪問の強化、アドミッション・ポリシーにふさわしい選抜方法の策定等の方策を検討・実施したほか、募集力向上のために民間の入試コンサルティングを導入し、オープン・キャンパスに向けた学生スタッフの研修や入試動向をめぐる教職員フォーラムの開催などの取組を実施してきた。この結果、平成18年度入試では受験生の大幅な増加（前年度比1.46倍）があり、平成19年度以降もこれら取組の内容充実を図っている。また、地元高校生のニーズに応えるため、平成18年度に学校教育教員養成課程に地域推薦枠（定員10名）を設けた（志願倍率は毎年度5倍以上）。

直近では、入学試験委員会（資料4-2-3-A）及び入試室において、平成18年度から実施した地域推薦入学の判定結果、入学者の成績等を分析し、アドミッション・ポリシーにふさわしい学生の選抜のあり方について検討を行い、具体的な選抜内容の策定と試験の実施を行う全学組織としての「地域推薦入試実施委員会」を設置した。当委員会においては、アドミッション・ポリシーにふさわしい具体的な選抜内容が打ち出され、実施方法及び評価基準を決定した。例年、県内からの志願者は50名（定員10名）を超えており地域のニーズに応えている。



地域推薦入試実施委員会での検討と並行して、地域推薦枠の問題点について各高校からの出願データを含む内容を整理し、入試室にて調査・検討を行った。その結果、平成 21 年度入試から「高等学校在学中に教育又はボランティアに関する科目の単位を修得した生徒については、1校あたり3名の推薦枠を更に6名まで拡大する」旨、地域推薦の推薦要件の変更を行うこととなった（別添資料4-2-4-1）。

大学院については、入試室を中心に教職大学院の設置及び現行修士課程の改組に伴うアドミッション・ポリシーの見直しを行い、教職大学院アドミッション・ポリシーの策定と修士課程アドミッション・ポリシーの改訂を行った。

#### 資料4-2-4-A 国立大学法人奈良教育大学入試室要項（第1条～第3条）

##### （趣旨）

**第1条** 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学入試室（以下「入試室」という。）を置く。

**2** 入試室は、受験生の動向を的確に把握し、入試に関する事項に迅速かつ機動的な対応をとるため、審議と企画・立案・執行の実施により、入試業務を行う。

##### （任務）

**第2条** 入試室は、次に掲げる事項に関し、資料の収集及び分析、企画及び立案を行い、執行する。

- 一 入試の中期的な計画に関すること。
- 二 入試の動向に関すること。
- 三 入試に関する問題点の整理に関すること。
- 四 入試の選抜の調査、分析に関すること。
- 五 入試の選抜方法の改善に関すること。
- 六 入学後の成績等の調査及び研究に関すること。
- 七 入試広報に関すること。
- 八 受験生、保護者等への情報提供に関すること。
- 九 その他、入試に関する重要事項

##### （組織）

**第3条** 入試室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- 一 理事（教育担当）
- 二 学長補佐（入試担当）
- 三 学長が指名する教員3人
- 四 事務局長
- 五 入試課長
- 六 学長が指名する事務職員若干名

**2** 前項第三号及び第六号の室員は、学長が委嘱する。

・別添資料4-2-4-1 『平成21年度奈良教育大学特別選抜推薦入学（地域推薦）の推薦要件の変更に  
ついて』平成19年11月19日

#### 【分析結果とその根拠理由】

入試室を中心として、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行ってきた。これにより入学者選抜の改善に役立ち、結果、受験生の増加に貢献した。

大学院においても同様の体制により、教職大学院アドミッション・ポリシーの策定と修士課程アドミッション・ポリシーの改訂を行うなどの取組を進めてきた。

以上のことから、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断できる。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

教育学部における過去5年間の入学定員に対する充足率並びに志願倍率は、資料4-3-1-Aのとおりである。各コースに対して、それぞれの試験採点后に入学定員に対してどれだけ超過して合格させるかを聞きとって実施するなどのきめ細かい対応を行っている。

大学院の各専攻における充足率並びに志願倍率は、資料4-3-1-Bのとおりである。平成19年度まで、教育実践開発専攻では充足率が200%を超え、定員を大幅に超過していた。平成20年度から、修士課程を従来の3専攻（学校教育専攻、教育実践開発専攻、教科教育専攻）から2専攻（学校教育専攻、教科教育専攻）へ変更し、教育実践開発専攻については、教職大学院（専門職学位課程（教職開発専攻））へ継承発展させた。この改組により、充足率は改善された。

専攻科における充足率並びに志願倍率は、資料4-3-1-Cのとおりである。

資料4-3-1-A 教育学部における充足率と志願倍率

	年度	学校教育教員養成課程				総合教育課程					地域推薦	合計
		教育・発達基礎	言語・社会	理数・生活科学	身体・表現	生涯学習	芸術文化	文化財	環境教育	科学情報教育		
充足率	平成17	103%	103%	109%	117%	127%	112%	110%	105%	103%	—	108%
	平成18	100%	115%	110%	109%	—	—	106%	100%	125%	110%	109%
	平成19	122%	110%	118%	120%	—	—	100%	105%	110%	100%	113%
	平成20	122%	115%	125%	120%	—	—	111%	115%	115%	100%	118%
	平成21	118%	98%	108%	109%	—	—	100%	95%	115%	100%	106%
志願倍率	平成17	4.2	4.7	3.7	6.2	9.1	5.9	4.2	10.4	2.3	—	4.9
	平成18	9.0	6.1	3.2	11.2	—	—	6.9	11.8	10.0	5.8	7.9
	平成19	6.7	10.2	6.8	11.0	—	—	5.6	8.2	8.6	5.6	8.1
	平成20	3.9	3.6	4.0	6.0	—	—	4.8	8.6	6.3	5.1	5.0
	平成21	4.8	4.3	4.2	6.1	—	—	6.3	8.9	6.8	5.3	5.6

資料4-3-1-B 大学院の各専攻における充足率と志願倍率

	年度	修士課程			専門職学位課程	合計
		学校教育	教育実践開発	教科教育	教職開発	
充足率	平成17	114%	238%	102%	—	122%
	平成18	114%	250%	104%	—	125%
	平成19	86%	288%	91%	—	117%
	平成20	120%	—	108%	115%	111%
	平成21	170%	—	108%	105%	116%
	平成17	1.4	3.1	1.8	—	2.0

平成 18	2.6	3.3	1.3	—	1.7
平成 19	1.6	3.8	1.4	—	1.7
平成 20	1.8	—	1.8	1.9	1.8
平成 21	2.4	—	1.8	1.5	1.8

#### 資料 4-3-1-C 特別支援教育特別専攻科における充足率と志願倍率

年度	充足率	志願倍率
平成 17	60%	0.6
平成 18	107%	1.3
平成 19	73%	0.8
平成 20	87%	1.2
平成 21	67%	1.0

#### 【分析結果とその根拠理由】

過去 5 年間、学部においては常に入学定員を充足しており、定員超過状況も相応な範囲に収まっている。

大学院においては、全体としては入学定員を充足している。一部の専攻では定員を大幅に超過する状況にあったが、平成 20 年度における大学院の改組（教職大学院の設置）により、定員超過状況は相応な範囲となった。

専攻科においては、各年度においてバラツキがあるものの、平均して約 80%と、相応な状態にあると言える。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- 『大学案内』やホームページ等への明記、オープン・キャンパス等により、各課程のアドミッション・ポリシー及び求める学生像が充分公表・周知されている。
- アドミッション・ポリシーに明示する「求める学生像」に沿った学生を幅広く受け入れるため、多様な選抜方法を採用し、学力だけでなく、独創性、専門性、表現力などを評価している。その結果、学部の過去 5 年間の志願倍率は、平均 6.3 倍（4.9～8.1 倍）を維持し、両課程においても、ほぼ 5 倍前後となっている。
- 地元高校生のニーズに応えるため、平成 18 年度に学校教育教員養成課程に地域推薦枠（定員 10 名）を設けた。志願倍率は毎年度 5 倍以上となっている。
- 留学生、社会人、編入学生の受入等に関して、特別の選抜方法により実施しており、アドミッション・ポリシーに沿って適切な対応を講じている。
- 入試委員会において、選抜に係る要項の作成から試験実施組織、問題の校正等入試選抜に係る諸事項に至るまで審議されている。試験当日は、学長を本部長とする入試本部・試験場本部を置き、万全の体制をとっている。合否判定に関しては、入試委員会及び教授会の議を経るなど適切な実施体制を整え厳正に実施している。

- ・ 「受験動向を的確に把握し、入試広報、選抜方法の改善等の業務を迅速かつ機動的に行う」教職連携組織である「入試室」を中心として、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行ってきた。これにより入学者選抜の改善に役立ち、結果、受験生の増加に貢献した。
- ・ 学部において、過去5年間常に入学定員を充足しており、相応な範囲に収まっている。あらかじめ超過数を単純に決めておくのではなく、各コースに対して、それぞれの試験採点後に入学定員に対してどれだけ超過して合格させるかを聞きとって実施するなどのきめ細かい対応が功を奏していると考えられる。
- ・ 大学院においては、一部の専攻では定員を大幅に超過する状況にあったが、平成20年度における大学院の改組（教職大学院の設置）により、定員超過状況は相応な範囲となった。

#### 【改善を要する点】

- ・ アドミッション・ポリシーは学生の受入だけの問題ではなく、入学者の入学試験の成績、在学中の成績、さらには卒業後の進路も含めて分析、検証すべきテーマである。これについては、今後、入試室や入試委員会、教務委員会やFD委員会、就職支援室など、大学の組織全体が連携して、取り組む必要がある。

### (3) 基準4の自己評価の概要

学部・研究科等のアドミッション・ポリシー及び各課程・専攻ごとの「求める学生像」を明確に定め、学生募集要項や大学案内、大学ホームページ、オープン・キャンパス等で広く公表し、周知している。

一般選抜入試及び推薦入試とも、アドミッション・ポリシーに明示する「求める学生像」に沿った学生を幅広く受け入れるため、多様な選抜方法を採用し、学力だけでなく、独創性、専門性、表現力などを評価するよう努めている。その結果、学部の過去5年間の志願倍率は、平均6.3倍(4.9～8.1倍)を維持し、両課程においても、ほぼ5倍前後となっている。特に学部においては、地域のニーズに積極的に応える取組として「地域推薦枠」を設け、大学院においては、現職教員等の特性を踏まえた入試区分を設けている。また、留学生、社会人、編入学生の受入等に関しても、アドミッション・ポリシーに沿って、特別の選抜方法により実施している。

入学者選抜の実施体制については、入試委員会において、選抜に係る要項の作成から試験実施組織、問題の校正等入試選抜に係る諸事項に至るまで審議されており、試験当日は、学長を本部長とする入試本部・試験場本部を置き、万全の体制をとっている。また合否判定に関しては、入試委員会及び教授会の議を経るなど適切な実施体制を整え、公正に実施している。

入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組は、教職連携組織である「入試室」を中心として行っている。これにより入学者選抜の改善に役立ち、結果、受験生の増加に貢献した。大学院においても同様の体制により、教職大学院アドミッション・ポリシーの策定と修士課程アドミッション・ポリシーの改訂を行うなどの取組を進めてきた。

入学定員の充足状況について、学部・大学院・専攻科とも相応な範囲にある。大学院の一部の専攻では定員を大幅に超過する状況にあったが、平成20年度における大学院の改組（教職大学院の設置）により、定員超過状況は相応な範囲となった。

## 基準5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

#### <学士課程>

**観点5-1-1-①:** 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

#### 【観点到る状況】

教育学部の目的を達成するため、学校教育教員養成課程及び総合教育課程の両課程共通に「学部共通科目」、「自由科目」、「卒業論文」を課している（資料5-1-1-A:第69条第1～第2項）。それぞれの課程で科目区分を明確にした教育課程を体系的に編成している。所定の修学年数在学习し、卒業要件単位数を修得した者に学士（教育）の学位を授与している（資料5-1-1-A:第70条第1項）。

教育課程の編成の観点として、導入期を重視した点に特徴を持つ。「学部共通科目」では、教養科目群は1～4回生で継続的に履修可能とし、その他の学部共通科目は基本的に1、2回生において履修する。また、学校教育教員養成課程の「学校教育基礎科目」、総合教育課程の「課程共通科目」は、「学部共通科目」とも関連させて、導入科目群としての特徴も持っている。それらは、教員に求められる企画力・分析力・表現力を培うディベート（debate, 討論）や探求の力量の育成を図る「学校教育基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」、課題学習を取り入れ自ら学び考える力を育てる「総合教育基礎論」及び「総合教育基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」、情報リテラシーの獲得を目指した「情報機器の操作」、教職入門としての「現代教師論」などである。大学全体として現代的教育課題に対応する力量の育成を行っている。

学校教育教員養成課程では、1回生で入門的教職科目を履修する。次に、主に2、3回生で基礎的・実践的教職科目や専修専門科目を履修する。これにより、教科・生徒指導力などの基盤的教職能力、教材開発力・授業展開能力などの実践的な教職能力、さらに専門分野の知識・思考力などを向上させる。その上で、3回生で教育実習（基本実習）を実施して実践力を向上させる。4回生で卒業論文を作成し、総合的な教職能力や課題解決能力を獲得させている（別添資料5-1-1-1、5-1-1-2）。なお、この課程においては、卒業要件単位の充足により、複数の教員免許状の取得要件を満たすよう編成している（資料5-1-1-B）。子どもの発達段階を見据え、異校種にまたがる幅広い視野を持つ教員としての資質能力を身に付けることを意図している。

また、学校教育教員養成課程では、新任教員に求められる資質能力を明らかにし、カリキュラム・フレームワークを構築し、それに照らした科目の配列原理を明確化した（資料5-1-1-C）。この配列原理に基づいて教育課程を構築することで、学生にとっては、教育学部卒業までに獲得すべき資質能力目標に照らして、各授業科目から何を学び、どのような資質能力を身につけたかを認識することができる。

総合教育課程の専門教育科目は「専修専門科目」から成り立っている（資料5-1-1-D）。これらの科目は、1回生入学時から専門的内容を学び、4年間にわたって段階的に履修する編成になっている。それぞれの専門の基礎的な知識を学んだ上で、より実践的・応用的な知識を様々なフィールドでの体験等も交えて学び、課題に対する洞察力の養成を目指している。卒業年次には専修ごとのテーマに沿って卒業研究を行い、創造的な課題探究力を身につけ、論文作成の過程での訓練を受けて、文章表現における客観化を習得している。また、卒業要件単位に加えて教職関連科目を履修することで、教員免許状の取得も可能な編成となっている（資料5-1-1

一E)。

学部共通—課程共通—専門科目—卒業論文と体系化された教育課程全体が、導入科目群に始まる広義の意味での教養教育とフィールドを活用した実地教育とを有機的に関係づけている。

資料5-1-1-A 国立大学法人奈良教育大学 学則 (第67条~第70条)

<b>(教育課程の編成方針)</b>	
第67条	学部は教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
2	教育課程の編成に当たっては、各課程、コース及び専修に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮するものとする。
<b>(教育課程の編成方法)</b>	
第68条	教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
2	教育課程に関し、必要な事項は、別に定める。
<b>(授業科目の区分及び履修方法等)</b>	
第69条	学校教育教員養成課程の授業科目の区分は、学部共通科目、学校教育基礎科目、教職科目、教科専門科目、教科又は教職に関する科目、専修専門科目、特別支援教育に関する科目、自由科目及び卒業論文とする。
2	総合教育課程の授業科目の区分は、学部共通科目、課程共通科目、コース共通科目、専修専門科目、自由科目及び卒業論文とする。
3	(略)
4	(略)
<b>(卒業に必要な単位数)</b>	
第70条	卒業に必要な単位数は、学校教育教員養成課程にあつては134単位数以上、総合教育課程にあつては128単位数以上とする。
2	(略)

資料5-1-1-B 学校教育教員養成課程 履修基準

区分		免許の種類				必要単位数	
		小一 中一	幼一 小一	小一 特支一	中一 特支一		
学部 共 通 科 目	教養科目	8~12				20	134
	外国語科目	4~6					
	保健体育科目	2~4					
	情報機器の操作	2					
学 校 教 育 基 礎 科 目	日本国憲法	2				8	
	外国語コミュニケーション	2					
	学校教育基礎ゼミナールⅠ	2					
	学校教育基礎ゼミナールⅡ	2					
教 職 専 門 科 目	教職の意義等に関する科目	2	2	2	2	小一・中一 52 幼一・中一 66 小一・特支一 46 中一・特支一 32	
	教育の基礎理論に関する科目	6	6	6	6		
	教育課程及び指導法に関する科目	30	42	26	12		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	6	4	4		
	総合演習	2	2	2	2		
	教育実習	6	6	4	4		
	事前・事後指導	2	2	2	2		

教科専門科目	小学校教科科目 (幼稚園教科科目)	8	8	8		小一・中一 28 幼一・小一 8
	中学校教科科目	20			20	小一・特支一 8 中一・特支一 20
教科又は教職専門科目		10	10	10	10	10
履修分野専門科目		10	10	10	10	10
特殊教育専門科目				23	23	23
自由科目			6	3	5	
卒業論文		6	6	6	6	6

(注)「小一」とは小学校一種、「特支一」とは特別支援学校一種の教員免許状を表す。他も同様。

【出典：奈良教育大学履修規則 別表基準第1】

### 資料5-1-1-C 学校教育教員養成課程 カリキュラム・フレームワーク

<p><b>学校教育教員養成課程 カリキュラム・フレームワーク</b>  <b>7つの目標資質能力基準 【知識と実践力】</b></p> <p><b>1 学校教育の課題把握</b>          教育の目的・歴史、人権、さらには教育や学校に関する法令などを理解し、現代的な教育課題を把握できる。</p> <p><b>2 教科・領域に関する基礎的知識と教育実践への具体化</b>          小学校、中学校の教科内容とその系統性を理解し、教育実践に活用することができる。</p> <p><b>3 情報活用能力</b>          主な情報機器を利用し、獲得した情報を教育活動に具体化できる。</p> <p><b>4 授業力</b></p> <p>4.1 学習設計          学習指導計画立案に関する基本的事項を理解し、児童・生徒の発達段階に応じて作成することができる。</p> <p>4.2 学習指導          多様な指導方法を理解し、児童・生徒の発達段階に応じた指導をすることができる。</p> <p>4.3 学習評価          多様な評価方法を理解し、児童・生徒の発達段階に応じて用いることができる。</p> <p><b>5 児童・生徒理解と教育実践への具体化</b>          児童・生徒の身体的・認知的・情意的発育・発達に関する基礎的内容を理解し、教育実践に具体化できる。</p> <p><b>6 学校と地域社会との連携</b>          学校の組織的な教育活動や経営活動、地域の教育活動などに関わることの重要性を理解し、教育活動に生かすことができる。</p> <p><b>7 職能成長</b>          教師の仕事や役割、責任を自覚した上で、教師として自己成長する意味とその方法を理解し、自ら実践することができる。</p>
---

【出典：大学ホームページ（カリキュラム・フレームワーク） URL: [http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOUUMU/cuffet\\_index.html](http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOUUMU/cuffet_index.html)】

### 資料5-1-1-D 総合教育課程 履修基準

区 分		必要単位数			
学 部 共 通科目	教養科目	8~12		20	128
	外国語科目	4~6			
	保健体育科目	2~4			
	情報機器の操作	2			
課 程 共 通科目	総合教育基礎論	2		6	10
	総合教育基礎ゼミナールⅠ	2			
	総合教育基礎ゼミナールⅡ	2			
	教育基礎論Ⅰ	2		4	

	教育心理学	2	単位 選 択
	教育社会学 I	2	
	総合フィールド演習	2	
	日本国憲法	2	
	外国語コミュニケーション	2	
コース 共通科目		文化財・書道芸術コース 14 環境教育コース 16 科学情報コース 12	12~16
専修専 門科目		文化財・書道芸術コース 68 環境教育コース 66 科学情報コース 70	66~70
自由科目		10	10
卒業論文		6	6

【出典：奈良教育大学履修規則 別表基準第2】

### 資料5-1-1-E 総合教育課程 取得できる標準的な免許（教科）の種類

コース	専修	免許の種類
文化財・書道芸術コース	古文化財科学	高等学校一種(理科)・中学校一種(理科)
	文化財造形	高等学校一種(美術)・中学校一種(美術)
	書道芸術	高等学校一種(書道)
環境教育コース	地域環境	高等学校一種(地理歴史)・高等学校一種(公民)・中学校一種(社会)
	自然誌	高等学校一種(理科)・中学校一種(理科)
科学情報コース	情報数理	高等学校一種(数学)・中学校一種(数学)・高等学校一種(情報)
	物質科学	高等学校一種(理科)・中学校一種(理科)・高等学校一種(情報)

(注) 総合教育課程の学生が、その所属する専修に応じた卒業要件単位のほかに所要単位を修得することによって

取得できる標準的な免許（教科）の種類

【出典：奈良教育大学履修規則 第6条第2項】

- ・別添資料5-1-1-1 奈良教育大学履修規則 別表履修課程 I
- ・別添資料5-1-1-2 奈良教育大学履修規則 別表 1 2

#### 【分析結果とその根拠理由】

学校教育教員養成課程及び総合教育課程に共通して、導入教育科目群によって、大学での学びに導き課題探求の姿勢を育む取組を行っている。学校教育教員養成課程においては、教育実践力を備えた教員の養成を目指し、入門的な基礎科目から実践的科目、更に専修専門科目、教育実習、その集大成としての卒業論文作成へと学習するよう編成している。総合教育課程においては、基礎的教養を学ぶ一方、1回生入学時から専修専門科目を学習して、2回生以降の実践的、応用的な科目の履修へと継続するよう編成している。また、専門教育につながる教養教育の観点から、教養科目の履修は1～4回生にわたって認めている。

以上のことから、本学の目的及び学位（学士（教育学））に照らして、授業科目の内容及び配置が適切であり、教育課程の体系的にも十分確保されていると判断できる。



観点 5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

(1) 学生の多様なニーズ

学生生活実態調査や卒業生アンケート調査等により、学生の多様な学習ニーズ等を把握し、可能な要望については、カリキュラム変更等で対応している。また、2つの課程間では、自由科目として他課程の授業科目の履修を認めている（資料5-1-2-A）。

学生の要望に沿った教育内容を提供するために、他大学との単位互換制度も充実させている（資料5-1-2-B）。これらの協定により、特に語学面では、本学で未開講の外国語科目（ロシア語、スペイン語、韓国語など）が履修可能である。

資料 5-1-2-A 奈良教育大学履修規則（第11条）

<p>（自由科目の履修） 第11条 自由科目は、開設授業科目の中から自由に選び、所定の単位を修得しなければならない。</p>
--

資料 5-1-2-B 大学間単位互換協定一覧（学部教育）

制 度	協定校	対象学生	対象科目	経 費	備 考
近畿教育系国立四大学との単位互換制度	京都教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学及び奈良教育大学	2回生以上	各大学が定める科目（教職科目は対象外）	入学料・授業料とも不徴収	1科目当たり5名以内
放送大学との単位互換制度	放送大学	1回生後期から4回生前期末まで	本学で開講していない外国語科目	授業料：1単位5,500円	
奈良県内大学間単位互換制度	奈良県立大学、奈良県立医科大学、帝塚山大学、天理大学、奈良大学、奈良産業大学、奈良女子大学及び奈良教育大学（計8大学）	2回生以上	各大学が定める科目	入学料・授業料とも不徴収	

【出典：『履修の手引 2009』 pp. 15-16】

(2) 研究成果（学術の発展動向）の反映

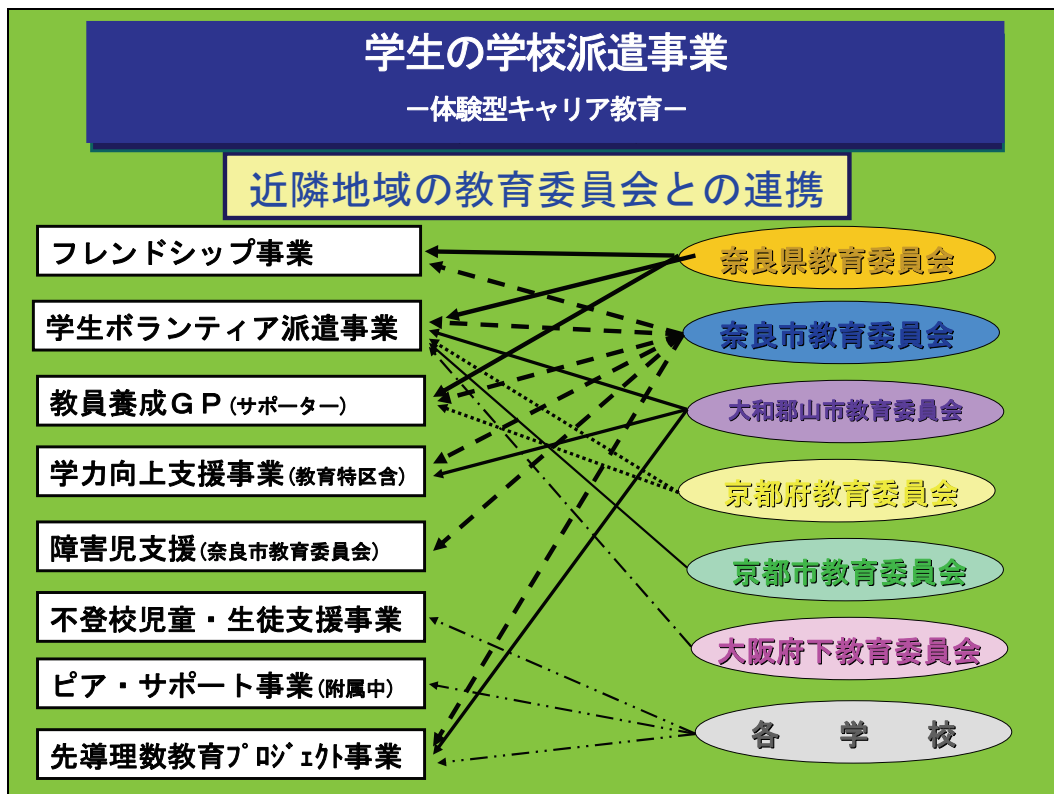
教員自らの研究のプロセス・成果と担当授業との関連性は深く考慮されている（資料3-3-1-A：学部）。授業での教育効果の向上を目指し、研究成果導入による学問・創造的活動への関心を喚起、基礎的概念の育成等が図られている。成果の図表や写真、あるいはビデオ・DVDなどによる教材の利用が多く見られる。「教材研究」という表現にあるように、それぞれの研究成果をどのように授業に環流するのかが大事な研究テーマになっている。

(3) 社会からの要請等

社会からの要請としては、地域との連携での学生ボランティア活動等の学校派遣事業の推進が挙げられる。これらの取組としては、奈良県はもとより近隣の教育委員会等と協定を結び、課外教育として各活動を推進している（資料5-1-2-C）。

また、社会教育主事、学校図書館司書教諭、学芸員、スポーツ指導員、認定心理士など教育に関連する各種資格の取得についても、一部の資格を除いて、両課程の学生が資格を取得できるよう門戸を広げている（資料5-1-2-D）。

資料5-1-2-C 学生の学校派遣事業



資料5-1-2-D 国立大学法人奈良教育大学学則（第43条の2～第43条の6）

(社会教育主事)  
 第43条の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育主事の所要資格を得ようとする者は、社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に定める所定の単位を修得しなければならない。  
 2 社会教育主事の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。

(学校図書館司書教諭)  
 第43条の3 学校図書館法（昭和28年法律第185号）に規定する学校図書館司書教諭の所要資格を得ようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）に定める所定の単位を修得しなければならない。  
 2 学校図書館司書教諭の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。

(保育士)  
 第43条の4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育士となる所要資格を得ようとする学校教育教員養成課程教育・発達基礎コース（幼年教育専修）の学生は、第70条に規定する単位を修得するほか、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める所定の単位を修得しなければならない。  
 2 保育士の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。

(学芸員)  
 第43条の5 博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する学芸員となる所要資格を得ようとする者は、博物館施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定める所定の単位を修得しなければならない。  
 2 学芸員の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。

(その他の資格)  
 第43条の6 第43条から前条までに規定する資格以外の所要資格については、別に定める。

## (4) 各種GPの教育への反映

本学は、文部科学省の特色ある大学教育支援プログラムをはじめとして多くのGP等に採択され、その成果を学部教育へ反映させている（資料5-1-2-E）。

## 資料5-1-2-E 各種GP等の授業への反映例

科目名	対応するGP等	目的（シラバスより抜粋）
学校教育基礎ゼミナールⅠ （※教育・発達基礎コース1回生対象のもの）	平成15年度特色GP 「現代的課題に対応する導入教育科目群の展開－『考える力』『表す力』の育成をめざした教育者養成－」	教育・発達基礎コース1回生を対象に、子ども・青年の発達及び学校教育をめぐる現代的諸課題に対する問題意識と思考力を育成する。その際、同コースを構成する四つの専修（教育学、心理学、幼年教育、特別支援教育）の視点・方法を視野に入れたアプローチを行う。主に下記する力の獲得を具体的な目標とする。 ①子ども・青年の成長・発達をめぐる主要な課題を知り、考えることができる。 ②学校教育をめぐる主要な課題を知り、考えることができる。 ③前記した課題について考えたことの要点を発表することができる。 ④前記した課題について討論することができる。
総合教育基礎論		総合教育課程の1年生全員を対象とした、導入科目の一つです。総合教育課程の各専修担当の教員が教育大学の中の総合教育課程の位置づけを念頭に置き、各教員の専門分野に立脚した講義を行うことにより、受講生は総合教育課程全体を俯瞰することができます。
先導理数教育Ⅲ	平成17年度概算要求「教育改革」実施事項 「新世代を先導する理数科教員養成プログラム」	(1)先端科学分野の実験・演習・実習・ゼミナール等を通して、理数科の専門性を高める。 (2)学んだ専門的内容を教材・カリキュラムに反映させるシミュレーションを行い、一般に向けた公開（「青少年のための科学の祭典」など）を考える。 (3)実際に小学校・中学校の教育現場に出て児童・生徒と接することで実践的な力量の形成を行う。具体的には、都市部及び山村部の小学校・中学校への派遣を想定している。 (4)教育現場において、開発した教材・カリキュラムの効果のモニタリングを行う。 (5)小学校から高校までの教育を連続的に見据えるため、小学校・中学校・高等学校の学習指導要領・理数科教科書の教科内容の展開を把握し分析する。次世代の理想的教科内容（教科書・教科カリキュラムの作成など）を模索する。 (6)開発した教材・カリキュラム、（単位についての）教科書を用いて模擬授業を行い、総合的な分析を行う。
教職実践	平成17年度教員養成GP 「鍵的場面での『対応力』を備えた教員の養成」	現在の教育現場が、新任教員に強く求める資質能力は、児童生徒、保護者、同僚に対する「対応力」である。教育実践で想定される様々な場面の中から、特に重要な「鍵的場面」を定め、それに対する「対応力」を教育現場での実践を通して育成する。
スポーツ指導方法論	平成18年度大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育研究実践支援） 「子どもスポーツ指導プログラムの国際化推進－実践的指導力のある教員養成システムの構築－」	主に子どもを対象とする優れたスポーツ指導者となるために、バルシューレ（最新のドイツ式・子どもボールゲーム指導法）の理論と実践を学ぶ。また、スポーツ指導者に求められる実践的な指導方法論を学習するため、本学で予定されているスポーツ教室の見学、立案、実施、反省を盛り込んだ指導者としての経験を積む。
食育と生活	平成20年度質の高い大学教育推進プログラム（教員養成大学による地域食育推進プログラム） 「食育オフィスの開設と食育リーダーの育成」	①子どもの成長にとって食生活が大切な役割を果たしていることがわかる。 ②日英の食育の取組がわかる。 ③食文化の伝承と創造の大切さがわかる。 ④日本の食生活の現状と課題を理解する。 ⑤小学校の食育教具を作成する。
給食指導		①学校給食を通して栄養バランスのとれた給食を理解する。 ②児童、生徒が望ましい食習慣を形成できるように指導する。 ③給食を通して人間関係を豊かに育てる場を提供する。

		④給食を通して食教育の現状を理解する。
総合演習（食育と共生）		①子どもの食生活の現状と課題，食育の重要性を理解する。 ②食文化を大切にする気持ちを育てる。 ③子どもの対応の仕方がわかる。
幼年教育学特講	平成19年度専門職大学院等教育推進プログラム 「幼保統合の「保育実践知」教育プログラム」	①幼保 GP のコンセプトである「保育実践知」の形成を図る。 ②” 5つの内容”のうち、①「誕生から見通した発達理解」③「保育内容・保育方法の獲得」に重点を置く。（連動して④「保護者支援」⑤「保育者としてのキャリア成熟」性に若干、言及する。 ③” 3つの学びの循環”については、教室での学びにリアリティを持たせることで実現を図るとともに、保育実践観察の機会を設定する。
保育内容特講		(1) 保育における絵本を中心とした視聴覚教材の特徴がわかる。 (2) 子どもの発達の様相を押さえながら、それぞれの教材を保育の中に取り入れていく方法がわかる。 (3) 「出張えほんのひろば」の活動に参加し、実際に子どもと絵本を読みあう体験をすることによって、絵本を保育のなかに取り入れていく方法を捉え直す。
幼児と健康		①子どもの発達段階における運動あそびの教育的価値がわかる。 ②自己の保育を的確に振り返ることができる。 ③運動あそびの創り方がわかり、自分で創ることができる。 ④運動あそびを指導するために必要な教師としての知識がわかる。 ⑤運動あそびにおける子どもへの関わり方がわかる。 ⑥健康領域の意味と幼児の発育・発達との関係がわかる。

【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズ等は組織的に把握し、カリキュラム変更等で対応している。また、他大学との単位互換制度も充実させている。研究成果や学術の発展動向に深く関わった内容の授業が展開されている。他にも、社会からの要請に応じて学生の学校派遣事業を推進し、また、各種 GP の成果を学部教育へ反映させている。

以上のことから、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成と展開になっていると判断できる。

観点 5-1-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保することを目的に、履修科目登録の上限を設けている。集中講義科目並びに教育実習及び卒業論文等の単位も含めて、年間 50 単位に設定している（資料 5-1-3-A）。一方、本学では GPA を算出している（資料 5-1-3-B）。前年度の修得単位数合計が 40 単位以上かつ GPA が 3.0 以上の者は、翌年次開講の授業科目を 6 単位の範囲内で履修できる「履修特例措置」を、当該授業科目担当教員の許可を得て、実施している（別添資料 5-1-3-1）。その実績は資料 5-1-3-C のとおりである。

組織的な履修指導としては、説明会（資料 5-1-3-D）のほか、専修ごとに、担当教員による指導を行っている。オフィスアワーでの相談に加えて、教員が授業・校務等以外の可能な時間帯で日常的に学生の指導に当たっている。

資料5-1-3-A 奈良教育大学履修規則（第13条）

（履修登録できる単位数の制限）

第13条 学生が1年間に履修登録できる単位数の合計は、集中講義科目並びに教育実習及び卒業論文等の単位数を含め、原則として50単位までとする。

資料5-1-3-B GPAについて（『履修の手引』より）

グレード・ポイント・アベレージ（GPA）とは？

本学では、成績は「A・B・C・D・E」で評価しますが、これに「4・3・2・1・0」のグレード・ポイントを与え、各授業科目の登録単位数を考慮して1年間の成績平均（グレード・ポイント・アベレージ）を算出します。

「GPAが3.0以上」の該当者は、次年度の履修登録時までに教務課掲示板に学生番号を掲示します。

【出典：『履修の手引』p8】

資料5-1-3-C 履修特例措置に係る実績

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
履修特例適用者数	74	82	91	92
申請者数	22	0	5	8
申請科目数	42	0	5	8
単位認定科目数	34	0	5	8
申請単位数	84	0	10	16
認定単位数	68	0	10	16

資料5-1-3-D 教務課関係説明会等

事 項	内 容	実施予定時期	対象学生
新入生対象オリエンテーション	卒業までの履修に係る全般的な説明を行う。	4月（新入生オリエンテーション）	新入生
次年度の教育実習にかかる登録説明会	次年度の教育実習の登録方法及び希望調査に基づく附属学校及び協力校に関する調整方法の説明を行う。	4月中旬	学校教育教員養成課程（2回生）・総合教育課程（3回生）
次年度の特別支援学校教育実習登録者に対する説明会	特別支援学校教育実習は全て協力校で行うが、出身校でない学校に実習依頼をすることになるので特別支援学校の探し方及び依頼方法についての説明を行う。	5月下旬	次年度特別支援学校教育実習登録者（3回生）
介護等体験オリエンテーション	「介護等体験」参加にあたり具体的な手続き内容説明後、参加費用の徴収を行う。	6月上旬	前年度（12月）に「介護等体験」の参加申込みをした者

教育職員免許状申請手続き要領説明会	教育職員免許状一括申請に伴う願書等の作成方法及び提出書類等に関する説明を行う。	11月下旬	3月卒業・修了見込みの者で教員免許取得希望者
次年度の教職専門科目「総合演習」説明会	次年度に開設する総合演習のテーマについて周知するとともに、次年度の履修登録までに予め受講者数の調整をする必要があることからテーマの希望調査を行う。	12月上旬	①学校教育教員養成課程1回生 ②総合教育課程1回生で所属専修に「総合フィールド演習」が開設されない学生等
次年度の「介護等体験」参加申込みにかかる説明会	介護等体験の概要説明後、次年度の介護等体験の参加希望者を受け付ける。	12月上旬	主に1回生（小、中学校教諭の普通免許状取得予定者）

【出典：大学ホームページ（教務課からのお知らせ）『教務課関係説明会等』】

・別添資料5-1-3-1 奈良教育大学履修規則の運用について（申し合わせ）（平成16年規則第255号）

【分析結果とその根拠理由】

履修科目登録の上限設定、GPA 制度の実施、授業時間外の学習機会の確保、組織的な履修指導など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫がなされていると判断できる。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

(1) 授業形態の組合せ・バランス

各科目の授業形態については、教育職員免許法に沿って、学則により定められた単位の規準に基づいている。その上で、教育目標を踏まえて各コース・専修の各分野の特性に応じた編成をとっており、授業形態のバランスにも配慮している（別添資料5-1-1-1）。例えば「専門教育科目」の平成20年度全開講数の内訳を資料5-2-1-Aに示す。

また、10名以下の少人数授業の実施割合は、全体の37.6%、30名以下で見ると、全体の75.1%を占めている（資料5-2-1-B）。

資料5-2-1-A 授業形態別授業数（学部・専門教育科目）（平成20年度）

授業形態	コマ数	割合
講 義	568	56.3%
演 習	248	24.6%
実 験・実 習	32	3.2%
実 習	58	5.8%
実 技	102	10.1%
合 計	1,008	100.0%

資料5-2-1-B 受講生規模別授業科目数(学部・専門教育科目) (平成20年度)

授業形態	コマ数	受講生規模						
		0名	1-10	11-20	21-30	31-40	41-50	51名以上
講義	568 (100.0%)	24 (4.2%)	146 (25.7%)	124 (21.8%)	91 (16.0%)	41 (7.2%)	29 (5.1%)	113 (19.9%)
演習	248 (100.0%)	12 (4.8%)	107 (43.1%)	56 (22.6%)	35 (14.1%)	24 (9.7%)	5 (2.0%)	9 (3.6%)
実験・実習	32 (100.0%)	3 (9.4%)	15 (46.9%)	6 (18.8%)	7 (21.9%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
実習	58 (100.0%)	1 (1.7%)	32 (55.2%)	13 (22.4%)	0 (0.0%)	3 (5.2%)	3 (5.2%)	6 (10.3%)
実技	102 (100.0%)	1 (1.0%)	38 (37.3%)	18 (17.6%)	28 (27.5%)	7 (6.9%)	9 (8.8%)	1 (1.0%)
合計	1,008 (100.0%)	41 (4.1%)	338 (33.5%)	217 (21.5%)	161 (16.0%)	76 (7.5%)	46 (4.6%)	129 (12.8%)

## (2) 学習指導法の工夫

学習指導法の工夫として、各専修において特色ある授業を行っている。特に、世界遺産に関係した「文化財材料論」、「地学巡検」などのフィールドワーク野外実習、高大連携をにらんだ「基礎数学」、学内で定期的に発表会を催している「表現運動(ダンス)」など本学独自の授業を展開している。「中等教科教育法I(英語)」での英語ボランティアガイド等の小中高における英語活用実践に関する授業も特筆できる(資料5-2-1-C)。

なお、演習・実験・実習・実技科目等におけるティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)を活用する授業の平成21年度総数は49コマ(4.9%)である(資料5-2-1-D)。

学習支援機能を高めたe-learningの取組として、Web-CTやWBLSSの活用を図っている授業が増加している(資料5-2-1-E)。

## 資料5-2-1-C 特色ある授業の例

授業科目名	科目区分	目的(シラバスより)
文化財材料論	文化財・書道芸術 コース共通科目	文化財の保管・修復等において、その対象とするものがいかなる材質のものにより成り立っているのかを知ることは、たいへん基本的で、かつ重要なことであると思われる。 文化財に用いられている材料・技法は、現代に生きる我々の想像を超えて多様であるが、ここでは、おもに我が国の伝統的な絵画および工芸品について、正倉院宝物などの調査報告書等によりながら、種々の材質等について、ともに探ってみることから始めたい。
地学巡検	自然誌専修専門科目	この実習では整理された教科書の知識の学習ではなく、複雑・多様な自然そのものの情報をいかにして得るかを習得する。そのために地質学的に典型的な地質構造・岩石・地層等を野外で実地に観察し、読み取れる現象をレポートにまとめる。
基礎数学(解析)	数学教育専修専門科目	整関数、分数関数、指数関数、対数関数、三角関数、逆三角関数、双曲線関数などの典型的な初等関数の定義とその性質(グラフなど)について、高等学校で学習した内容を復習しながらいろいろな観点から理解を深めていく。また、これらの関数の微分と積分についての計算に慣れ親しみながら、いろいろな応用問題の解法を試みる。

表現運動 (ダンス)	保健体育専修専門科目	創造的なダンス、ボディワーク、リズム表現、即興表現などを中心とする実習を通じて、自己身体や他者身体への気づきを深め、自己表現の喜びや他者と時空間を共有する楽しさを体験する。次の2点を主たる到達目標とする。 ①自身の身体が表現媒体として機能するための基礎的体力を身につける ②リズム・空間・イメージ要素を理解し、創造的な身体表現能力を身につける
中等教科教育法 I (英語)	教職専門科目	英語教育法の中でも、コミュニケーションの指導について、通訳技術のテクニックを用いてアプローチを試みる。既成の会話文の繰り返しによるコミュニケーションは退屈すぎ、ゼロからスタートするコミュニケーションは難しすぎる。その点、ある程度の教材内容を与えられ、それを通訳する中で自分なりの表現方法や発話内容を工夫する通訳的方法是、効率的なコミュニケーション学習に向いている。そこで、通訳技術開発の方法を学校現場に合うように整理し、コミュニケーション指導について教育実践を行いたい。学生たちが、中高において英語コミュニケーションを指導できる能力を高めることを到達目標とする。(cuffet 2 & 4.2)

【出典：教育学部シラバス】

資料5-2-1-D ティーチング・アシスタント採用実績

年度	学期	任用人数	任用時間数	TAが関わる授業の例
16	前期	40	1,496	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報メディアの活用</li> <li>・初等教科教育法 (理科)</li> <li>・指揮法 I</li> <li>・物質科学実験 (化学)</li> <li>・体育</li> </ul> [全49コマ (H21年度)]
	後期	25	984	
17	前期	26	1,182	
	後期	24	1,132	
18	前期	32	1,222	
	後期	32	1,230	
19	前期	26	931	
	後期	23	705	
20	前期	31	1,155	
	後期	24	1,021	
21	前期	20	690	
	後期	29	1,020	



## 資料5-2-1-E Web-CT、WBLSS を活用している授業

平成 21 年度前期	平成 21 年度後期
i) Web-CT ・英作文 I ・国際理解教育演習 ・音声学音韻論 ・道德教育の研究 ・倫理学 ・総合演習 ・中等教科教育法 III (保健体育) ・システムプログラミング ・数理解プログラミング I ・情報機器の操作  ii) WBLSS ・情報機器の操作	i) Web-CT ・知的障害教育方法(障害児教育課程論) ・特別支援教育方法学特論 ・英作文 II ・情報科学入門 II ・情報システム論 ・総合教育基礎ゼミナール II (情報数理) ・外国語コミュニケーション H ・中等教科教育法 I (理科) ・中等教科教育法 II (理科) ・初等教科教育法 (理科) ・日本語学演習 D ・球技(バスケットボール型) ・初等教科教育法 (体育) ・幼児と健康 II ・マルチメディア概論 ・情報通信システム工学 ・教育方法・メディア (総合教育課程)  ii) WBLSS ・情報メディアの活用 ・情報と職業 ・中等教科教育法 II (情報) ・教師のための情報倫理

(用語註)

i) Web-CT (Web course control) とは、ネットワーク上で授業を運営・管理するための WWW のアプリケーションで、授業でホームページを簡単に作成・運営するためのツール。

ii) WBLSS (Web Based Learning Support System) とは、自己学習支援システムで、学習内容がユニット単位で分割されており、学習者はユニット選択により多様な自主学習が可能となる。

## 【分析結果とその根拠理由】

各科目の授業形態については、教育職員免許法に沿い、学則により定められた単位の規準に基づいた上で、教育目標を踏まえて各コース・専修の各分野の特性に応じた編成をとっており、授業形態のバランスにも配慮している。また、少人数授業の占める割合も十分と言える。

GP をはじめとした特色のある取組も多く、各専修において特色ある授業を行っている。演習・実験・実習・実技科目等において TA を活用しており、さらに e-learning の取組として、Web-CT や WBLSS の活用を図っている授業が増加している。

以上のことから、本学の教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断できる。

## 観点 5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

## 【観点到る状況】

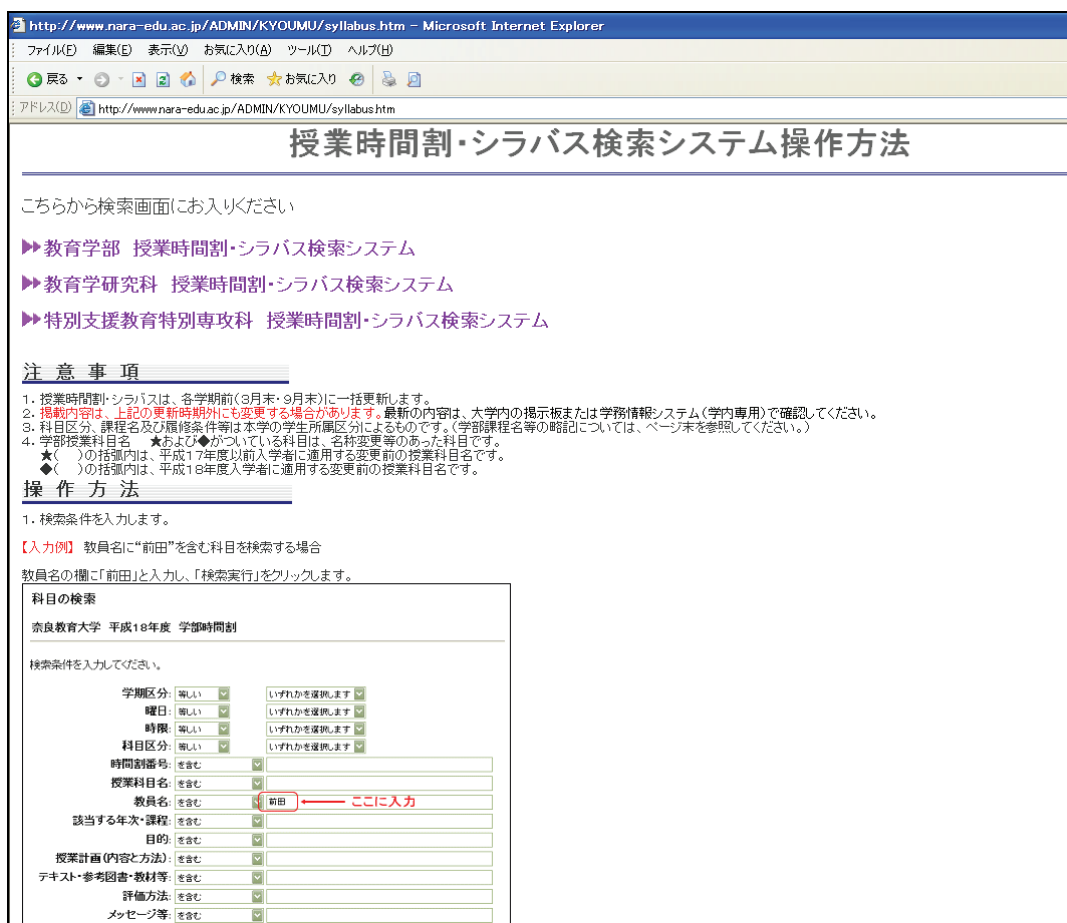
各授業の概要や授業計画、また授業方法、評価方法、参考資料等について学生に周知し、学生の授業選択の支援や、学生の主体的な学習を促すために、全学的にシラバスを作成している (別添資料 5-2-2-1)。その内容項目は、「学期区分」「曜日」「時限」「科目区分」「時間割番号」「授業科目名」「教員名」「該当する年次・課程」「単位」「目的」「授業計画 (内容と方法)」「テキスト・参考図書・教材等」「評価方法」「メッセージ等」から成

り立っており、1科目当たり概ねA4用紙1枚程度の情報量である。

シラバスはウェブ版を基本とし、ホームページで学内外に公開している（資料5-2-2-A）。授業科目名や教員名、授業科目区分などに加えて、授業内容に含まれるキーワードから検索することが可能になっている。学生は、学内に設置されたオープン端末や自宅のPC等でこれを参照できる。

シラバスの活用度については、平成20年度の授業評価アンケートによると、「授業計画（シラバス）を読んで授業の全体像を把握して授業に臨みましたか？（4者択一）」の問いに、前期64.5%、後期66.0%の学生が「1,2（読んだ）」と回答している。

資料5-2-2-A 「授業時間割・シラバス検索システム操作方法」（一部）



(<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOUNU/syllabus.htm>)

・別添資料5-2-2-1 教育学部シラバスの例（中等教科教育法Ⅰ（英語））

【分析結果とその根拠理由】

シラバスはウェブ版を基本とし、学内外に公開している。検索機能も充実しており、学生は必要な授業を学内外からの確に探し出すことができる。項目や内容も踏まえ、教育課程の編成の趣旨に沿って適切に作成されていると判断できる。

シラバスの活用状況について、学生の授業評価アンケートでは改善の余地はあるものの、適切であると判断できる。

観点 5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の主体的な学習を促し保障するため、各コース・専修にふさわしい多様な取組を行っている（資料5-2-3-A）。

特に「図書館」（177 席）は主体的学習支援のため、平日の夜間に加え、土曜日も開館している（資料5-2-3-B）。更に、「学生オフィス」（48 席）（資料5-2-3-C）、「情報サテライト室」（資料5-2-3-D）を設けており、学生が自由に勉学に専念できる環境を整備している。

本学は「教育資料館」を有しており、初等中等教育に関する資料を中心に収集し、学習のための利用に供している。また、学習の一環として、世界遺産関係のDVDを鑑賞する「世界遺産ミニシアター」を備えている。

全教員があらかじめ特定の時間帯を設定し、学生からの授業科目等に関する質問、学生生活全般・進路に関する相談等を受ける「オフィスアワー」も学生の主体性を促し、基礎学力の不足等、修学上の問題を抱えた学生に対応するための取組である（資料5-2-3-E）。この取組に係る周知は、学生掲示板、入学時ガイダンス、冊子「学生生活」及び大学ホームページ（資料5-2-3-F）で行っている。なお、教員は、この指定時間帯での相談に加えて、日常的に学生の指導・支援に当たっている。

この外、各専修ごとに学年担当教員を配置し、学生の履修指導、就職指導、生活指導等の全般的な指導・助言を行うとともに、学生からの種々の相談に応じるほか、不登校・異常行動学生への対応も行っている。

なお、基礎学力不足の学生を組織的に把握する方法として、GPA（資料5-1-3-B）が役立っている。また、多様な就職支援プログラムを実施している（別添資料5-2-3-1、別添資料5-2-3-2）。

資料5-2-3-A 学生の主体的な学習を促す取組例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフィスアワーの設定</li> <li>・ 自習室の設置</li> <li>・ 研究室などの開放</li> <li>・ 研究室図書の出借</li> <li>・ 自主ゼミなどの活動促進</li> <li>・ 課題に対するメールでの対話</li> <li>・ 自主学習教材の購入と貸出</li> <li>・ 実験器具・楽器・情報機器の貸出</li> <li>・ ホームページを使った復習</li> <li>・ 空き教室での自主作品製作の促進</li> </ul>
--

資料5-2-3-B 図書館開館時間一覧表

施設	平日（月～金）		土曜日	日曜日・祝日 試験前3週間・試験期
	授業期間	教育実習期間		
閲覧室	9:00～21:00	9:00～20:00	10:00～17:00	10:00～17:00
パソコン室	9:00～20:30	9:00～19:30	10:00～16:30	10:00～16:30

備考：(1) 休業日は、平日（月～金）の9:00～17:00開館。土・日・休日は休館。

(2) 時間外の閲覧業務は、各日2名（時間雇用職員）勤務。

(3) 時間外開館日の月曜日と、金曜日については、2名のうち1名は図書館職員が時差出勤で勤務。

### 資料 5-2-3-C 奈良教育大学学生オフィス使用規則 (抜粋)

(目的)

第2条 学生オフィスは、本学学生の自学、自習及び学生の憩いの場とすることを目的とする。

(施設)

第4条 第2条の目的を達成するため、学習スペース及びリフレッシュコーナーを設置する。

(使用時間)

第5条 学生オフィスの使用時間は、午前7時から午後10時30分までとする。

(使用日)

第6条 学生オフィスは、年末年始(12月27日から1月5日まで)を除き使用できる。

### 資料 5-2-3-D 奈良教育大学情報サテライト室使用規則 (抜粋)

(目的)

第2条 サテライトは、本学の学生が情報処理機器を用いて学習、研究、情報収集を行う場として、使用することを目的とする。

(使用日)

第4条 サテライトは、原則として、土・日曜日並びに祝日・休日以外の平日に使用できる。

(使用時間)

第5条 サテライトの使用時間は、原則として午前8時30分から午後8時45分までとする。

### 資料 5-2-3-E オフィスアワーの設定に関する申合せ

平成16年規則第306号

#### オフィスアワーの設定に関する申合せ

平成16年4月1日  
制 定

(目的)

1. 学生支援充実のため、学業を中心とした学生生活全般にわたって質問・相談等に応じる特定の時間帯(オフィスアワー)として、教員があらかじめ示す特定の時間帯を設定する。

(利用)

2. 学生は基本的に予約なしで研究室を訪ね、勉学のことから学生生活全般・進路・将来のことに及んで相談することができる。

(時間帯等)

3. 各教員はオフィスアワーを設定できる時間帯等を所定の様式により学生委員会に届けるものとする。ただし、オフィスアワーの設定時間は最低1コマ(90分)以上設けるものとする。

(周知方法)

4. オフィスアワーを学生に周知する方法は次の方法によるものとする。

- 一 大学のホームページに掲載
- 二 大学が作成する冊子に掲載(天平雲等)
- 三 一覧表を時間割冊子と同時に配布

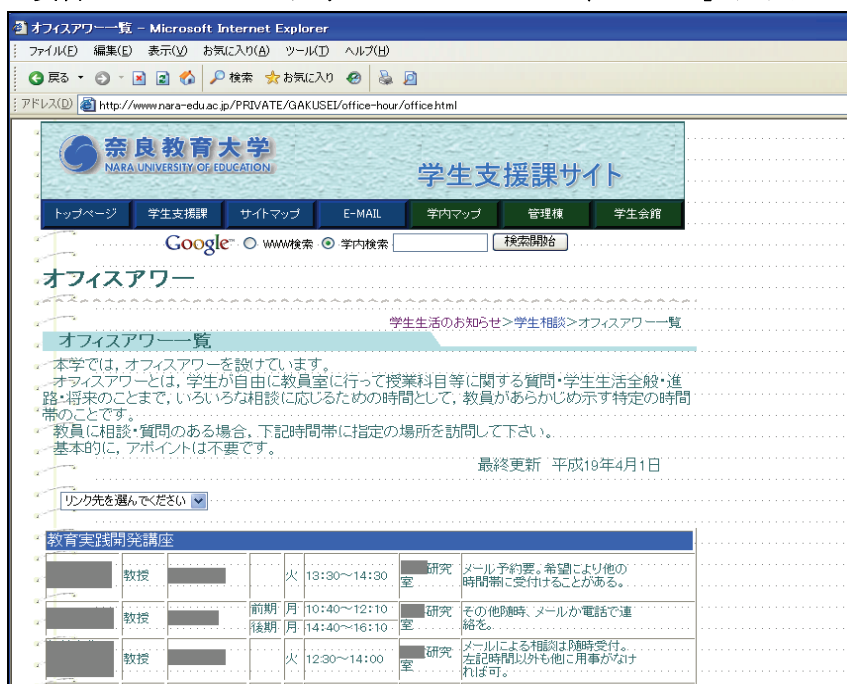
(その他)

5. この申合せに関する事項及び改正は学生委員会において行う。

#### 附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

## 資料5-2-3-F 大学ホームページ「オフィスアワー」サイト



- ・ 別添資料5-2-3-1 平成20年度 教員採用試験対策支援プログラム実施計画表  
(教員就職志願者対象)
- ・ 別添資料5-2-3-2 平成20年度 就職支援セミナー実施計画表 (企業・公務員就職志願者対象)

## 【分析結果とその根拠理由】

図書館等、自主学習のための設備を整えている。図書館は平日の夜間に加え、土曜日にも開館し、時間外における学習の便宜を図っている。

オフィスアワーの設定などにより、組織的な自主学習への配慮を行っている。

なお、基礎学力不足の学生への配慮については、GPA を活用して、オフィスアワーや学年担当教員による指導により組織的に対応している。

観点5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】 該当なし。

【分析結果とその根拠理由】 該当なし。

観点5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実

施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】 該当なし。

【分析結果とその根拠理由】 該当なし。

観点 5-3-1①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は履修規則第 17 条に策定しており（資料 5-3-1-A）、『履修の手引』にその成績証明書への表示方法とともに示している（別添資料 5-3-1-1）。また、成績評価の妥当性、信頼性及び公平性の観点から、より具体的な取り扱いを「成績評価に関する申合せ」として策定している（別添資料 5-3-1-2）。教育の目的に応じた具体的な評価方法は、出席、レポート、作品、試験成績等について各授業科目のシラバスに記載されている（観点 5-2-2）。シラバスは、全ての学生がウェブ上で学内外より閲覧することができる。

卒業認定基準は学則第 70 条及び第 74 条に策定しており（資料 5-3-1-B）、『履修の手引』に示されている（別添資料 5-3-1-3）。この『履修の手引』は、全学生に配布している。

また、これらの基準は、新入生オリエンテーションにおいても説明している。

また、同一科目を複数の教員で担当する場合は、教員間で評価の差が出ないように調整を図っている。卒業判定として、必要単位数を満たしているかが基準となり、教授会の議に付される。特に卒業論文に関しては、「卒業論文規則」及び「学位論文及び卒業論文の審査項目等について」を策定し、指導教員と関連教員による合議による厳正な合否判定を行っている（資料 5-3-1-C）（別添資料 5-3-1-4）。

#### 資料 5-3-1-A 奈良教育大学履修規則（第 17 条）

（成績評価等）

第 17 条 成績評価は、A(100-90)、B(89-80)、C(79-70)、D(69-60)及びE(59-0)の5段階の評語をもつて表し、A、B、C及びDを合格とし、単位を認定する。

#### 資料 5-3-1-B 国立大学法人奈良教育大学学則（第 70 条、第 74 条）

（卒業に必要な単位数）

第 70 条 卒業に必要な単位数は、学校教育教員養成課程にあつては 134 単位以上、総合教育課程にあつては 128 単位以上とする。

2 履修及び卒業論文に関し、必要な事項は、別に定める。

（卒業の認定）

第 74 条 学部にて 4 年以上在学し、第 70 条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

## 資料5-3-1-C 奈良教育大学卒業論文規則（第7条）

## （卒業論文の評価）

第7条 卒業論文の評価は、指導教員が関係教員と合議のうえ行う。

2 卒業論文の審査には、口頭試問をあわせ加えることがある。

- ・ 別添資料5-3-1-1 『履修の手引』 p10 「5 成績と単位の認定」
- ・ 別添資料5-3-1-2 「成績評価に関する申合せ」
- ・ 別添資料5-3-1-3 『履修の手引』 p13 「8 卒業」
- ・ 別添資料5-3-1-4 「学位論文及び卒業論文の審査項目等について」

## 【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や卒業認定基準は、いずれも大学が組織として策定し、『履修の手引』やオリエンテーションを通じて学生に周知している。また、個々の「教育の目的に応じた」具体的な評価方法は、担当の教員が作成するシラバスに示されている。

成績評価は、基準に沿って5段階で適切に行われている。明確に提示された履修すべき科目・取得すべき単位数を満たした学生について、教授会で卒業の可否の判定が下される。

以上のことから、成績評価基準や卒業判定基準を組織として策定・周知し、これに従って、成績評価、単位認定及び卒業判定が適切に行われていると判断できる。

観点5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

## 【観点到係る状況】

「成績評価に関する申合せ」において、成績の評価方法を定めるとともに、学生が成績評価に関する疑問点等について相談を申し入れることが出来る条項を設けている（別添資料5-3-1-2）。

具体的な相談の取り扱いは、「成績評価の相談に関する取扱いについて」により、授業担当教員による相談受付と、疑問点が解消しない場合の副学長（教育担当）による対応について定めている（別添資料5-3-2-1）。

- ・ 別添資料5-3-2-1 「成績評価の相談に関する取扱いについて」

## 【分析結果とその根拠理由】

成績評価に係る評価基準と疑問点についての相談の体制等について定めており、授業担当教員と副学長（教育担当）が対応する体制としている。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断できる。

## <大学院課程>

観点 5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

### 【観点到係る状況】

#### (1) 教育課程の編成

大学院教育学研究科（修士課程）では、資料 5-4-1-A の 6 つの観点を実現するため、教育課程は 5 つに分類された科目で構成されている（資料 5-4-1-B：第 4 条第 1 項）。

#### 資料 5-4-1-A 大学院における教育課程編成の観点

- [1] 教育実践を視野に入れた、より高度な専門性を有する教育者の養成を目指すこと
- [2] 教育の現代的な課題に対応すること
- [3] 教科横断的な教育内容を構想すること
- [4] 研究方法の獲得
- [5] 体験による課題意識の先鋭化（フィールド授業や参加型授業の展開）
- [6] 地域の教育に貢献すること

#### 資料 5-4-1-B 奈良教育大学大学院修士課程履修規則（第 3 条、第 4 条）

##### （授業科目）

**第 3 条** 授業科目は、修士課程共通科目、専攻共通科目、専修専門科目（学校教育科目、教科教育科目、教科科目）及び課題研究から成る。

2 開設授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

##### （履修単位及び履修方法等）

**第 4 条** 学生は、各専攻・専修の修学方法に応じて、授業科目からそれぞれ次の単位数以上を履修しなければならない。

- 一 修士課程共通科目 2 単位
- 二 専攻共通科目 2 単位
- 三 専修専門科目 16 単位
- 四 自由選択科目 6 単位
- 五 課題研究 4 単位

2 専修専門科目 16 単位については、各専攻・専修により次のとおりとする。

- 一 学校教育専攻教育科学専修・教育心理専修にあつては、教科教育科目 2 単位を必修とし、専攻内の他専修 4 単位を含むことができる。
- 二 学校教育専攻教育臨床・特別支援教育専修にあつては、教科教育科目 2 単位を含み、他専修 4 単位を含むことができる。
- 三 教科教育専攻にあつては、専修内の教科教育科目 6 単位を必修とし、専攻内の他専修 4 単位を含むことができる。

3 自由選択科目については、自己の研究の目的に応じて専攻・専修の別にかかわらず自主的に履修修得できる。

4 課題研究については、研究指導教員と専修関係教員の指導助言により課題を定めて研究を行うが、必要に応じて関係教員の指導のもとに附属学校（園）、教育実践総合センター等の協力を得ることができる。

#### (2) 授業科目の配置

「修士課程共通科目」では、教育研究の学問的基礎力と現代的な教育課題への対応力を有する教員・教育者に必要な専門性を目指す。学校教育の今日的課題を捉え、また各大学院生の研究課題と関連づけられる内容を広い分野にわたり提供している。これは、全員必修（1 年次）である（資料 5-4-1-C）。

「専攻共通科目」では、所属専攻学生必修（1 年次）とし、各専攻内の各専修を横断する内容を取り上げ、研究方法の習得を図っている（資料 5-4-1-C）。



上記の科目を土台として、大学院生は教育の現代的課題に研究と実践の両面から対峙し、自らの専門性を深めるように配慮されている。

さらに、「専修専門科目」では、各専修内容を支える各学問の先端的な内容を体系的に提供しつつ、常に理論と実践を往還できるように配慮している。「自由選択科目」は、学生の興味・関心に応じて履修するものである。これらの科目によってそれぞれの専修ごとの専門領域での教育が提供され、さらに、研究指導として「課題研究」を課し、個別の研究指導はもとより、集団的な研究指導の機会も設定している（資料5-4-1-B：第4条第2～4項）。

加えて、フィールド実践研究の充実を図るために、附属学校園での授業研究等についての希望調査の実施、大学院生が学部生のメンターとして連携校で教育体験をする学校フィールド体験、公立学校でのスクールサポート等の学校インターンシップ、附属中学校で実施しているピア・サポート活動等を実施している。

#### 資料5-4-1-C 修士課程共通科目・専攻共通科目

区	分	授 業 科 目 名	開講期	単 位
修士課程共通科目	修士課程共通	現代における学校教育の課題	前期	2
専攻共通科目	学校教育専攻	学校教育研究方法論	後期	2
		子ども理解特論（特別な支援を必要とする子ども）	後期	2
	教科教育専攻	教科授業研究特論	前期	2

#### 【分析結果とその根拠理由】

修士課程の目的である専門領域の研究を基盤として、教育の理論と実践が統合された専門的能力の育成の趣旨に沿い、教育課程を編成している。教育課程は、特色ある「修士課程共通科目」、「専攻共通科目」、「専修専門科目」、「自由選択科目」、「課題研究」が、学生の研究活動の進展に即して積み上げ的に編成されている。これらは、目的とする学問分野や専門職業分野における期待に応えるものになっている。さらに、この教育課程の中で、大学院生に研究方法と理論を学ばせ、きめ細かな個別的研究指導につなげている。

以上のことから、修士課程の目的・学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断できる。

#### 観点5-4-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

#### 【観点到に係る状況】

##### (1) 学生・社会からの要請を踏まえた配慮

研究科においては少人数教育のため（観点5-5-①参照）、個々の大学院生のニーズにそれぞれ対応するとともに、授業アンケートなどを実施し、個々の授業改善を通じて、教育課程の改善に結びつけている。また、入学時の大学院生の教員免許状取得希望に配慮して、学部授業科目の履修制度を設けている（資料5-4-2-A）。さらに、奈良女子大学との学生交流協定、近畿地区5大学単位互換に関する協定による単位互換も実施している（資料5-4-2-B）。

また、学校心理士や臨床発達心理士などの教育に関連する各種資格を取得できるよう、教育課程と内容を設定している。

資料5-4-2-A 奈良教育大学大学院履修規則（第5条）

<p>(学部科目の履修)</p> <p><b>第5条</b> 学生は、当該専攻・専修の研究上有益となる場合に限り、奈良教育大学教育学部において開設する授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき履修し修得した単位は、第4条1項の各号に掲げる単位数には含めないものとする。</p> <p>3 第1項の学部授業科目の履修については別に定める。</p>
--

資料5-4-2-B 大学間単位互換協定一覧（大学院教育）

制 度	協 定 校
奈良教育大学と奈良女子大学との間における学生交流協定	奈良女子大学及び奈良教育大学
近畿地区5大学単位互換協定	滋賀大学、京都教育大学、大阪教育大学、和歌山大学及び奈良教育大学（計5大学）

(2) 研究成果（学術の発展動向）の反映

大学院における授業では、教員自らの研究成果を紹介し、研究の目的・過程・得られた成果の意義を大学院生に理解させるよう図っている。教育実践研究の成果を授業に取り入れること、及び実践研究の場での体験を通じての大学院生の課題意識の高揚に努めている（資料3-3-1-A：大学院）。

(3) 各種GPの教育への反映

本学は、文部科学省の教員養成GP等に採択され、その成果を大学院の教育へ反映させている（資料5-4-2-C）。

資料5-4-2-C 各種GP等の授業への反映例

科目名	対応するGP等	目的（シラバスより抜粋）
教職実践指導	平成17年度教員養成GP 「鍵的場面での『対応力』を備えた教員の養成」	(目的)現在の教育現場が、新入教員に強く求める資質能力は、児童生徒、保護者、同僚に対する「対応力」である。教育実践で想定される様々な場面の中から、特に重要な「鍵的場面」を定め、それに対する「対応力」を教育現場での実践を通して育成する。 (内容)学部学生・提携校教員・大学教員らとともに「テトラ型チーム」を組織し、提携校においてインターン形式により教職に係る実践を行うほか、メンターとして学部学生の指導的役割を果たす。
世界の中の奈良—伝統と継承・発信—	平成19年度大学院教育改革支援プログラム 「地域と伝統文化」教育プログラム	日本の伝統文化を見直そうという社会的機運の高まるなか、本学の立地する特色ある地域である奈良の伝統文化とその源流について、最新の教育内容学の成果に基づく教材開発、ひいては教授法・学習法の開発ができる高度な力量を形成するプログラムを開発することが必要とされている。本学で学び、教育者を目指す大学院生に、その専門分野のいかに関わらず共通して、奈良時代以前からユーラシア大陸に向かって開かれた日本文化の中心であり、平城京よりの遷都後も現代に至るまで広範に規範性を保ち続けた奈良の文化について、学際的・教科横断的な認識・理解をもたせることは、本学の人材養成目的の的確に沿っている。また、知識基盤社会における教育の現代的・国際的な課題を解決してゆくうえで、自国の文化に対する知識と正しい認識とが必要不可欠であることは、本学のみに限らない普遍的妥当性を有している。このような観点から「地域と伝統文化」教育プログラムのコア科目として「世界の中の奈良—伝統と継承・発信—」を設定する。

【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズ等は組織的に把握し、カリキュラム変更等で対応している。また、学部授業科目の履修制

度を設け、他大学との単位互換制度も充実させている。授業内容から、研究成果や学術の発展動向に深く関わった授業が展開されており、GP の成果も反映させている。さらに、学校心理士や臨床発達心理士など、社会的要請の高い教育に関連する各種資格を取得できるよう、教育課程と内容を設定している。

以上のことから、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成となっていると判断できる。

**観点 5-4-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。**

**【観点に係る状況】**

単位の实質化への配慮としては、年度始めの履修ガイダンスや各教員によるオフィスアワー等を利用した履修指導、授業時間外の学習を奨励する課題の提示等がある。共通科目等の多人数授業においては複数教員による対応、少人数授業においては演習形式による授業展開を進めるなど、個々の授業科目のレベルで単位の实質化につながるような配慮を行っている。

**【分析結果とその根拠理由】**

オフィスアワーの設定をはじめとした組織的な履修指導など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫がなされていると判断できる。

**観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。**

**【観点に係る状況】**

(1) 授業形態の組合せ

研究科の授業は、講義と演習が中心となっている(資料5-5-1-A)。ほぼすべてが少人数の授業であり、それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。講義においても「考える力」と「表す力」を鍛える対話型授業や、研究成果に基づく新しい教材による教育現場での授業実践につながる授業が多く展開されている。

**資料 5-5-1-A 授業形態別開講授業数、少人数授業実施割合 (研究科) (平成 20 年度)**

授業形態	コマ数	割合
講義	192	63.5%
演習	105	34.8%
実験・実習	2	0.7%
実習	3	1.0%
合計	302	100.0%
※うち、少人数 授業(10名以下)	279	92.4%

(2) 学習指導法の工夫

特色ある教育の一例として、平成 19 年度大学院 GP 『『地域と伝統文化』教育プログラム』により展開されている取組がある。学際的・教科横断的教育を芸術創作やフィールドワーク等の形態も含めて教授する授業が新たに開設されている。

TA として大学院生を採用し、学部学生の実験や実習などの授業に参加させている（観点 3-4-①参照）。採用に当たっては、採用を要望する授業担当教員に対して「推薦学生への教育的効果（TA として、大学院生にどのような力量の育成を目標とするのか）」の明示を求めている。

【分析結果とその根拠理由】

研究科の授業は、講義と演習が中心であり、9割強が少人数授業である。特色ある教育の一例としては、GP に関連した授業などが挙げられる。それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。また、大学院生の TA への採用に当たっては、教育的効果を明示させている。

以上のことから、本学の教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断できる。

観点 5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

各授業のシラバスは、学部と同様である。（観点 5-2-②参照）

また、シラバスの内容と授業内容の整合性について、平成 19 年 1 月に実施したアンケート調査の結果、肯定的な回答が約 86.2%（選択肢 1 及び 2）を占めた（資料 5-5-2-A）。

さらに、シラバスの活用状況については、平成 20 年度の前期と後期に実施した大学院授業評価アンケート調査の結果、合計で 82.4%（選択肢 1 及び 2）が、授業の全体像を把握するのに授業計画（シラバス）は「役立った」または「ある程度役立った」と回答している（資料 5-5-2-B）。

資料 5-5-2-A 「大学院の授業・カリキュラムに関するアンケート調査」より

Q4. あなたが受講された授業全体について、シラバスの内容と、授業内容が整合していましたか。

1. ほとんど一致していた    2. だいたい一致していた    3. あまり一致していなかった  
4. 全く一致していなかった

【回答集計結果（計 58 名）】

1. 9名 (15.5%)	2. 41名 (70.7%)	3. 6名 (10.3%)	
4. 0名 (0.0%)	その他. 1名 (1.7%)	無回答. 1名 (1.7%)	

（備考）対象：平成 18 年度在学生 150 名、 回答者数：58 名

【参考】『奈良教育大学大学院の授業に関する在学生アンケート結果報告書』平成 19 年 2 月、p8, p15】

## 資料5-5-2-B 「大学院授業評価アンケート調査」より

Q6. 授業の全体像を把握するのに授業計画（シラバス）は役立ちましたか。

1. 役立った 2. ある程度役立った 3. あまり役立たなかった  
4. 役立たなかった 5. なかった／見ていない

[回答集計結果]

【前期】

1. 192名 (45.4%)      2. 145名 (34.3%)      3. 28名 (6.6%)  
4. 6名 (1.4%)          5. 52名 (12.3%)          (計423名)

【後期】

1. 115名 (50.7%)      2. 84名 (37.0%)      3. 11名 (4.9%)  
4. 6名 (2.6%)          5. 11名 (4.8%)          (計227名)

【合計】

1. 307名 (47.2%)      2. 229名 (35.2%)      3. 39名 (6.0%)  
4. 12名 (1.9%)          5. 63名 (9.7%)          (計650名)

(備考) 対象：平成20年度在学生120名、 回答者数：650名 (のべ)

## 【分析結果とその根拠理由】

研究科のシラバスは、学部と同様ウェブ版を基本とし、学内外に公開している。検索機能も充実しており、学生は必要な授業を学内外からの確に探し出すことができる。アンケート調査の結果なども踏まえると、教育課程の編成の趣旨に沿って適切に作成されており、活用されていると判断できる。

**観点5-5-③：** 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

## 【観点に係る状況】

現職教員等に対する教育を積極的に果たすことを目的に、昼夜開講制度を設けている。この制度には、「1年次フルタイム・2年次定期通学方式」（第14条特例）及び「夜間コース」があり、夜間コース大学院生のために、平日の夜間に各2時限の授業を開講している（資料5-5-3-A）。また、夜間コースの学生は、休業期間中の昼間に開催される集中講義も受講できる。履修者数は、資料5-5-3-Bのとおりである。

このほか、現職教員等で2年間の標準修業年限での履修が困難な場合、2年分の授業料で最長4年間の長期履修を認める「長期履修学生制度」を設けている。

また、現職教員のニーズに応えるため、昼間の大学院生と交流が図れるよう、研究科共通科目（現：修士課程共通科目）を土曜日にも開講するなどの改善を図った。

履修指導に関しては、入学時のオリエンテーションから夜間コース大学院生のための履修計画の指導を行う機会を設けている他、現職大学院生の勤務状況に応じて個別指導の時間を適宜設定するなど指導学生に対する配慮を行っている。また、大学院生が在学中に教員に採用された場合に、在学途中から夜間コースでの履修を可能にするなど、学生のニーズに対応できる体制をとっている。

資料5-5-3-A 国立大学法人奈良教育大学学則（第88条）

（現職教員等の学生の履修方法の特例）

第88条 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条及び大学院設置審査基準要項の五教育方法等の（二）の趣旨に基づき、現職教員等である学生は、履修方法の特例として、次の方法により授業及び研究指導を受けることができる。

- 一 第1年次は、在職校における勤務を離れて学業に専念し、通常の形態による授業及び研究指導を受け、第2年次は在職校に復帰し、授業及び研究指導を受けることができる。
  - 二 在職校に在籍し、11、12時限（18：00～19：30）及び13、14時限（19：40～21：10）に開講される授業及び研究指導を受けることができる。
- 2 この特例は、専修領域の特性等を考慮し、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。
- 3 第1項第一号の特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に研究指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 4 第1項第二号の特例の適用を受けようとする学生は、入学当初又は学期当初に研究指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 5 第1項第一号の特例の許可を受けた学生は、第2年次は、週1回以上定期的に通学し、授業及び研究指導を受け、合計6単位以上を修得しなければならない。

資料5-5-3-B 夜間コース履修者数等

	修士課程 学生数	うち 現職教員数	うち夜間コース履修者	
			人数	対現職教員比
平成17年度	127	15	2	13.3%
平成18年度	132	17	6	35.3%
平成19年度	126	22	16	72.7%
平成20年度	139	20	15	75.0%
平成21年度	134	15	14	93.3%

（単位：人）

【出典：「学生の定員及び現員（大学院）」『大学概要』2005-2009】

【分析結果とその根拠理由】

修士課程では昼夜開講制度を設けており、「1年次フルタイム・2年次定期通学方式」（第14条特例）及び「夜間コース」がある。夜間コース大学院生のために、平日夜間の授業を開講しているほか、休業期間中の昼間に開催される集中講義も受講できる。このほか、長期履修学生制度も設けている。

また、現職大学院院生の勤務状況に応じて適宜個別指導の時間を設けるなど、適切な指導を行っている。

以上のように、夜間コース等では、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断できる。

観点5-5-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む）。若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】 該当なし。

【分析結果とその根拠理由】該当なし。

観点 5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

研究指導については、「課題研究」（4単位）を課して毎週の時間割に位置づけ、責任ある指導を行っている。この毎週の研究指導とともに、複数教員による研究指導を行っている（資料5-4-1-B：第4条第4項）。この個別の研究指導はもとより、専攻・専修を単位として「テーマ発表会」、「中間発表会」及び「最終発表会」等、修士論文作成の節目において集団的な研究指導の機会を設定している。

研究指導教員の決定並びに修了認定については、資料5-6-1-Aのとおりである。

転専攻・転専修制度も研究指導を懇切に行うための制度である（資料5-6-1-B）。これは、大学院生の研究計画の変更に柔軟に対応するため、また、研究の予期せぬ展開があった場合に、より適した専門分野への変更の機会を保障する制度である。この制度は平成18年より発足し、これまでに3件に適用された。

#### 資料5-6-1-A 国立大学法人奈良教育大学学則（第89条、第90条）

（研究指導教員）

第89条 学長は、学生の入学後、教授会の議を経て、研究指導教員を定める。

（課程の修了）

第90条 修士課程に2年以上在学し、第86条第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。

2 修士課程に在学する者で優れた業績を上げたものに係る修士課程の修了の認定については、前項中「2年」とあるのは「1年」として同項の規定を適用する。

3 第1項に定める学位論文は、専攻の種類に応じ、研究指導教員の許可を得て、作品及び関連論文をもって代えることができる。

#### 資料5-6-1-B 奈良教育大学大学院修士課程転専攻及び転専修に関する規則（第2条～第7条）

（資格）

第2条 転籍を志望できる者は、原則として修士課程共通科目を修得している者とする。

（出願手続）

第3条 転籍を志望する者は、所定の期日（前期転籍については2月末日、後期転籍については8月末日）までに次に掲げる書類を教務課へ提出しなければならない。

- 一 転専攻・転専修志願票
- 二 単位修得証明書

（試験）

第4条 転籍の試験は、学力検査（実技を含む。）及び面接とする。

2 学力検査の科目は、各専修で指定する。

（転籍の時期）

第5条 転籍の時期は、学期の始めとする。

2 転籍を許可された者の受入れ年次は、現年次を継承するものとする。

（既修得単位の認定）

第6条 転籍を許可された者の既修得単位の取扱いについては、「既修得単位に関する取扱要領」を準用し、教務委員会の議を経て教授会が行うものとする。

（定員）

第7条 転籍を認める場合は、各専修ごとに若干名とする。

【分析結果とその根拠理由】

研究指導については、学則や履修規則等に明文化されている。毎週の「課題研究」による個別の研究指導に加え、集団的な研究指導を行っている。

また、大学院生の研究計画の変更に対応することなどを目的とした「転専攻・転専修制度」も設けている。

以上により、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断できる。

観点 5-6-②： 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

研究テーマ決定に対する指導については、制度としての定めはないが、専攻・専修によっては、テーマ発表会を設定し、研究テーマについて教員集団によって指導する場としている。また、この場では異学年院生が同席し、大学院生相互が意見を交わす学びの場としても機能している。

また、大学院生を TA として活用し（資料 5-2-1-D）、教育能力の育成を図っているが、採用に当たっては、TA の職務だけでなく、「TA をすることで大学院生が獲得できる資質能力」の明示を、採用を要望する担当教員に求めている。明示を求めるのは TA を選考する教務委員会であり、この採用条件により TA の活動が教育的訓練の機会であることを周知している。

【分析結果とその根拠理由】

研究テーマ決定に対しては、テーマ発表会を設定し指導している専攻・専修もある。また、TA の活動を教育的訓練の機会としている。

以上により、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断できる。

観点 5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は、修士課程履修規則第 5 条に規定しており（資料 5-7-1-A）、『大学院学生便覧』に記載して周知している。また、成績評価の妥当性、信頼性及び公平性の観点から、より具体的な取り扱いを「成績評価に関する申合せ」として策定している（別添資料 5-3-1-2）。個々の授業単位での具体的な評価方法は、シラバスに記載している。多くはレポート、発表内容、出席率等から総合的に評価している。

上記の基準に基づき行われた成績評価の分布は資料 5-7-1-B のとおりである。

修了要件単位数は、履修規則に定めている（資料 5-7-1-C）。そのほか、入学前の既修得単位の認定、現職教員の学生の履修方法の特例について学則に定めている（資料 5-7-1-D：第 87 条、第 88 条）。修了認定については、観点 5-6-①で示したとおり、学則及び学位規則に規定しているほか、「学位論文及び卒業論文の審査項目等について」（別添資料 5-3-1-4）を策定している。修了認定は、修了要件の科目と単位数の認定基準に従い、教務委員会の議を経た後に教授会において審議・議決する。



なお、これら修了要件に係る学生への周知は、『大学院学生便覧』への掲載及び入学時のオリエンテーションにより行っている。

#### 資料5-7-1-A 奈良教育大学大学院修士課程履修規則（第5条）

（成績評価等）

**第5条** 成績評価は、A(100-90)、B(89-80)、C(79-70)、D(69-60)及びE(59-0)の5段階の評語をもつて表し、A、B、C及びDを合格とし、単位を認定する。

#### 資料5-7-1-B 成績評価分布表（平成20年度）

GPA	4.0	3.0以上	2.0以上	1.0以上	1.0未満	合計
分布数	3	76	38	6	14	137
(割合)	(2.2%)	(55.5%)	(27.7%)	(4.4%)	(10.2%)	(100.0%)

（単位：人）

（注）学部に応じたGPAの暫定値。グレード・ポイントA=4・B=3・C=2・D=1・E=0として、次の計算式で算出。

$GPA = [(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレード・ポイント})] \text{の総和} / (\text{履修登録した単位数の総和})$

#### 資料5-7-1-C 奈良教育大学大学院修士課程履修規則（第3条、第4条）

（授業科目）

**第3条** 授業科目は、修士課程共通科目、専攻共通科目、専修専門科目（学校教育科目、教科教育科目、教科科目）及び課題研究から成る。

2 開設授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

（履修単位及び履修方法等）

**第4条** 学生は、各専攻・専修の修学方法に応じて、授業科目からそれぞれ次の単位数以上を履修しなければならない。

- 一 修士課程共通科目 2単位
- 二 専攻共通科目 2単位
- 三 専修専門科目 16単位
- 四 自由選択科目 6単位
- 五 課題研究 4単位

2 専修専門科目16単位については、各専攻・専修により次のとおりとする。

- 一 学校教育専攻教育科学専修・教育心理専修にあつては、教科教育科目2単位を必修とし、専攻内の他専修4単位を含むことができる。
- 二 学校教育専攻教育臨床・特別支援教育専修にあつては、教科教育科目2単位を含み、他専修4単位を含むことができる。
- 三 教科教育専攻にあつては、専修内の教科教育科目6単位を必修とし、専攻内の他専修4単位を含むことができる。

3 自由選択科目については、自己の研究の目的に応じて専攻・専修の別にかかわらず自主的に履修修得できる。

4 課題研究については、研究指導教員と専修関係教員の指導助言により課題を定めて研究を行うが、必要に応じて関係教員の指導のもとに附属学校(園)、教育実践総合センター等の協力を得ることができる。

#### 資料5-7-1-D 国立大学法人奈良教育大学学則（第86条の2～第88条）

（成績評価基準等の明示等）

**第86条の2** 修士課程は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 修士課程は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

**第86条の3** 修士課程は、当該修士課程の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

**第87条** 修士課程において教育上有益と認めるときは、学生が本学修士課程に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学修士課程入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、10単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し、必要な事項は、別に定める。

(現職教員等の学生の履修方法の特例)

**第88条** 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条及び大学院設置審査基準要項の五教育方法等の(二)の趣旨に基づき、現職教員等である学生は、履修方法の特例として、次の方法により授業及び研究指導を受けることができる。

一 第1年次は、在職校における勤務を離れて学業に専念し、通常の状態による授業及び研究指導を受け、第2年次は在職校に復帰し、授業及び研究指導を受けることができる。

二 第1年次、第2年次とも、在職校に在籍し、11、12時限(18:00~19:30)及び13、14時限(19:40~21:10)に開講される授業及び研究指導を受けることができる。

2 この特例は、専修領域の特性等を考慮し、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。

3 特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に研究指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。

4 第1項第一号の特例の許可を受けた学生は、第2年次は、週1回以上定期的に通学し、授業及び研究指導を受け、合計6単位以上を修得しなければならない。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は、修士課程履修規則で定められており、『大学院学生便覧』に記載して周知している。また、より具体的な「成績評価に関する申合せ」を策定している。個々の授業単位の具体的な評価方法は、シラバスに記載されている。また、この基準に基づき行われた成績評価の分布は、妥当と言える。

修了認定等については、学則等に規定されており、『大学院学生便覧』への掲載及び入学時のオリエンテーションにより周知されている。修了認定は、組織的に厳格に実施されている。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って適切に実施されていると判断できる。

**観点5-7-②： 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。**

【観点に係る状況】

学位論文の評価に係る基本方針や評価基準として「学位論文及び卒業論文の審査項目等について」(別添資料5-3-1-4)を策定している。主に、研究指導教員等が担当している「課題研究」(各学年前期及び後期に開講する授業科目)において、各院生に論文作成の指導を行う際に、学位論文の評価の観点及び評価に係る基本方針を示している。今後、学生便覧やホームページ等への記載を行う予定である。

学位論文の審査体制については、学位規則に定めている(資料5-7-2-A)。学位論文の審査委員主査は研究指導教員があたり、審査と試験は主査を含む3名から4名の教員で実施している。審査にあたり、必要があると認めるときは、教授会の議を経て、審査協力者として他の大学院その他の研究機関等の教員等の協力を得ることができる。学位の認定は、審査委員会から提出された学位論文の審査結果並びに最終試験の成績に基づき、教務委員会の議を経た後に教授会で審議、議決する。この結果が学長に報告される。

## 資料 5-7-2-A 奈良教育大学学位規則 (第 3 条～第 6 条)

## (修士課程の審査及び最終試験)

第 3 条 学長は、第 2 条の学位論文等を受理したときは、教授会に当該学位論文等の審査及び最終試験の実施を付託するものとする。

2 教授会は、前項の付託を受けたときは、研究指導教員を含む修士課程担当の教員 3 名以上をもって構成する審査委員会を設置し、これに当該学位論文等の審査及び最終試験を実施させるものとする。

3 審査委員会に主査 1 名及び副査 2 名以上を置くものとする。主査は研究指導教員をもって充て、副査はその他の審査委員をもって充てるものとする。

4 審査委員会が当該学位論文の審査にあたり、必要があると認めるときは、教授会の議を経て、審査協力者として他の大学院その他の研究機関等の教員等の協力を得ることができるものとする。

5 最終試験は、口述又は筆記により行うものとする。

## (専門職学位課程の審査)

第 3 条の 2 学長は、第 2 条の 2 に定める学位研究報告書を受理したときは、教授会に学位研究報告書の審査の実施を付託するものとする。

2 教授会は、前項の付託を受けたときは、当該専攻内の教員の中から 3 名以上をもって構成する審査委員会を設置し、これに学位研究報告書の審査及び最終試験を実施させるものとする。

3 最終試験は、口述又は筆記により行うものとする。

## (教授会への報告)

第 4 条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を教授会に様式第 1 号により報告しなければならない。

2 審査委員会は、学位研究報告書の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を教授会に様式第 1 号の 2 により報告しなければならない。

## (議決)

第 5 条 教授会は、前条の報告に基づき、修士及び教職修士の学位の授与について議決する。

2 前項の議決には、出席構成員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

## (審査結果の報告)

第 6 条 教授会は、前条の規定により、修士の学位授与に関する議決を行ったときは、その氏名及び学位論文審査の要旨、最終試験の結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会は、前条の規定により、教職修士の学位授与に関する議決を行ったときは、その氏名及び学位研究報告書の審査の要旨及び結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

3 学長は、前条の議決を得られなかった者には、学位を授与できない旨を通知する。

## 【分析結果とその根拠理由】

学位論文に係る評価基準を組織的に策定しており、論文作成の指導を行う際に、学位論文の評価の観点及び評価に係る基本方針を示している

審査体制は学位規則に規定されており、研究指導教員を含む修士課程担当の教員 3 名以上をもって構成する審査委員会を設置し、学位論文の審査に当たっている。

以上のことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断できる。

観点 5-7-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

## 【観点に係る状況】

成績評価等の正確さを担保するための措置については、観点 5-3-②のとおりである。

なお、これまでに成績合否に対する問い合わせはあったが、成績評価基準に関する申立てはない。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価に係る評価基準と疑問点についての相談の体制等について定めており、授業担当教員と副学長（教育担当）が対応する体制としている。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断できる。

<専門職学位課程>

観点 5-8-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院教育学研究科（専門職学位課程）（以下、「教職大学院」という。）では、教職が専門職であるという意識と目指すべき教師像を明確に持ちながら、自らの課題を設定し、それを学問的成果と教育実践との往還を通じて解決する力、さらに自らの教育活動を常に振り返りつつ、継続的に実践の改善ができる力を備えた教員を育成することを目的としている。そのために、教育課程の内容は、「獲得したい資質能力目標」及び「目指すべき教師像」（資料 5-8-1-A）を基に配列されている。

具体的には、次のような 3 層構造の教育課程編成を行い、学びの成果をポートフォリオにまとめ、表現するようにしている。

（資料 5-8-1-B）。

まず第 1 層として、広く学校教育に責任を持つ研究教養を身につけ、自分の選んだ教師像に確かに近づいていくために、「体系的な教育課程の編成及び必置 5 領域」（「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成 15 年文科省告示第 53 号））の内容を保障する「共通科目」群を設けた。5 領域のそれぞれに 4 科目を配置し、各領域の内容を深め、また関心に応じて大学院生が選択できるように配列した。

次に第 2 層として、実践と理論をつなぎ、職能成長に寄与できる実践研究の方法の獲得を支援する演習科目を内包した「実践科目」群を設けた。「実習科目」として「学校実践（Ⅰ～Ⅳ）」を用意し、また、実習科目に準じた授業科目として「演習科目（アクションリサーチ、ポートフォリオ、ケース・スタディ、授業省察）」を設けた。さらに、「研究科目」として「課題研究」及び「実践理論研究」を用意している。

最後に第 3 層として、自分の選んだ教師像に近づき、より質の高い専門性と自信を持ち、その後の成長にさらなる見通しが持てるように、「深化を図る科目」群を設けた。現代的な教育課題に即し、共通科目と実践科目での学びをより深め、大学院生の個人の関心に対応していくために、「教材教具開発」「子ども理解と教育」「生活指導実践論」「特別支援教育実践論」など、関連 8 科目を配した。

資料 5-8-1-A 4つの目指すべき教師像（資質能力目標）

① 計画者・授業者としての教師

課題の解決・達成に向けた多様な授業（教育）戦略を立て、評価することのできる教師  
学級経営や生徒指導を根拠にした授業改善に取り組むことのできる教師  
自分の授業を分析的に考察し、その改善を図ることのできる教師

② 教科の専門性に強い教師

専門的な知識・技能等を実践の場で多面的に生かすことのできる教師

<p>教科の面白さ、楽しさ、有用性を伝えることのできる教師</p> <p>③ カウンセラーとしての教師 生徒理解、学力評価、生徒指導の多様な方法を知っており、実践の場にかかすことができる教師</p> <p>④ リーダー・調整役としての教師 児童生徒、保護者、同僚にも自分の指導の方針について分かりやすく説明できる教師 学校教育の改革推進、調査研究推進にかかわって、教職員のリーダーになれる教師</p>
--

【出典：『大学院教育学研究科案内』p14 (1) 目指す教師像】

資料 5-8-1-B 教職大学院における開設授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	修了要件等
共通科目	教育課程の編成及び実施に関する領域	①「カリキュラム類型」(2 単位) ②「教育課程の評価と改善」(2 単位) ③「特色あるカリキュラム開発」(2 単位) ④「教育課程と特別活動」(2 単位)	18 単位以上 (各領域から 1 科目 2 単位以上 必修)
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	①「ポートフォリオによる評価と学びの連動」(2 単位) ②「授業方法と学習形態の工夫(IT の活用を含む)」(2 単位) ③「教材開発と教材化」(2 単位) ④「授業設計と評価」(2 単位)	
	生徒指導及び教育相談に関する領域	①「ピア・サポート実践論」(2 単位) ②「生徒指導・学校教育臨床」(2 単位) ③「学級づくりと集団づくり」(2 単位) ④「キャリア教育実践論」(2 単位)	
	学級経営及び学校経営に関する領域	①「学級・学校経営実践論」(2 単位) ②「学校組織とアカウンタビリティ」(2 単位) ③「ミドルリーダーの役割とメンターリングの手法」(2 単位) ④「組織で進める学校評価・校内研修」(2 単位)	
	学校教育と教員の在り方に関する領域	①「学習指導と教師の役割」(2 単位) ②「地域とつくる学校」(2 単位) ③「教育の歩みと現在の教育政策」(2 単位) ④「学校危機管理論」(2 単位)	
実践科目	演習科目	① アクションリサーチ (1 単位) ② ポートフォリオ (1 単位) ③ ケース・スタディ (1 単位) ④ 授業省察 (1 単位)	4 単位必修
	実習科目	①「学校実践Ⅰ」(2 単位) ②「学校実践Ⅱ」(2 単位) ③「学校実践Ⅲ」(4 単位) ④「学校実践Ⅳ」(4 単位)	12 単位必修
	研究科目	①「課題研究」(2 単位) ②「実践理論研究」(1 単位)	3 単位必修
深化を図る科目		①「教材教具開発」(2 単位) ②「子ども理解と教育」(2 単位) ③「生活指導実践論」(2 単位) ④「特別支援教育実践論」(2 単位) ⑤「子どもと保護者の心をつかむコミュニケーション能力」(2 単位) ⑥「教師の成長とアセスメント」(2 単位) ⑦「小学校英語とそのコーディネーション」(2 単位) ⑧「感性を育む授業実践」(2 単位)	8 単位以上 (選択)

【出典：奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則 別表】

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院の目的に沿い、「共通科目」群、「実践科目」群、「深化を図る科目」群という3層構造の体系的な教育課程を編成している。各科目群においては、獲得したい資質能力目標を達成するのに相応しい授業科目を配置するだけでなくポートフォリオによって院生の学びを把握し、授業改善にフィードバックするようにしている。

以上のことから、専門職学位課程の目的・学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断できる。

**観点5-8-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。**

【観点到係る状況】

(1) 学生の多様なニーズへの対応

教職大学院においては、観点5-8-①に記載のとおり、学生の多様なニーズに応えられるよう4つの目指すべき教師像（資質能力目標）をカリキュラム・フレームワークに位置づけ、到達すべき教育実践力の獲得を目指した教育課程の編成を行っている。

小学校教諭1種免許状を有しない学生を対象として、3年または4年コースの「小学校教員免許取得プログラム」を開設している（別添資料5-8-2-1）。また、このプログラムとは別の制度として、在学中に8単位まで学部の授業科目を履修できる制度「科目等履修制度」を設けている。

なお、現職の大学院生に配慮し、「学校実践Ⅰ」「学校実践Ⅱ」「学校実践Ⅲ」に関して、各学校実践の目標に到達していることが確認された場合は、その全部または一部を修得したものとみなすことができる。

(2) 研究成果（学術の発展動向）の反映

教職大学院における授業では、教員がそれぞれの専門分野において、自らの研究成果や実務経験、学術発展動向に基づいて授業を実施している（資料3-3-1-A：専門職大学院）。

(3) 社会からの要請への対応

4つの目指すべき教師像に基づく規準の設定においては、県教育委員会、市教育委員会、退職校長の代表者を招いて協議を行い、レベルの設定にあたっては、奈良県教育委員会や同市教育委員会の関係課にも意見を貰いながら検討を重ねてきた。この様に、教育課程編成は、教育委員会を中心とした社会からの要請を踏まえたものとなっている。

(4) 各種GPの教育への反映

平成19年度に採択された専門職大学院等教育推進プログラムの成果を教職大学院の教育へ反映させている（資料5-8-2-A）。

## 資料 5-8-2-A 各種 GP 等の授業への反映例

科目名	対応する GP 等	目的（シラバスより抜粋）
学校実践 I	平成 19 年度専門職大学院等教育推進プログラム 「学校問題ネットワーク構築による大学院教育：一学校及び地域教育機関と連携したフィールドベースの演習プログラムの開発」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業観察（参与観察を含む）の方法、組織的に課題解決に向かう方法を学ぶ。</li> <li>・特定の学級に継続的に関わりながら、担任と共に、児童の成長、クラスの成長を支援する。</li> </ul>
学校実践 II		<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業観察（参与観察を含む）の方法、組織的に課題解決に向かう方法を学ぶ。</li> <li>・特定の学級に継続的に関わりながら、担任と共に、ある特定の生徒の成長、クラスの成長を支援する手立てを学ぶ。</li> </ul>
学校実践 III		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動の背景について組織として共通理解を図ることの重要性を学ぶ。</li> <li>・教師として様々な課題に組織的に対応していける素地を身につける。（出来事の予想、指導の見通し、緊急な対応時での処置など）</li> </ul>
学校実践 IV		自ら設定したテーマにそって学校実践を行い、実践研究の力量を培う。 （現職院生） 各自決定した研究テーマにそって総合実習に入る。 研究テーマに基づく取り組みに対して適宜教職大学院担当教員から助言を受ける。 （現職院生以外の院生） 各自決定した研究テーマにそって総合実習に入る。 担当教諭の補助を行う。 研究テーマに基づく取り組みに対して適宜担当教諭から助言を受ける。

【出典：『奈良教育大学大学院教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）学生便覧』 pp. 82-85】

- ・ 別添資料 5-8-2-1 『大学院教育学研究科案内』 p17 「専門職学位課程 小学校教員免許取得プログラムの詳細」

## 【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズに応えられるようなカリキュラム・フレームワークの構築を行うとともに、「小学校教員免許取得プログラム」や学部の「科目等履修制度」を設けている。授業内容から、研究成果や学術の発展動向等に深く関わった授業が展開されており、GP の成果も反映させている。さらに、教育委員会を中心とした社会からの要請を踏まえて教育課程を構築した経緯を持っている。

以上のことから、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成となっていると判断できる。

## 観点 5-8-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

## 【観点到る状況】

単位の实質化への配慮としては、年度始めの履修ガイダンスや各教員によるオフィスアワー等を利用した履修指導などがある。また、履修登録の上限を年間 38 単年に設定しており、各年次に亘って適切に授業科目を履修させるよう配慮している。

【分析結果とその根拠理由】

オフィスアワーの設定をはじめとした組織的な履修指導や、履修登録の上限設定など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫がなされ、単位の実質化への配慮がなされていると判断できる。

**観点 5-9-①： 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。**

【観点到に係る状況】

教職大学院では、4つの目指すべき教師像を設定し、目標として示された資質能力（規準とレベル）の獲得に向けて、目的意識を持った学習を行う。その規準の設定においては、県教育委員会、市教育委員会、退職校長からの代表を招いて協議を行い、レベルの設定にあたっては、奈良県教育委員会や同市教育委員会の関係課にも意見を貰いながら検討を重ねてきた。

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院の設置の際、特に大学院での学習の基盤となる「4つの目指すべき教師像」の設定については県教育委員会をはじめとした学校教育関係者と協議の上、検討してきた。このことから、当該職業分野から期待されている事項を踏まえた教育課程や教育内容の水準となっていると判断できる。

**観点 5-10-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。**

【観点到に係る状況】

(1) 授業形態の組合せ

各科目群においては、獲得したい資質能力目標を達成するのに相応しい授業科目を配置しており、講義・演習・実習という科目の特性を考慮した適切な授業形態の組み合わせを行っている。

(2) 学習指導法の工夫

特色ある教育の一例として、実習科目「学校実践Ⅰ～Ⅳ」がある。「学校実践Ⅰ」及び「学校実践Ⅱ」は、それぞれ連携協力校である公立の小学校、中学校の取組に参加し、子どもの見取りの仕方、授業・学級経営の方法、学校の仕事を学ぶ。「学校実践Ⅲ」は、研究を希望する学校種の教員助手として参加し、各場面における対応の方法を学ぶ。「学校実践Ⅳ」は、研究目的に沿って、学校で実践研究を行う。

また、実習科目に準じた授業科目として「演習科目」（アクションリサーチ、ポートフォリオ、ケース・スタディ、授業省察）を設けている。

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院の授業は、3層構造の教育課程編成の中で、講義・演習・実習という科目の特性を考慮した適切な授業形態の組み合わせを行っている。特色ある教育の一例として、実習科目や、専門職大学院等教育推進プログラムの成果としての演習科目などが挙げられる。それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。

以上のことから、教職大学院の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断できる。



観点 5-10-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

教職大学院ではシラバスを作成している（別添資料5-10-2-1）。その内容項目は、「授業科目の名称」、「担当教員名」、「配当年次」をはじめとした基礎情報のほか、「授業の概要」、「授業の目的」、「カリキュラム・フレームワーク上の位置」、「授業計画」（各回の題目・内容・方法）、「評価方法」、「テキスト・参考図書」、「メッセージ」から成り立っており、1科目当たり1～2ページ程度の情報量である。

このシラバスは、教職大学院の学生便覧に掲載し、年度当初に学生に配付している。また、学内専用のシステム「学務情報システム」からの検索も可能となっている。

また、シラバスの活用状況については、平成20年度の前期と後期に実施した大学院授業評価アンケート調査の結果、合計で92.3%が、授業の全体像を把握するのに授業計画（シラバス）は「役立った」または「ある程度役立った」と回答している（資料5-10-2-A）。

資料5-10-2-A 「大学院授業評価アンケート調査」より

Q6. 授業の全体像を把握するのに授業計画（シラバス）は役立ちましたか。				
1. 役立った 2. ある程度役立った 3. あまり役立たなかった				
4. 役立たなかった 5. なかった／見ていない				
[回答集計結果]				
【前期】				
1. 49名 (41.9%)	2. 57名 (48.7%)	3. 8名 (6.8%)		
4. 0名 (0%)	5. 3名 (2.6%)	(計117名)		
【後期】				
1. 40名 (51.9%)	2. 33名 (42.9%)	3. 4名 (5.2%)		
4. 0名 (0%)	5. 0名 (0%)	(計77名)		
【合計】				
1. 89名 (45.9%)	2. 90名 (46.4%)	3. 12名 (6.2%)		
4. 0名 (0%)	5. 3名 (1.5%)	(計194名)		

(備考) 対象：平成20年度在学生23名、 回答者数：194名 (のべ)

・ 別添資料5-10-2-1 『奈良教育大学大学院教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）学生便覧』「平成20年度教職開発専攻授業計画」より抜粋

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院のシラバスは学生便覧に掲載し、年度当初に学生に配付するとともに、学内専用システムから検索することも可能である。その項目及び内容から、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして適切に作成されていると判断できる。また、活用の状況については、大学院授業評価アンケート調査の結果、90%以上の院生が、授業の全体像を把握するのに授業計画（シラバス）は「役立った」または「ある程度役立った」と回答していることから、有効に活用されていると判断できる。

観点 5-10-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

現職教員の入学者については、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例措置を設けている（資料 5-10-3-A）。この適用を受けた場合は、修業年限 2 年のうち、第 1 年次は在職校の勤務を離れて通常の形態の授業と担当教員の指導を受け、第 2 年次は、勤務しながら週 1 日以上担当教員の指導と休業期間中等の授業を受けることとなる。

なお、大学院生の実践的な課題を解決するための授業科目「学校実践Ⅳ」は平日に開講されるが、大学から指導教員が勤務校に出向き、空き時間や放課後等に研究指導を行うものであって、大学院生の本務に支障がないよう、また、「課題研究」についても、平日の放課後や土日・休業日等に開講する配慮も行っている。

このほか、現職教員等で 2 年間の標準修業年限での履修が困難な場合、2 年分の授業料で最長 4 年間の長期履修を認める「長期履修学生制度」を設けている。

資料 5-10-3-A 国立大学法人奈良教育大学学則（第 91 条の 8）

（現職教員の学生の履修方法の特例）

第 91 条の 8 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 14 条及び大学院設置審査基準要項の五教育方法等の（二）の趣旨に基づき、現職教員である学生は、履修方法の特例として、第 1 年次は、在職校における勤務を離れて学業に専念し、通常の形態による授業及び指導を受け、第 2 年次は在職校に復帰し、授業及び指導を受けることができる。

2 この特例は、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。

3 特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。

4 第 1 項の特例の許可を受けた学生は、第 2 年次は、週 1 回以上定期的に通学し、授業及び指導を受け、合計 7 単位以上を修得しなければならない。

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院では、第 14 条特例による現職教員の入学者への特例措置を設けている。そのため、土日や夏季・冬季休業期間中の集中講義等を設けるなどの配慮を行い、適切な指導を行っている。また、長期履修学生制度も設けている。

以上のように、現職教員に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断できる。

観点 5-10-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】 該当なし。

【分析結果とその根拠理由】 該当なし。

観点 5-11-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は、専門職学位課程履修規則に規定しており（資料 5-11-1-A）、『教職開発専攻（教職大学院）学生便覧』に記載して周知している。また、成績評価の妥当性、信頼性及び公平性の観点から、より具体的な取扱いを「成績評価に関する申合せ」として策定している（別添資料 5-3-1-2）。個々の授業単位での具体的な評価方法は、シラバスに記載している。「共通科目」と「深化を図る科目」は、試験及びレポートなどによる評価を中心とし、「実践科目」（演習科目、実習科目、研究科目）は、ポートフォリオなどによる評価を中心としている。なお、評価に関わっては、「アセスメントガイド」に基づいて行っている（資料 5-11-1-B）。上記の基準に基づき行われた成績評価の分布は資料 5-11-1-C のとおりである。

修了要件単位数は、学則及び大学院履修規則に定めている（5-11-1-D：第 4 条）。そのほか、入学前の既修得単位の認定、現職教員の学生の履修方法の特例について学則に定めている。修了認定については、学則に規定されている（資料 5-11-1-E：第 91 条の 11）。修了認定は、修了要件の科目と単位数の認定基準に従い、教務委員会の議を経た後に教授会において審議・議決する。

これら修了要件に係る学生への周知は、学生便覧への掲載（資料 5-11-1-F）及び入学時のオリエンテーションにより行っている。

ただし、教職大学院は平成 20 年度設置であり、平成 21 年 6 月現在学年進行中であることから、修了認定の実績はない。

資料 5-11-1-A 奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則（第 9 条）

（成績評価等）  
**第 9 条** 成績評価は、A(100-90)、B(89-80)、C(79-70)、D(69-60)及びE(59-0)の 5 段階の評語をもつて表し、A、B、C 及び D を合格とし、単位を認定する。

資料 5-11-1-B アセスメントガイドについて

「アセスメントガイド」とは、院生の申告に基づいて、カリキュラム・フレームワークに基づいて決めた各科目の目標（獲得を目指す 3 つの目標のレベル）に即して、その獲得が達成されたかどうかを、授業者と受講者が互いに確認し、その他者評価と自己評価に役立てるガイドである。授業者は、講義科目において、アセスメントハンドブックに基づいて、評価を行い、受講者が目指している能力獲得に説明責任をもって指導できるようにする。

【出典：『奈良教育大学大学院教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）設置計画書』「設置の趣旨等を記載した書類」】

資料 5-11-1-C 成績評価分布表（平成 20 年度）

GPA	4.0	3.0 以上	2.0 以上	1.0 以上	1.0 未満	合 計
分布数	0	10	4	0	3	17
(割合)	( 0%)	(58.8%)	(23.5%)	( 0%)	(17.7%)	(100.0%)

(単位:人)

(注) 学部に応じた GPA の暫定値。グレード・ポイント A=4・B=3・C=2・D=1・E=0 として、次の計算式で算出。

$$GPA = [ (\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレード・ポイント}) ] \text{の総和} / (\text{履修登録した単位数の総和})$$

資料5-11-1-D 奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則（第3条、第4条）

（授業科目）

第3条 授業科目は、共通科目、実践科目（演習科目、実習科目、研究科目）、深化を図る科目から成る。

2 開設授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

（履修単位及び履修方法等）

第4条 学生は、授業科目からそれぞれ次の単位数以上を履修しなければならない。

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| 一 共通科目    | 18単位（各領域2単位以上必修） |
| 二 実践科目    | 19単位             |
| 三 深化を図る科目 | 8単位              |

資料5-11-1-E 国立大学法人奈良教育大学学則（第91条の3ほか）

（授業科目、単位及び他大学との連携）

第91条の3 専門職学位課程の授業科目及び単位数は、奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則に定める。

2 専門職学位課程の学生は、奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則に基づき、45単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）で行う実習に係る12単位を含む。）を履修しなければならない。

3 専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、学生が本学専門職学位課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、8単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

4 専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

5 前項の規定により履修した授業科目については、第3項の規定により免除する実習の単位数と合わせて22単位を超えない範囲で、本学専門職学位課程において単位を修得したものとみなすことができる。

（成績評価基準の明示等）

第91条の5 専門職学位課程は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職学位課程は、学修の成果及び学位研究報告書に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第91条の7 専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、学生が本学専門職学位課程に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学専門職学位課程入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第91条の3第3項の規定により免除する実習の単位数及び第91条の3第5項の規定により本学専門職学位課程において単位を修得したものとみなす単位数と合わせて22単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し、必要な事項は、別に定める。

（現職教員の学生の履修方法の特例）

第91条の8 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条及び大学院設置審査基準要項の五教育方法等の（二）の趣旨に基づき、現職教員である学生は、履修方法の特例として、第1年次は、在職校における勤務を離れて学業に専念し、通常の形態による授業及び指導を受け、第2年次は在職校に復帰し、授業及び指導を受けることができる。

2 この特例は、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。

3 特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。

4 第1項の特例の許可を受けた学生は、第2年次は、週1回以上定期的に通学し、授業及び指導を受け、合計7単位以上を修得しなければならない。

（課程の修了）

第91条の11 専門職学位課程に2年以上在学し、第91条の3第2項に定める単位数を修得し、学位研究報告書の審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が専門職学位課程の修了を認定する。

（学位の授与）

第91条の12 専門職学位課程を修了した者に対し、学長は教職修士（専門職）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

## 資料 5-11-1-F 教職大学院学生便覧における修了要件に係る記載内容

## 8 学位研究報告書の提出

教職開発専攻（専門職学位課程）を修了するためには、所定の単位を修得した後、学位研究報告書（ポートフォリオを含む）について、教職開発専攻内の教員をもって構成する審査委員会の審査を受けなければなりません。

学生は、修了年度の1月20日午後5時までに学位研究報告書1編（正本1部、副本必要部数）を教務課大学院担当に提出しなければなりません。

なお、上記指定日が、土曜日又は日曜日の場合、その直後の月曜日とします。

【出典：『奈良教育大学大学院教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）学生便覧』pp. 8】

## 【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は、専門職学位課程履修規則で定められており、『大学院学生便覧』に記載して周知している。また、より具体的な「成績評価に関する申合せ」を策定している。個々の授業単位の具体的な評価方法は、シラバスに記載されている。また、この基準に基づき行われた成績評価の分布は、妥当と言える。

修了認定等については学則等に規定されており、学生便覧への掲載及び入学時のオリエンテーションにより周知されている。なお、教職大学院は学年進行中であり、修了認定の実績はない。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定、学生に周知されており、これらの基準に従って適切に実施されていると判断できる。

## 観点 5-11-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

## 【観点に係る状況】

各科目担当者は、「アセスメントガイド」を学生に示し（資料 5-11-1-B）、そこに明示された評価基準に基づいて、その科目での達成度を受講者と確認しながら評価を行っている。教員が試験やレポート、授業中での活動の様子などを確認することで、その科目の達成を認定し、成績に関する評定も行っている。

「実践科目」の評価は、同様にアセスメントガイドに示された評価基準に即して、大学院生が各自学んだ内容を記録した学習のポートフォリオを評価資料として、習得内容及び達成度を担当教員チームで合議し、大学院生にその習得状況や到達状況を確認し、自己評価の説明を受けるなど、大学院生及び担当教員チームの合意のもと最終的な評定を行っている。また、観点 5-3-②のとおり、成績評価について疑問点等がある場合は、相談を申し入れることが出来る措置を講じている。

## 【分析結果とその根拠理由】

各科目の評価は、アセスメントガイドに示された評価基準に基づいて、達成度等を各科目担当者と大学院生の合意のもとで行っている。また、成績評価に関する相談の体制について定めている。

このことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断できる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

#### 〈学士課程〉

- ・ 教養教育科目の実施形態は、教養科目群は1～4回生の間で継続的に履修可能とし、他の学部共通科目は、1・2回生、学校教育基礎科目及び課程共通科目は1回生での履修を中心に構成している。特に1回生の教養教育においては、ディベートを導入した「学校教育基礎ゼミナール」、課題学習を取り入れ自ら学び考える力を育てる「総合教育基礎論」、情報リテラシーの獲得を目指した「情報機器の操作」等を関連させ、導入教育科目として位置づけ、大学全体として現代的課題に対応する力量の育成を行っている。
- ・ 学校教育教員養成課程においては、卒業要件単位を充足することにより、学生所属分野ごとに複数の教員免許状の取得要件を満たすよう編成を行い、異職種にまたがる幅広い視野を持つ教員としての資質能力を身に付けることを意図している。この資質の養成を教育課程に反映させることを目的として、「カリキュラム・フレームワーク」を構築し、それに照らした科目の配列原理を明確化した。この配列原理に基づいて教育課程を構築することで、学生にとっては、教育学部卒業までに獲得すべき新任教員に求められる資質能力目標に照らして、各授業科目から何を学び、どのような資質能力を身につけたかを自覚することができる。
- ・ 教育企画委員会と教務委員会において、教育課程編成の在り方、授業内容・授業方法の改善等について審議している。また、FD委員会において授業の改善のための組織的な取組を行っている。さらに、教育課程の改革・改善等の企画・立案を行うため、教育課程開発室では、上述のカリキュラム・フレームワーク構築等の教育課程の先進的な開発に取り組んでいる。
- ・ 理数・生活科学コースを中心に学校教育教員養成課程を対象とする一連の先導理数教育Ⅰ～Ⅳなどの体系的な体験省察型プロジェクト授業(「新世代を先導する理数科教員養成プログラム」に関する授業)を展開しており、学生の理数科教育への関心を喚起している。さらに、教師に求められる鍵的場面での対応力を養成する学校連携型教育プログラムの開発など、本学における各種GP等の取組は特筆すべき事例である。

#### 〈修士課程〉

- ・ 修士課程の大学院生に共通に必要なとされる基礎的な知識と研究力量をつけるための「修士課程共通科目」、教育フィールドで実践に依拠した研究を行うための「専攻共通科目」を開設している。「修士課程共通科目」は、入学直後の全修士1回生を対象とし、学校教育の今日的課題を捉え、各大学院生の研究課題と関連づけられる内容を広い分野にわたり提供する。「専攻共通科目」として、「学校教育研究方法論」「子ども理解特論」「教科授業研究特論」を展開中で、これらの授業は大学院生に研究方法に関する知識と実際を学ばせる貴重な機会となっている。

#### 〈専門職学位課程〉

教育学研究科(専門職学位課程)は、各院生が専門職であるという意識と目指すべき教師像を明確に持ちながら、自らの課題を設定し、それを学問的成果と教育実践との往還を通じて解決する力、さらに自らの教育活動を常に振り返りつつ、継続的に実践の改善ができる力を備えた教員を育成することを目的としている。そのため、その教育課程の趣旨を実現するため、「獲得したい資質能力目標」及び「目指すべき教師像」を基に配列されている。具体的には、(1)「体系的な教育課程の編成及び必置5領域」(「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文科省告示第53号))の内容を保障する「共通科目」群、(2)実践と理論をつなぎ、職能成長に寄与できる実践研究の方法の獲得を支援する演習科目(アクションリサーチ、ポートフォリオ、

ケース・スタディ、授業省察)も内包した「実践科目」群、(3)自分の選んだ教師像に近づき、より質の高い専門性と自信を持ち、その後の成長にさらなる見通しが持てるように、「深化を図る科目」群を設けている。また、全ての展開科目についてルーブリックを定め(アセスメントガイドブックの作成)、教員チームと院生が、現在の学びの状況を振り返り、最終的にどのような力の獲得を目指すのか、を絶えず自己点検・相互評価できる体制を確保している。またこの体制を具体的に支援していくために、電子ポートフォリオ(形成的ポートフォリオと総括的ポートフォリオの2つ)を開発し、適正な評価を図れるように環境整備も充実させている。

#### 【改善を要する点】

- ・ 学士課程及び修士課程のシラバスにおいては、「授業計画」の欄で、一部、各週単位の授業内容を具体的に記載する必要がある。また、シラバスの活用状況について、さらなる向上が必要である。
- ・ 基礎学力不足への対応は、講座・教員単位で行われているが、全学的な取組には至っていない。この実施のあり方を、実態調査を踏まえて、検討する必要がある。
- ・ 専門職学位課程では、修士課程との可能な範囲でのカリキュラム連携、及び学士課程までの教育実習や実践的な科目での成果を考慮した接続可能かつ体系的な実習方法の検討など、さらに教育活動を行う中で改善が可能な点を分析検討していくことが必要である。

### (3) 基準5の自己評価の概要

#### 〈学士課程〉

教育学部では、学校教育教員養成課程及び総合教育課程の両課程に共通して、導入教育科目群によって、大学での学びに導き課題探求の姿勢を育む取組を行っている。学校教育教員養成課程においては、教育実践力を備えた教員の養成を目指し、入門的な基礎科目から実践的科目、更に専修専門科目、教育実習、その集大成としての卒業論文作成へと学習するよう編成している。総合教育課程においては、基礎的教養を学ぶ一方、1回生入学時から専修専門科目を学習して、2回生以降の実践的、応用的な科目の履修へと継続するよう編成している。なお、専門教育につながる教養教育の観点から、教養科目の履修は1～4回生にわたって認めている。

学生生活実態調査や卒業生アンケート調査等により、学生の多様なニーズ等を組織的に把握し、カリキュラム変更等で対応している。また、他大学との単位互換制度も充実させている。教員自らの研究のプロセス・成果と担当授業との関連性は深く考慮されている。他にも、社会からの要請に応じて、奈良県や近隣の教育委員会等との協定により学生の学校派遣事業を推進し、また、文部科学省の特色ある大学教育支援プログラムをはじめとした各種GPの成果を教育へ反映させている。

単位の実質化のため、履修科目登録の上限設定、GPA制度の実施、授業時間外の学習機会の確保、組織的な履修指導などの配慮を行っている。

各科目の授業形態については、教育職員免許法に沿い、学則により定められた単位の規準に基づいている。その上で、教育目標を踏まえて各コース・専修の特性に応じた編成をとっており、授業形態のバランスへの配慮や少人数授業の実施割合も十分と言える。また、フィールドワーク野外実習をはじめ、特色ある授業を行っている。TAを活用し、さらにe-learningの取組として、Web-CTやWBLSSの活用を図っている授業が増加している。

シラバスはウェブ版を基本として学内外に公開しており、検索機能を充実させたシステムとなっている。

自主学習のため、図書館、学生オフィス、情報サテライト室、教育資料館などを有する。特に図書館は平日夜間・土曜日の開館など、時間外における学習の便宜を図っている。また、オフィスアワーの設定や多様な就職支

援プログラムを実施している。基礎学力不足の学生への配慮については、GPA を活用して、オフィスアワーや学年担当教員による指導により組織的に対応している。

成績評価基準や卒業認定基準は、いずれも大学が組織として策定し、冊子やオリエンテーションを通じて学生に周知している。また、個々の「教育の目的に応じた」各具体的な評価方法は、担当の教員が作成するシラバスに示されている。成績評価は、これらの規準・評価方法に従って厳正に行っている。卒業の可否については、明確に提示された履修すべき科目・取得すべき単位数を満たした学生について、教授会で判定している。

### 〈大学院課程〉

大学院教育学研究科（修士課程）の目的である専門領域の研究を基盤として、教育の理論と実践が統合された専門性の能力の育成や、各教科教育学と結びついた専門諸科学に基づく実践を支える専門能力の育成の趣旨に沿い、教育課程を編成している。この教育課程は、特色ある「修士課程共通科目」、「専攻共通科目」、「専修専門科目」、「自由選択科目」、「課題研究」が、学生の研究活動の進展に即して積み上げ的に編成されている。この教育課程の中で、大学院生に研究方法と理論を学ばせ、きめ細かな個別的研究指導につなげている。

学生の多様なニーズ等は組織的に把握し、カリキュラム変更等で対応している。また、学部授業科目の履修制度を設け、他大学との単位互換制度も充実させている。研究成果や学術の発展動向に深く関わった授業を展開しており、GP の成果も反映させている。さらに、学校心理士や臨床発達心理士など、社会的要請の高い教育に関連する各種資格を取得できるよう、教育課程と内容を設定している。

単位の実質化として、オフィスアワーの設定をはじめとした組織的な履修指導などの配慮を行っている。

授業は、講義と演習が中心であり、9割強が少人数授業である。特色ある教育の一例としては、GPに関連した授業などが挙げられる。それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施している。また、大学院生のTAへの採用に当たっては、教育的効果を明示させている。

シラバスは、学部と同一システムを使用している。

修士課程では昼夜開講制度を設けている。夜間コース大学院生のために、平日夜間の授業を開講しているほか、休業期間中の昼間に開催される集中講義も受講できる。長期履修学生制度も設けている。

研究指導については、学則や履修規則等に明文化している。毎週の「課題研究」による個別の研究指導に加え、専攻・専修を単位として集団的な研究指導を行っている。

大学院生の研究計画の変更に柔軟に対応する「転専攻・転専修制度」も設けている。

研究テーマ決定に対しては、テーマ発表会を設定し指導している専攻・専修もある。

成績評価基準は、組織的に定めており、冊子等で周知している。成績評価の分布も妥当と言える。修了認定等については、学則等に規定するとともに、冊子及びオリエンテーションにより周知しており、組織的に適切に実施している。学位論文の審査体制は学位規則に規定しており、複数教員による指導と厳正な審査が有効に機能している。

### 〈専門職学位課程〉

教職大学院の目的に沿って、「共通科目」群、「実践科目」群、「深化を図る科目」群という3層構造の体系的な教育課程を編成している。各科目群においては、獲得したい資質能力目標を達成するのに相応しい授業科目を配置している。

学生の多様なニーズに応えられるようなカリキュラム・フレームワークの構築を行うとともに、「小学校教員免許取得プログラム」や学部の「科目等履修制度」を設けている。研究成果や学術の発展動向等に深く関わった授業が展開されており、GPの成果も反映させている。さらに、教育委員会を中心とした社会からの要請を踏まえて



教育課程を構築した経緯を持っている。

単位の実質化として、オフィスアワーの設定をはじめとした組織的な履修指導や、履修登録の上限設定などの配慮を行っている。

大学院での学習の基盤となる「4つの目指すべき教師像」の設定については県教育委員会をはじめとした学校教育関係者と協議の上検討してきた。

教職大学院の授業は、3層構造の教育課程編成の中で、講義・演習・実習という科目の特性を考慮した適切な授業形態の組み合わせを行っている。それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。

教職大学院では、第14条特例による現職教員の入学者への特例措置を設け、土日や夏季・冬季休業期間中の集中講義等を設けるなどの配慮を行っている。また、長期履修学生制度も設けている。

成績評価基準は、組織的に定めており、冊子等で周知している。各科目の評価は、アセスメントガイドに示された評価基準に基づいて、達成度等を各科目担当者と大学院生の合意のもとで行っている。成績評価の分布も妥当と言える。修了認定等については、学則等に規定するとともに、冊子及びオリエンテーションにより周知しているが、教職大学院は学年進行中であり、修了認定の実績はない。



## 基準 6 教育の成果

### (1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

#### 【観点到る状況】

観点 1-1-①で述べた教育の成果に関する目標の達成状況を検証・評価する上で注目すべき点は、カリキュラム・フレームワークの構築である（資料 5-1-1-C）。その目的は、学校教育教員養成課程において、①各授業科目の内容の重複や欠落している点を確認してバランスのよいカリキュラムを編成し、②学生自身が受講している科目で何を学ぶのかを理解し、③学外の教育関係者等に本学が学生にどのような力を付与するかを知らせることである。その基本的な考え方を示したものが、資料 6-1-1-A である。

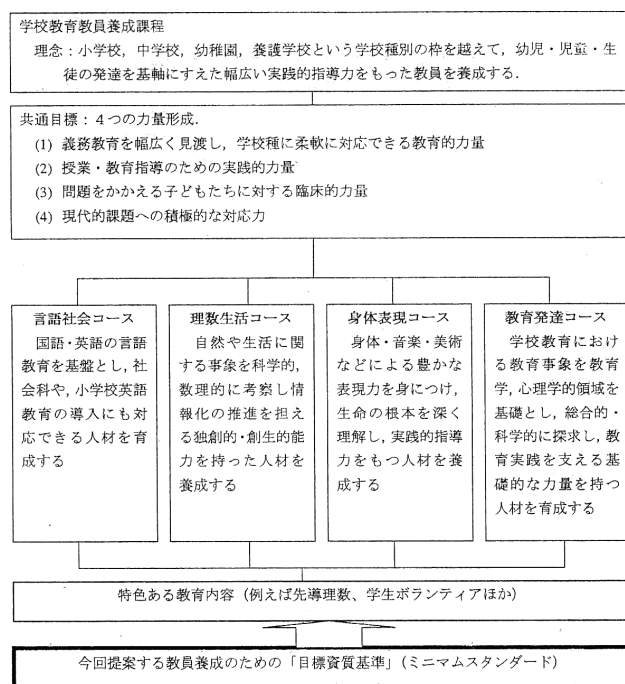
また、資料 6-1-1-B に示すように、教育職員免許法に定められている要件と本学のカリキュラム・フレームワークとを関連させて、各授業科目で育成すべき目標資質を明らかにしている。

このようにカリキュラム・フレームワークは、それぞれの授業科目がどのような狙いでどこまで達成するのかを明示したものであり、最終的には卒業時における学生の学力保証につながる。これを契機に大学における授業の在り方や地域の教育機関との連携にも発展する全国的にも注目すべき先進的な取り組みと考えられる。今後は、総合教育課程においても作成する予定である。

また、大学の広報誌『ならやま 2006 年春号』において、「カリキュラム・フレームワーク」の意義や活用法を説明したこと等、学生にも周知徹底を図ろうとしている（別添資料 6-1-1-1）。

### 資料 6-1-1-A カリキュラム・フレームワークの概要

#### 2. カリキュラムフレームワーク（目標資質基準）の位置（提案）



目標資質基準の位置

資料6-1-1-B 免許法の規定する枠組みとカリキュラム・フレームワーク（7つの目標資質能力基準）のクロス表

目標資質能力基準 免許法の規定する枠組み	学校教育の課題把握	教科・領域に関する基礎的知識と教育実践への具体化	情報活用能力	授業力	児童・生徒理解と教育実践への具体化	学校と地域社会との連携	職能成長
教職の意義等に関する科目	○	○				○	○
教育の基礎理論に関する科目	○	○		○	○	○	
教育課程及び指導法に関する科目		○	○	○		○	○
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目				○	○	○	
総合演習		○			○	○	○
教育実習		○	○	○	○	○	○

・別添資料6-1-1-1 「カリキュラム・フレームワーク」 広報誌『ならやま 2006年春号』より

【分析結果とその根拠理由】

本学では学則等に教育の成果に関する目標を定めており、その達成状況を検証・評価する枠組みとして、学校教育教員養成課程においてカリキュラム・フレームワークを構築している。

今後は、総合教育課程でも整備を進める予定である。

以上のことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切で先駆的な取組が行われていると判断できる。

観点6-1-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

(1) 教育学部

① 教育職員免許状の取得状況

教育職員免許状取得者数等を資料6-1-2-Aに示す。過去5年間において、卒業生に対する教育職員免許状取得者の割合は増加傾向にある。学校教育教員養成課程の学生は、2校種の一種免許状の取得が卒業要件となっているので、それを差し引いて1人当たりおおむね1件のオプション免許状を取得している（平成20年度卒業生）。

## 資料6-1-2-A 学部卒業生（9月末卒業生を含む）の教育職員免許状取得者数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
卒業者の数	293	277	269	270	270
免許状取得者数	239	243	252	246	245
卒業生に対する免許状取得者の割合	81.5%	87.7%	93.7%	91.1%	90.7%
一 種	631	659	673	694	655
免許状取得者に対する割合	264%	271%	267%	282%	267%
二 種	9	2	9	4	3
免許状取得者に対する割合	3.8%	0.8%	3.6%	1.6%	1.2%

(単位:人)

(注) 平成20年度卒業生について、課程別に見た1人当たり取得免許状件数は、次のとおり。

(※[1人当たり取得免許状件数]=[一種免許状取得件数]+[二種免許状取得件数]÷[免許状取得者数])

- ・学校教育教員養成課程：(407+2)÷137 = 2.99
- ・総合教育課程：(248+1)÷108 = 2.31

## ② 単位修得状況

在学中の学習状況について、登録・修得単位数を資料6-1-2-Bに示す。上限の50単位まで履修登録するのではなく、ややゆとりをもった履修・学習の結果が平均92.3%の高い単位修得率となっている。なお、4回生時の登録単位数が他学年に比べて少ないのは、卒業論文に全力を傾けるための計画的な履修計画の現れである。

また、前年度修得単位数が40単位以上かつGPA3.0以上の者（履修特例措置の適用可能な者）は、例年7%程度で推移している（資料5-1-3-C）。

## 資料6-1-2-B 平均登録単位数、平均修得単位数調（学部）（平成20年度）

	回生	学生数	総登録 単位数	総修得 単位数	平均年度 登録単位数	平均年度 修得単位数
学校教育教員 養成課程	1回生	215	10,333	9,799	48	45
	2回生	209	9,987	9,595	47	45
	3回生	196	8,397	7,643	42	38
	4回生	159	3,370	2,908	21	18
総合教育課程	1回生	84	3,932	3,734	46	44
	2回生	79	3,837	3,640	48	46
	3回生	82	3,708	3,298	45	40
	4回生	167	4,755	4,156	28	24

(注) 「平均年度登録単位数」と「平均年度修得単位数」は、小数点以下切捨。

## (2) 教育学研究科（修士課程）

## ① 単位の修得状況

在学中の学習状況について、登録並びに修得単位数を資料6-1-2-Cに示す。平均登録単位数は、修了要件の30単位と比して5～11単位上回り、また、そのほとんどを修得している。さらに、成績評価の分布を資料

6-1-2-Dに示す。

なお、1回生での登録単位数が、学位論文提出要件の15単位を相当上回っており、2回生での登録単位数が6～11と少ない。このことから、1回生で可能な限り知識を吸収し、2回生でその成果を学位論文にまとめ上げるという計画的な履修の現れと言える。

資料6-1-2-C 平均登録単位数、平均修得単位数調（修士課程）（平成20年度）

	回生	学生数	総登録 単位数	総修得 単位数	平均年度 登録単位数	平均年度 修得単位数
学校教育専攻	1回生	12	416	410	34	34
	2回生	6	44	35	7	5
教育実践開発専攻	1回生					
	2回生	25	280	259	11	10
教科教育専攻	1回生	43	1,257	1,198	29	27
	2回生	51	326	283	6	5

（注）「平均年度登録単位数」と「平均年度取得単位数」は、小数点以下切捨。

資料6-1-2-D 成績評価分布表（平成20年度）

GPA	4.0	3.0以上	2.0以上	1.0以上	1.0未満	合計
分布数	3	76	38	6	14	137
(割合)	(2.2%)	(55.5%)	(27.7%)	(4.4%)	(10.2%)	(100%)

（単位：人）

（注）学部に応じたGPAの暫定値。グレート・ポイント秀=4・優=3・良=2・可=1・不可=0として、次の計算式で算出。

GPA=[(科目の単位数) × (その科目で得たグレート・ポイント)]の総和 / (履修登録した単位数の総和)

② 修了時の状況

過去4年間の修了（学位取得）率は、72%～78%を推移している（資料6-1-2-E）。平成20年度は、長期履修学生（観点5-5-③参照）の割合が増えたため、修了率が若干低下した。

また、平成17年度入学者について、入学後の状況を資料6-1-2-Fに示す。同入学者のうち83.6%が2年の標準年限で修了しており、3年以内では89.0%が修了している。

資料6-1-2-E 修了（学位取得）率の推移

年度	学生数(2回生)	修了(学位取得)者数	修了(学位取得)率
平成17年度	73	57	78.1%
平成18年度	83	65	78.3%
平成19年度	84	65	77.4%
平成20年度	84	61	72.6%

（注）学生数(2回生)は、各年5月1日現在の人数。

## 資料6-1-2-F 平成17年度入学者における入学後の状況

	人数	備考
17年度入学者	73	
(17-18年度休学者)	(4)	その後、1名は19年度修了、3名は20年度在籍
17-18年度退学・除籍者	4	
18年度修了者(標準年限)	61	
18年度未修了者(留年)	8	
(19年度休学者)	(2)	その後、1名は19年度退学、1名は20年度在籍
19年度退学・除籍者	1	
19年度修了者(1年超過)	4	
20年度退学・除籍者	3	
20年度修了者(2年超過)	3	

(注) 休学者数は、内数。

## ③ 教育職員免許状取得状況

この状況を資料6-1-2-Gに示す。修了者の多くが教育職員免許状(専修免許状)を取得している(取得者1人当たり平均で2つ)。

なお、教員免許未取得の大学院生を対象とした学部授業科目の履修制度による履修状況を資料6-1-2-Hに示す。制度として、よく利用されている。

## 資料6-1-2-G 大学院修了者の教育職員免許状取得者数等

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
修了者の数	57	65	65	61
免許状取得者数	46	48	43	39
修了者に対する免許状取得者の割合	80.7%	73.8%	66.1%	63.9%
専修免許状総数(延べ数)	110	100	105	97
免許状取得者に対する割合	239.1%	208.3%	244.2%	248.7%
一 種	2	1	0	3
免許状取得者に対する割合	4.3%	2.1%	0%	7.7%

## 資料6-1-2-H 大学院生の学部授業科目履修状況 (平成20年度)

登録者数	総登録 単位数	総修得 単位数	1人当たり 登録単位数	1人当たり 修得単位数
33	268	228	8.1	6.9

④ 修士論文

修士論文のうち、学校教育や教科教育など、教育を主題とした内容となっている比率は、資料6-1-2-Iのとおりである。これ以外の主題による修士論文においても、資料1-1-1-C及び資料1-1-2-Bに掲げた教育実践を視野に入れた内容・構成が要件となっている。

資料6-1-2-I 教育を主とした修士論文調べ

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
修士論文数	75	68	58	65	65	61
うち教育を主とした 修士論文	44 (58.7%)	37 (54.4%)	27 (46.6%)	39 (60.0%)	33 (50.8%)	37 (60.7%)

(3) 教育学研究科（専門職学位課程）

教職大学院における単位修得状況及び成績評価分布は、それぞれ資料6-1-2-J、資料5-11-1-Cのとおりである。なお、教職大学院は平成20年度設置であり、平成21年6月現在学年進行中であることから、修了に関する実績はない。

資料6-1-2-J 平均登録単位数、平均修得単位数調（専門職学位課程）（平成20年度）

回生	学生数	総登録 単位数	総修得 単位数	平均年度 登録単位数	平均年度 修得単位数
1回生	17	523	488	30	28
2回生					

（注）「平均年度登録単位数」と「平均年度取得単位数」は、小数点以下切捨。 ※長期（3年又は4年）在学コース履修者を除く。

【分析結果とその根拠理由】

学生が身に付ける学力や資質・能力について、学部においては、教育職員免許状の取得状況や単位修得状況などから、修士課程においては、単位の修得状況、修了（学位取得）率、教員職員免許状の取得状況などから、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

観点6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

(1) 教育学部

学生による授業評価アンケート（平成20年度前期・後期の全授業）の各質問項目の結果を資料6-1-3-Aに示す。

教員の授業力についての諸項目はいずれも80%を超えており、非常に良好な結果である。特に授業に対する準備（Q11）、熱意（Q13）などは90%以上に達している。



授業のレベル (Q14) については、半数以上が適切であると回答している。Q15 (授業から新しい知識や考え方を得たか) や Q16 (授業の満足度)、Q17 (授業から新たな教育実践の知見を得たか) などがいずれも高い数値での肯定的な結果を示している。

また、平成 20 年度後期授業における学生の自己評価に関するアンケート調査の結果を資料 6-1-3-B に示す。全科目の合計で 91% が、ある程度以上の達成度を示している。

平成 20 年度卒業生を対象に実施したアンケート (資料 6-1-3-C) でも、卒業時までには獲得すべき資質能力 (達成目標) への自己評価について、9 つの設問全てについて 70% 以上 (平均で 77%) が、ある程度以上達成できたと回答している。

**資料 6-1-3-A 学生による授業評価アンケート (全授業) における各項目の回答  
選択肢 1 と 2 (肯定的な回答) の割合 (%)**

質 問 項 目	20 年度 前期	20 年度 後期
Q3 この授業の欠席数はどの程度でしたか? [※「0 回」または「1~2 回」と回答した%]	88.9	89.6
Q4 出席状況や受講姿勢から考えて、この授業を公正に評価する資格が、あなたにあると思いますか?	94.01	93.9
Q5 この授業に自主的かつ意欲的に取り組みましたか?	91.0	90.4
Q6 授業計画(シラバス)を読んで授業の全体像を把握して授業に臨みましたか?	64.5	66.0
Q7 この授業一回のために、授業外で予習・復習・課題などに平均してどの位の時間を費やしましたか? [※「2 時間以上」または「1~2 時間」と回答した%]	29.0	32.1
Q8 毎回の授業ごとに、その日の学習計画や目標が明確に示されたと思いますか?	86.9	89.8
Q9 この授業は、私語等で乱されることなく、集中して受講できる雰囲気だったと思いましたか?	87.0	86.6
Q10 この授業における担当教員の話し方は明瞭でわかりやすかったと思いますか?	87.5	88.8
Q11 この授業はよく準備された授業と感じましたか?	92.6	93.0
Q12 担当教員は学生の理解や反応を受け止めながら授業を進めていたと思いますか?	84.8	87.3
Q13 この授業に対する担当教員の熱意を感じましたか?	92.6	94.3
Q14 あなたにとってこの授業のレベルは適切でしたか? [※「適当」と回答した%]	42.9	44.2
Q15 この授業から新しい知識や考え方を得ることができたと感じますか?	92.1	93.5
Q16 あなたはこの授業にどの程度満足しましたか?	90.3	91.8
Q17 この授業から教育実践の新たな知見を得ることができましたか?	90.4	90.6

(備考) 学生の回答率 (提出学生数/全登録学生数) :

[20 年度前期] 8,835/11,815 = 74.8%、 [20 年度後期] 7,189/9,886 = 72.7%

**資料 6-1-3-B 平成 20 年度後期授業における学生の自己評価に関するアンケート調査結果**

・この授業を受講して、あなた自身は、シラバスに記載されている授業の科目をどの程度達成できたと感じますか。

1. 達成した      2. ほぼ達成した      3. やや達成できた  
4. ほとんど達成できなかった      5. まったく達成できなかった

[回答集計結果]

1. 16.4%      2. 39.8%      3. 35.0%  
4. 5.2%      5. 0.9%      未回答: 2.7%

資料6-1-3-C 平成20年度卒業生アンケート

設問等		学部合計		
		卒業生数		264
		回答者数		221 (84%)
		摘要	%	人数・件数
Q8-2	A. 教育の目的・歴史, 人権, さらには教育や学校に関する法令などを理解し, 現代的な教育課題を把握できる。	5 満たしている	5%	10
		4 ほぼ満たしている	31%	68
		3 一部満たしている	43%	95
		2 かなり満たしていない	7%	15
		1 まったく満たしていない	1%	3
	B. 小学校, 中学校の教科内容とその系統性を理解し, 教育実践に活用することができる。	5 満たしている	9%	19
		4 ほぼ満たしている	34%	76
		3 一部満たしている	34%	76
		2 かなり満たしていない	8%	17
		1 まったく満たしていない	1%	3
	C. 主な情報機器を利用し, 獲得した情報を教育活動に具体化できる。	5 満たしている	10%	23
		4 ほぼ満たしている	42%	92
		3 一部満たしている	26%	58
		2 かなり満たしていない	7%	16
		1 まったく満たしていない	1%	2
	D. 学習指導計画立案に関する基本的事項を理解し, 児童・生徒の発達段階に応じて作成することができる。	5 満たしている	11%	24
		4 ほぼ満たしている	40%	89
		3 一部満たしている	29%	63
		2 かなり満たしていない	7%	16
		1 まったく満たしていない	1%	3
	E. 多様な指導方法を理解し, 児童・生徒の発達段階に応じた指導をすることができる。	5 満たしている	9%	20
		4 ほぼ満たしている	33%	74
		3 一部満たしている	35%	78
		2 かなり満たしていない	8%	17
		1 まったく満たしていない	1%	2
	F. 多様な評価方法を理解し, 児童・生徒の発達段階に応じて用いることができる。	5 満たしている	6%	13
		4 ほぼ満たしている	34%	75
		3 一部満たしている	32%	71
2 かなり満たしていない		12%	26	
1 まったく満たしていない		3%	6	
G. 児童・生徒の身体的・認知的・情意的発育・発達に関する基礎的内容を理解し, 教育実践に具	5 満たしている	7%	15	
	4 ほぼ満たしている	29%	64	

卒業時までには獲得すべき資質能力(達成目標)への自己評価

	体化できる。	3 一部満たしている	42%	92
		2 かなり満たしていない	8%	18
		1 まったく満たしていない	1%	2
	H. 学校の組織的な教育活動や経営活動, 地域の教育活動などに関わることの重要性を理解し, 教育活動に生かすことができる。	5 満たしている	9%	19
		4 ほぼ満たしている	27%	59
		3 一部満たしている	41%	90
		2 かなり満たしていない	9%	19
		1 まったく満たしていない	2%	4
	I. 教師の仕事や役割, 責任を自覚した上で, 教師として自己成長する意味とその方法を理解し, 自ら実践することができる。	5 満たしている	13%	28
		4 ほぼ満たしている	43%	96
		3 一部満たしている	26%	58
		2 かなり満たしていない	4%	8
1 まったく満たしていない		0%	1	

(2) 教育学研究科 (修士課程)

平成16年度に、過去5年間の既修了生を対象として、アンケート調査を実施した。a. 授業内容、b. カリキュラム、c. その他 (教授陣、履修指導、施設・設備等) の3つの項目での満足度調査であった。

a. では、「専門知識の習得・教育における現代的課題の分析と対応」が84%の高率で回答された。b. では、「目標に沿っての授業選択できるカリキュラム」が52.1%であった。c. では、「教授陣の充実」が79.7%で回答された。b. の回答率がやや低いのは、夜間コースへの現職教員の修士の履修上及び時間的制約の影響があると考えられる。それでも、少人数教育での演習形式による丁寧な指導が多くの自由記述回答で挙げられている。

また、平成20年度修了生を対象に実施したアンケート (資料6-1-3-D) でも、獲得すべき資質能力 (達成目標) への自己評価について、9つの設問全てについて60%以上 (平均で73%) が、伸ばすことができたと回答している。

資料6-1-3-D 平成20年度修了生アンケート

設問等		大学院合計	
		専攻毎の修了者数	61
		専攻毎の回答者数	32 (53%)
		摘要	% 人数・件数
Q2-2 伸ばすことができたと思 力 大学院在学中に次の資質能 (達成目標) をどの程度	教育の目的・歴史, 人権, さらには教育や学校に関する法令などを理解し, 現代的な教育課題を把握できる。	5 とても伸ばせた	16% 5
		4 かなり伸ばせた	13% 4
		3 少し伸ばせた	47% 15
		2 あまり伸ばせていない	16% 5
		1 まったく伸ばせていない	0% 0
	小学校, 中学校の教科内容とその系統性を理解し, 教育実践に活用することができる。	5 とても伸ばせた	13% 4
		4 かなり伸ばせた	28% 9
		3 少し伸ばせた	28% 9

	2 あまり伸ばせていない	16%	5
	1 まったく伸ばせていない	6%	2
主な情報機器を利用し, 獲得した情報を教育活動に具体化できる。	5 とても伸ばせた	13%	4
	4 かなり伸ばせた	28%	9
	3 少し伸ばせた	44%	14
	2 あまり伸ばせていない	3%	1
	1 まったく伸ばせていない	3%	1
学習指導計画立案に関する基本的事項を理解し, 児童・生徒の発達段階に応じて作成することができる。	5 とても伸ばせた	13%	4
	4 かなり伸ばせた	28%	9
	3 少し伸ばせた	22%	7
	2 あまり伸ばせていない	25%	8
	1 まったく伸ばせていない	3%	1
多様な指導方法を理解し, 児童・生徒の発達段階に応じた指導をすることができる。	5 とても伸ばせた	19%	6
	4 かなり伸ばせた	25%	8
	3 少し伸ばせた	34%	11
	2 あまり伸ばせていない	13%	4
	1 まったく伸ばせていない	0%	0
多様な評価方法を理解し, 児童・生徒の発達段階に応じて用いることができる。	5 とても伸ばせた	19%	6
	4 かなり伸ばせた	25%	8
	3 少し伸ばせた	22%	7
	2 あまり伸ばせていない	25%	8
	1 まったく伸ばせていない	0%	0
児童・生徒の身体的・認知的・情意的発育・発達に関する基礎的内容を理解し, 教育実践に具体化できる。	5 とても伸ばせた	16%	5
	4 かなり伸ばせた	28%	9
	3 少し伸ばせた	31%	10
	2 あまり伸ばせていない	13%	4
	1 まったく伸ばせていない	3%	1
学校の組織的な教育活動や経営活動, 地域の教育活動などに関わることの重要性を理解し, 教育活動に生かすことができる。	5 とても伸ばせた	16%	5
	4 かなり伸ばせた	28%	9
	3 少し伸ばせた	25%	8
	2 あまり伸ばせていない	19%	6
	1 まったく伸ばせていない	3%	1
教師の仕事や役割, 責任を自覚した上で, 教師として自己成長する意味とその方法を理解し, 自ら実践することができる。	5 とても伸ばせた	31%	10
	4 かなり伸ばせた	25%	8
	3 少し伸ばせた	25%	8
	2 あまり伸ばせていない	6%	2
	1 まったく伸ばせていない	3%	1

## (3) 教育学研究科（専門職学位課程）

専門職学位課程における院生による授業評価アンケート（平成20年度前期）の各質問項目の結果を資料6-1-3-Eに示す。

教員の授業力についての諸項目はいずれも90%を超えており、非常に良好な結果である。特に授業における担当教員の話し方（Q9）、熱意（Q12）などは100%に達している。

授業のレベル（Q13）については、半数以上が適切であると回答している。Q14（授業から新しい知識や考え方を得たか）やQ15（授業の満足度）、Q17（授業から新たな教育実践の知見を得たか）などが非常に高い数値での肯定的な結果を示している。

**資料6-1-3-E 教職大学院院生による授業評価アンケートにおける各項目の回答  
選択肢1と2（肯定的な回答）の割合（%）**

質問項目	20年度前期
Q5 この授業に関連する文献を自分から読んで学習するなど、積極的に取り組みましたか？	90.6
Q6 授業の全体像を把握するのに授業計画(シラバス)は役に立ちましたか？	90.6
Q7 毎回の授業ごとに、その日の学習計画や目標が明確に示されたと思いますか？	97.4
Q8 この授業はよく準備された授業と感じましたか？	98.3
Q9 この授業における担当教員の話し方は明瞭でわかりやすかったと思いますか？	100
Q10 この授業は質問や発言をしやすい雰囲気でしたか？	94.9
Q11 この授業は体系的でよくまとまっていたと思いますか？	99.1
Q12 この授業に対する担当教員の熱意を感じましたか？	100
Q13 あなたにとってこの授業のレベルは適切でしたか？ [※「適当」と回答した%]	66.4
Q14 この授業から新しい知識や考え方を得ることができたと思いますか？	99.1
Q15 あなたはこの授業にどの程度満足しましたか？	99.1
Q16 この授業から教育実践の新たな知見を得ることができましたか？	100

（備考）院生の回答率（提出学生数/全登録学生数）：117/126 = 92.9%

## 【分析結果とその根拠理由】

教育学部における学業の成果に関する学生の評価については、授業評価アンケートに見られるように、教員の授業力や授業内容についての諸項目・新たな知見の獲得・満足度が、いずれも80%を超える高い水準である。修士課程修了生アンケート調査の結果から、指導力のあるスタッフからの専門知識の付与や現代の教育課題の据え方・対応の方法論等で充実した教育が展開されていることが分かる。教職大学院でも、授業評価アンケートの結果から、教育の成果が院生から評価されていることが分かる。

以上の学生からの意見聴取の結果から、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

**観点6-1-④：** 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

## 【観点到る状況】

## (1) 教育学部

2つの課程について、卒業生を送り出した平成14年度からの就職状況を分析した。

i) 学校教育教員養成課程

教員採用については、以前は10%前後であった教員(正規)の就職状況が、14年度以降についてはほぼ右肩上がりで推移している(資料6-1-4-A)。臨時採用を合わせた教員就職率は、最近4年間で平均62.0%である。校種別で見ると、小学校への就職者数が多い(資料6-1-4-B、6-1-4-C)。

なお教員採用試験受験率及び合格率は、年々上昇傾向にある(資料6-1-4-D)。

資料6-1-4-A 学校教育教員養成課程における進路状況

卒業年度	就 職 者					進学者	その他	就職者数 [就職率] (注)
	教 員			企業	公務員			
	正規	臨時	計					
平成14年度	31 (20.8)	48 (32.2)	79 (53.0)	27 (18.1)	3 (2.0)	26 (17.5)	14 (9.4)	109 [88.6]
平成15年度	38 (27.7)	42 (30.7)	80 (58.4)	18 (13.1)	2 (1.5)	28 (20.4)	9 (6.6)	100 [91.7]
平成16年度	46 (31.7)	49 (33.8)	95 (65.5)	12 (8.3)	3 (2.1)	28 (19.3)	7 (4.8)	110 [94.0]
平成17年度	32 (21.2)	55 (36.4)	87 (57.6)	20 (13.2)	3 (2.0)	30 (19.9)	11 (7.3)	110 [90.9]
平成18年度	54 (38.6)	35 (25.0)	89 (63.6)	15 (10.7)	3 (2.1)	24 (17.1)	9 (6.4)	107 [92.2]
平成19年度	59 (43.4)	32 (23.5)	91 (66.9)	20 (14.7)	3 (2.2)	15 (11.0)	7 (5.1)	114 [94.2]
平成20年度	49 (35.8)	33 (24.1)	82 (59.9)	17 (12.4)	9 (6.6)	21 (15.3)	8 (5.8)	108 [93.1]

(単位：人。 また、カッコ内は、卒業者に占める割合(%))

(注) [就職率]は、卒業者数から進学者数を除いて算出した。

【出典：『大学概要』2002-2009】

資料6-1-4-B 学校教育教員養成課程における教員就職者の校種別内訳 (正 規)

卒業年度	小学校	小学校の 割合	中学校	高等学校	特殊 諸学校	幼稚園	計
平成14年度	21	67.7%	4	0	0	6	31
平成15年度	28	73.7%	0	1	1	8	38
平成16年度	33	71.7%	7	0	0	6	46
平成17年度	24	75.0%	5	0	0	3	32
平成18年度	39	72.2%	5	0	3	7	54
平成19年度	41	69.5%	13	1	0	4	59
平成20年度	34	69.4%	4	1	6	4	49

【出典：『大学概要』2002-2009】

(単位：人)

資料6-1-4-C 学校教育教員養成課程における教員就職者の校種別内訳 (臨時)

卒業年度	小学校	小学校の割合	中学校	高等学校	特殊諸学校	幼稚園	計
平成14年度	35	72.9%	8	1	1	3	48
平成15年度	33	78.6%	3	2	0	4	42
平成16年度	32	65.3%	9	1	4	3	49
平成17年度	29	52.7%	12	6	4	4	55
平成18年度	25	71.4%	5	0	4	1	35
平成19年度	23	71.9%	4	2	3	0	32
平成20年度	22	64.7%	7	1	2	2	34

【出典：『大学概要』2002-2009】

(単位：人)

資料6-1-4-D 学校教育教員養成課程における教員採用試験受験状況

年 度	卒業者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
平成16年度	145	89	61.4%	46	51.7%
平成17年度	151	102	67.5%	32	31.4%
平成18年度	140	109	77.9%	54	49.5%
平成19年度	136	102	75.0%	59	57.8%
平成20年度	136	94	69.1%	52	55.3%

ii) 総合教育課程

企業、教員を中心として就職率が上昇している(資料6-1-4-E)。今後の中学校、高校の採用数の増加によって、教員希望者はさらに増える可能性がある。

資料6-1-4-E 総合教育課程における進路状況

卒業年度	就 職 者					進学者	その他	就職者数 [就職率] (注)
	教 員			企業	公務員			
	正規	臨時	計					
平成14年度	0 (0.0)	17 (14.7)	17 (14.7)	36 (31.0)	4 (3.5)	39 (33.6)	20 (17.2)	57 [74.0]
平成15年度	5 (3.9)	24 (18.9)	29 (22.8)	50 (39.4)	3 (2.4)	25 (19.7)	20 (15.7)	82 [80.4]
平成16年度	9 (6.2)	22 (15.1)	31 (21.3)	49 (33.5)	3 (2.0)	35 (24.0)	30 (19.2)	83 [81.5]
平成17年度	4 (3.2)	22 (17.5)	26 (20.6)	51 (40.5)	4 (3.2)	23 (18.3)	22 (17.5)	81 [78.6]
平成18年度	11 (8.5)	22 (17.1)	33 (25.6)	51 (39.5)	7 (5.4)	24 (18.6)	14 (10.9)	91 [86.7]
平成19年度	11 (8.2)	25 (18.7)	36 (26.9)	47 (35.1)	5 (3.7)	31 (23.1)	15 (11.2)	88 [85.4]
平成20年度	17 (12.8)	21 (15.8)	38 (28.6)	49 (36.8)	3 (2.3)	30 (22.5)	13 (9.8)	90 [87.4]

(単位：人。 また、カッコ内は、卒業者に占める割合(%。))

(注) [就職率]は、卒業者数から進学者数を除いて算出した。

【出典：『大学概要』2002-2009】

(2) 教育学研究科（修士課程）

過去4年間の就職状況を見ると、修了者のうち48～63%が教員の職に就いている（資料6-1-4-F）。

資料6-1-4-F 大学院における進路状況

修了年度	就 職 者					進学者	その他	就職者数 [就職率] (注)
	教 員			企業	公務員			
	正規	臨時	計					
平成16年度	21 (30.9)	22 (32.3)	43 (63.2)	10 (14.7)	3 (4.4)	4 (5.9)	8 (11.8)	56 [87.5]
平成17年度	15 (26.3)	21 (36.8)	36 (63.1)	5 (8.8)	0 (0.0)	10 (17.6)	6 (10.5)	41 [87.2]
平成18年度	13 (20.0)	21 (32.3)	34 (52.3)	13 (20.0)	1 (1.5)	4 (6.2)	13 (20.0)	48 [78.7]
平成19年度	15 (23.1)	22 (33.8)	37 (56.9)	9 (13.8)	3 (4.6)	5 (7.7)	11 (16.9)	49 [81.7]
平成20年度	13 (21.3)	16 (26.2)	29 (47.5)	5 (8.2)	3 (4.9)	12 (19.7)	12 (19.7)	37 [75.5]

(注) [就職率]は、修了者数から進学者数を除いて算出した。(単位：人。また、小カッコ内は、修了者に占める割合%)

【出典：『大学概要』2004-2009】

(3) 教育学研究科（専門職学位課程）

平成20年度設置であり、平成21年6月現在学年進行中であることから、進路に関する実績はない（下記の観点6-1-⑤も同様）。

【分析結果とその根拠理由】

教育学部学校教育教員養成課程における教員就職状況は、中期的に見ると上昇傾向にあり、正規教員採用比率も上昇している。また、総合教育課程では、教員・企業を含めた全体的な就職状況を見ると、上昇傾向にある。

大学院修了者のうち教員に就職した者は48～63%であるが、他大学の博士課程への進学が6～20%あることを考えると、教員就職率は非常に高いと言える。

以上のことから、卒業・修了後の進路の状況等から見た教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

観点6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

(1) 教育学部

卒業生が勤務している奈良県下の学校を対象に、卒業生の勤務先アンケート調査を平成18年度に実施し、回答を分析した結果、学校関係者から学校教員として比較的高い評価を得ていることが分かった（資料6-1-5-A）。



## 資料6-1-5-A 『奈良教育大学の教育に関するアンケート結果報告書』抜粋

## Ⅲ. 奈良教育大学の卒業生に求めること [抜粋]

## ■ 卒業生の資質・能力

- ・ 奈良教育大学の卒業生の印象として、「教科専門と教科内容の関係を理解し実践できていた」という回答が最も多かった。

## ■ 教育実習生や卒業生における奈良教育大学の教育の成果・効果

- ・ 「教科に関する学術的知識を備えている」、「教師の役割を自覚している」という点については評価が高く、約6割の回答者が「あてはまる」と回答している。「子供の発達に関する基礎知識を備えている」、「幅広い教養と専門的知識・技能を習得している」という点についても、過半数が「あてはまる」と回答している。

(備考) 調査票配付対象：奈良県下の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校

配付数：628、回収数：260、回収率：41.4%

調査内容：・社会から見た本学の教育活動の現状把握  
 ・大学の一般的な教育活動の認知度  
 ・教育理念・目標の印象  
 ・教員に求められる資質能力  
 ・大学に期待する教育活動 など

【出典：『奈良教育大学の教育に関するアンケート結果報告書』平成19年2月、p4より抜粋】

## (2) 教育学研究科（修士課程）

奈良県下の小学校及び中学校の管理職（校長、教頭）を対象として、平成19年度にアンケート調査を実施した（資料6-1-5-B）。資料6-1-5-Cには、本学修士課程修了者に対し、教育成果が現れている事項が挙げられている。

## 資料6-1-5-B 「奈良教育大学大学院に関するアンケート調査」の概要

## (1) 調査時期

平成20年1月

## (2) 調査対象

奈良県内の小学校・中学校・特別支援学校の学校長

## (3) 調査方法

郵送による

## (4) 回答数等

小学校：117（227校配付、回収率51.5%）

中学校：70（120校配付、回収率58.3%）

校種無回答：2

## (5) 調査項目

## Ⅰ. 奈良教育大学の大学院（修士課程）について

Q1 本学大学院の印象、 Q2 理念、目的等、 Q3 特色ある教育

## Ⅱ. 現職教員の研修・指導力向上と大学院教育について

Q4 現職教員が大学、大学院で学ぶ機会の必要性

Q5 再教育内容、現職教員が学べる環境

## Ⅲ. 奈良教育大学修士課程の卒業生に求めること

Q6 修了生の勤務の有無、 Q7 修了生の資質、能力、 Q8 学習・研究成果の還元

Q9 教育実習生等としての受入の有無、 Q10 教育の成果・効果

Q11 大学で学んでおくべきこと、経験しておくべきこと

## Ⅳ. 奈良教育大学に期待されること

Q12 本学への期待・改善点等

資料6-1-5-C 奈良教育大学大学院に関するアンケート結果 (Q10)

Q10 本学修士課程修了の教員(修士課程の教育実習生を含む)と接されたご経験上、奈良教育大学における教育の成果・効果はどのような部分に現れていたと思われますか。あてはまる番号に○をしてください。

設問	中学校		小学校	
	○	×	○	×
1) 教師の役割を自覚し、責任をもって教育にあたる	25	4	47	1
2) 子供の発達と学習に関する基礎知識と理解力を備えている	19	3	46	1
3) 教科に関する学術的知識と理解力を備えている	37	0	44	1
4) 幅広い教養と基礎的な専門的知識・技能を習得している	34	2	41	3
5) 子供の学ぶ意欲を高める方法を学んでいる	22	2	41	2
6) わかる授業の実施、適切な生徒指導ができる	22	4	36	3
7) カリキュラム編成の基礎知識を修得している	22	4	31	3
8) 教育の理念と実践が統合された専門的能力を有している	23	2	30	2
9) 学級経営に関する知識、方法を修得している	13	5	25	5
10) 社会の多様な変化に対応した学際的分野で専門知識を身につけ、積極的に活躍する	12	4	19	4
11) その他〔自由記述欄〕 ・わかる授業の創造をめざして自己研究を続け、指導的立場で活躍してくれている。 ・専門に偏るのではなくオールラウンド的な能力を備えている。				

【分析結果とその根拠理由】

学部卒業生の勤務先アンケート調査結果を見ると、本学卒業生は、学校関係者から学校教員として比較的高い評価を得ている。また、大学院修了者が採用されている小学校・中学校の校長へのアンケート調査によれば、子どもの学習意欲喚起やわかる授業の創造における指導的役割等について、高い評価を得ており、高度専門職業人養成の成果の裏付けと言える。

以上のことから、卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ カリキュラム・フレームワークの構築である。これは、バランスのよいカリキュラム編成、学生が獲得すべき資質能力目標基準の設定を通して、大学の教育活動の説明責任を果たす取り組みである。今後、学校教育教員養成課程だけではなく、総合教育課程でも作成する予定である。
- ・ 単位修得状況、教育職員免許状の取得状況、授業評価等による満足度等の高さ、教員就職者の増加傾向などの指標に明らかのように、教育の成果は着実に上がっていると見える。
- ・ 卒業生・修了者の勤務先からの意見聴取から、教育の成果や効果が十分に上がっていると判断できる。

【改善を要する点】

- ・ 単位認定に関わる評価の適正化について今後さらに検討する必要がある。この点は、カリキュラム・フレームワークの構築の取り組みと合わせて展開されるべき課題でもある。

### (3) 基準6の自己評価の概要

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等をアドミッション・ポリシー等で明らかにし、その達成状況を検証・評価するための適切な取組として、カリキュラム・フレームワークの構築が行われている。

授業評価の実施に加えて、修了生アンケート、授業における学生の自己評価に関するアンケートなどで学生の満足度・達成度の把握に努めており、その結果、全般的に学生の満足度・達成度は高いことが示されている。

近畿圏を中心に広域に人材を輩出し、また、教員就職状況も増加傾向にある。教育の成果は着実に上がっているが、今後の教員需要が増加傾向にあることにも鑑み、さらなる成果が求められる。

本学の主な目的である教員養成という観点から、教員就職状況は、学校教育教員養成課程では中期的に見ると上昇傾向にあり、正規教員採用比率も上昇しており、大学院においても高い水準である。また、総合教育課程では、教員・企業を含めた全体的な就職状況を見ると、上昇傾向にある。

卒業生・大学院修了者の勤務先アンケート調査結果から、学部及び大学院いずれの教育においても高い評価を得ており、その成果や効果があがっていると言える。



## 基準 7 学生支援等

### (1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

#### 【観点到係る状況】

ガイダンスについては、教育課程、履修計画、学生生活について毎年4月の入学時に、大学院新入生対象に1日、学部新入生対象に3日間にわたって実施している（別添資料7-1-1-1、7-1-1-2、7-1-1-3）。また、ガイダンスの一環として、1回生対象に学外合宿研修を実施している。新入生にとって、教育課程・履修計画を理解するとともに、学年担当教員との話し合いや友人をつくる上での良い機会となっている。

教育学部学校教育教員養成課程の1回生については、後期からのコース内の専修を決定するにあたって各コースで教員による説明会を実施し、専修の学習内容については充分周知されている。

- ・別添資料7-1-1-1 平成21年度新入生オリエンテーション等日程
- ・別添資料7-1-1-2 平成21年度履修登録に当たって
- ・別添資料7-1-1-3 平成21年度履修登録説明資料

#### 【分析結果とその根拠理由】

学部生、大学院生での対象を細かく分け、多岐にわたるガイダンスの内容を構成し、合宿研修でもこれを補足しており、適切に実施されていると判断できる。

観点 7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

#### 【観点到係る状況】

##### (1) 学習支援に関する学生のニーズの把握

学習支援に関する学生のニーズの把握としては、学生委員会による「学生生活実態調査」をほぼ2年ごとに実施している（別添資料7-1-2-1）。近年では、平成17年度、19年度及び20年度に行った。調査で得られた結果は、学生委員会において分析を行い、各教員に結果を報告し、支援策に反映する仕組みとしている。

また、学生と学長並びに教職員が懇談し、直接の意見交換を行う機会として、次の2つの企画がある。ひとつは、学生、教職員、同窓会、後援会、地域住民が一堂に会し、懇談する「大学懇談会」であり、年1回開催している（資料7-1-2-A:①）。

他のひとつは、「学生と学長との懇談会」である。この懇談会は、学長が学生と気軽に談話することで学生の意見や要望を直接聞き、これを大学運営に活かすことを目的として、年1回実施している（資料7-1-2-A:②）。懇談内容は、教職大学院、施設に対する要望、学内行事に関する意見等多岐にわたる要望や質問が出るなど、充実したものとなった。

また、就職支援室では、進路に関するアンケート（対象：学部3回生及び大学院1回生）を実施し、学生のニー

ズや必要とされる支援の在り方等を収集・分析し、就職ガイダンスや各種ガイダンスに反映している。

#### 資料7-1-2-A 懇談会の実施報告を掲載したホームページのURL

①第2回大学懇談会(2008/12/10)

<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/daigakukon/08daigakukon1.html>

②学生と学長との懇談会(2009/1/26)

<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/president%20coffee/2008presidntcoffee.html>

#### ・別添資料7-1-2-1 「学生生活実態調査」の調査項目

#### (2) 学習相談、助言、支援

学習相談については、「オフィスアワー」を導入し(資料7-1-2-B)、学生掲示板、入学時ガイダンス、冊子『学生生活』及び大学ホームページで周知を行っている(資料7-1-2-C)。

学部においては「学年担当教員」と「指導教員」を設けている。学年担当教員は、課程・コース毎に置かれ、1回生から3回生の間の大学生活上の事柄について相談、助言(例えば、奨学金の申請、授業料の免除、休学、退学等)にあたっている。指導教員制は、主に4回生の卒業論文の指導を行う制度で、研究室単位での修学や就職の問題についても指導や助言に当たっている。

また、大学院生については「研究指導教員」(教職大学院にあつては「指導教員」)が入学後定められ、学習相談・助言に当たっている。

#### 資料7-1-2-B オフィスアワーの設定に関する申合せ(抜粋)

##### (目的)

1. 学生支援充実のため、学業を中心とした学生生活全般にわたって質問・相談等に応じる特定の時間帯(オフィスアワー)として、教員があらかじめ示す特定の時間帯を設定する。

##### (利用)

2. 学生は基本的に予約なしで研究室を訪ね、勉学のことから学生生活全般・進路・将来のことに及んで相談することができる。

##### (時間帯等)

3. 各教員はオフィスアワーを設定できる時間帯等を所定の様式により学生委員会に届けるものとする。ただし、オフィスアワーの設定時間は最低1コマ(90分)以上設けるものとする。

##### (周知方法)

4. オフィスアワーを学生に周知する方法は次の方法によるものとする。

- 一 大学のホームページに掲載
- 二 大学が作成する冊子に掲載(天平雲等)
- 三 一覧表を時間割冊子と同時に配布

(83)

## 資料7-1-2-C 大学ホームページ「オフィスアワー」サイト

奈良教育大学  
NARA UNIVERSITY OF EDUCATION

学生支援課サイト

トップページ 学生支援課 サイトマップ E-MAIL 学内マップ 管理棟 学生会館

オフィスアワー

WWW検索 学内検索 検索開始

学生生活のお知らせ > 学生相談 > オフィスアワー一覧

**オフィスアワー**

本学では、オフィスアワーを設けています。  
 オフィスアワーとは、学生が自由に教員室に行って授業科目等に関する質問・学生生活全般・進路・将来のことまで、いろいろな相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯のことです。  
 教員に相談・質問のある場合、下記時間帯に指定の場所を訪問して下さい。  
 基本的に、アポイントは不要です。

最終更新  
平成21年4月1日

リンク先を選んでください

学校教育講座						
教育学・教育史	教授	岡本 定男	木	16:20～ 17:50	岡本研究室 在室時は原則としていつでも可。メールによる相談は不可。	
教育経営学	教授	井深 雄二	月	16:30～ 17:30	井深研究室	
教育社会学	准教授	渋谷 真樹	前期	木	13:00～ 14:30	渋谷研究室 事前に連絡があれば他の時間帯でも可
			後期	火	13:00～ 14:30	
生涯学		片岡 弘		13:00～	片岡研	

## 【分析結果とその根拠理由】

「大学懇談会」、「学生と学長との懇談会」、就職支援室による進路に関するアンケートを定期的に行っており、学生のニーズの把握が組織的に行われている。

オフィスアワーは全教員が設定しており、複数の手段により学生に周知している。

「学年担当教員」、「指導教員」、「研究指導教員」制度等を設け、相談及び助言体制を整えている。

以上のことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断できる。

観点7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】 該当なし。

【分析結果とその根拠理由】 該当なし。

**観点7-1-④：** 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

**【観点に係る状況】**

特別な支援を行うことが必要と考えられる者としては、留学生70名(平成21年5月現在)、社会人学生34名(現職教員：大学院31名、専攻科3名・平成21年5月現在)、障害を持つ学生1名(大学院生・平成21年5月現在)が在籍している。

留学生については、留学生委員会がその対応に当たり、委員7名、留学生担当事務職員3名で対応している。「留学生の手引き」を発行し、留学生向けの正規授業のほか日本語の補講を外部講師に依頼して実施している。その他、チューター制度を取り入れ、学習、就学への個別指導などを行うとともに、チューター連絡会議や講習会を継続的に開催し、支援の強化を図っている。また、留学生懇談会(春季及び秋季)、国際学生宿舎懇談会(毎年1回)、見学旅行(1泊2日)等を活用して留学生と懇談するとともに、留学生担当教員及び日本語担当教員が定期的に面談を実施し、支援のニーズの把握に努めている。これら以外にも、相談を受けた各教員が学生の要望等を聞き、情報の共有と改善を図るといったきめ細かな対応を行っている。

障害を持つ学生に対しては、年度始めに希望を調査し、ノートテイクの配置などの支援を行っている。

社会人(主に現職教員)が在籍している大学院各専攻にあつては、大学院設置基準第14条を適用して、授業や指導を受け易い特別の授業時間帯を設定し、事務については20時まで夜間対応を行っている。

**【分析結果とその根拠理由】**

留学生に対しては、留学生委員会を中心に組織的に対応するとともに、『留学生の手引き』の発行や日本語の補講、チューター制度の導入、留学生懇談会の開催など、種々の学習支援を行っている。

障害者に対する支援では、ノートテイクの配置や施設のバリアフリー化を行っている。社会人に対しては、授業時間帯の配慮をはじめとした支援を行っている。

以上のことから、特別な支援が必要と考えられる者に対して学習支援が適切に行われていると判断できる。

**観点7-2-①：** 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

**【観点に係る状況】**

学生の自主的学習支援のため、「図書館」(177席)は平日の夜間に加え、土曜日も開館している(資料7-2-1-A)。更に、「学生オフィス」(48席)(資料7-2-1-B)、「情報サテライト室」(資料7-2-1-C)を設けており、学生が自由に勉学に専念できる環境を整備している。また、留学生及び日本人学生が交流を深めるための「国際交流室」を設置しており、パソコン3台を配置している。

グループ討論の場として「学生ラウンジ」、「学生会館談話室」等があり、「学生ラウンジ」については毎月10人から20人程度のグループ(教職員等も含む)が定期的に活用している。

他にも、「教育資料館」を有しており、初等中等教育に関する資料を中心に収集し、学習のための利用に供している。同時に、教育・研究発表の場として展示等にも活用している。また、学習の一環として、世界遺産関係のDVDを鑑賞する「世界遺産ミニシアター」を備えている。

大学院生も学部と同一の施設を使用できるが、特に大学院生には専用の自習室を設けており、情報端末付きの机、プリンター、ロッカーを備え、セキュリティロック付きの自動扉により安全上の配慮も行っている。



## 資料 7-2-1-A 図書館開館時間一覧表

施設	期間		土曜日	日曜日・祝日
	平日（月～金）			
	授業期間	教育実習期間		試験前3週間・試験期
閲覧室	9:00～21:00	9:00～20:00	10:00～17:00	10:00～17:00
パソコン室	9:00～20:30	9:00～19:30	10:00～16:30	10:00～16:30

備考：(1) 休業期は、平日（月～金）の9:00～17:00開館。土・日・休日は休館。  
 (2) 時間外の閲覧業務は、各日2名（時間雇用職員）勤務。  
 (3) 時間外開館日の月曜日と、金曜日については、2名のうち1名は図書館職員が時差出勤で勤務。

## 資料 7-2-1-B 奈良教育大学学生オフィス使用規則（抜粋）

<p>（目的）  <b>第2条</b> 学生オフィスは、本学学生の自学、自習及び学生の憩いの場とすることを目的とする。</p> <p>（施設）  <b>第4条</b> 第2条の目的を達成するため、学習スペース及びリフレッシュコーナーを設置する。</p> <p>（使用時間）  <b>第5条</b> 学生オフィスの使用時間は、午前7時から午後10時30分までとする。</p> <p>（使用日）  <b>第6条</b> 学生オフィスは、年末年始（12月27日から1月5日まで）を除き使用できる。</p>
---

## 資料 7-2-1-C 奈良教育大学情報サテライト室使用規則（抜粋）

<p>（目的）  <b>第2条</b> サテライトは、本学の学生が情報処理機器を用いて学習、研究、情報収集を行う場として、使用することを目的とする。</p> <p>（使用日）  <b>第4条</b> サテライトは、原則として、土・日曜日並びに祝日・休日以外の平日に使用できる。</p> <p>（使用時間）  <b>第5条</b> サテライトの使用時間は、原則として午前8時30分から午後8時45分までとする。</p>
--

## 【分析結果とその根拠理由】

学生の自主的学習支援のため、「図書館」、「学生オフィス」、「情報サテライト室」、「自習室」を設けており、勉学に専念できる環境を整備している。また、交流や討論の場として「国際交流室」、「学生ラウンジ」等を有している。

以上のことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断できる。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

## 【観点に係る状況】

本学では、正課以外に大学の許可のもとに学生が自発的に行う文化的、社会的、体育的な諸活動を奨励している。団体数としては、文化会所属クラブ 19 団体、体育会所属クラブ 25 団体の計 44 団体である（別添資料 7-2-2-1）。

大学の支援体制としては、学生委員会の下に点検・評価ワーキング・グループを設け、課外活動の支援を行って

いる（資料7-2-2-A）。

課外教育活動施設として、学生会館、サークル部室に加え、平成19年12月に課外活動共用施設（サークル共用棟）700㎡、平成20年2月に音楽練習室等188㎡を新たに設置した。うち、短期使用施設として会議室、多目的スペース、資料作成室を、長期使用施設として文化会室、体育会室、練習室、倉庫を、使用許可制により学生団体の利用に供している（別添資料7-2-2-2）。体育施設は、別添資料7-2-2-3のとおりである。その他の物的支援として、用具・機械・楽器等を適宜支援しており、後援会からも課外活動に対する物品等の購入の予算的支援がある。

課外活動（及び学術活動等）の振興策として、学長表彰及び学生委員会委員長表彰を行っている（資料7-2-2-B①）。また、本学独自の学生支援策として、「学生企画活動支援事業」がある。この事業は、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して大学が経済的支援等を行い、学生自身に自主的に実体験をさせることで、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資することを目的としたものである（資料7-2-2-B②、7-2-2-C）。

学生委員会とサークル顧問教員との懇談会を開催し、大学、顧問教員、学生の三者が危機対応・管理に関する共通認識を持つよう意見交換を行っている。

指導力の育成、ならびに相互の親睦と理解を深めるため、「サークルリーダーズ・ミーティング」（体育会・文化会）に、学生委員会委員長及び学生支援課が参加し、今後の対応についての説明や、次期リーダーとしての心構えの啓発を行っている。

**資料7-2-2-A 平成21年度 学生委員会 点検・評価分担表**

分野	事 項	分野	事 項	分野	事 項
学 校 行 事	1) 新入生オリエンテーション 2) 新入生合宿研修 3) 上回生合宿研修 4) 全学懇談会 5) 学生企画活動支援事業 6) 広報「天平雲」 7) 学年担当教員の役割	課 外 教 育	1) 課外活動 2) 学生団体 3) 大学祭 4) 表彰・懲戒 5) 学生の事件・事故 6) ボランティア活動	修 学 支 援	1) 学生寮の運営 2) 入学科・授業料免除等 3) 奨学金 4) アルバイト 5) 厚生福祉 6) 学生生活実態調査 7) 学生会館の運営

**資料7-2-2-B 課外活動支援関係 URL**

① 課外教育（学生表彰） <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/kagai/hyousyou/hyousyou.html">http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/kagai/hyousyou/hyousyou.html</a>
② 学生企画活動支援事業 <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/gakusei-kikaku/gakusei-kikaku.html">http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/gakusei-kikaku/gakusei-kikaku.html</a>

**資料7-2-2-C 学生企画活動支援事業の申請・許可件数等**

年 度	申請件数	許可件数	認定件数	支援経費
平成16年度	16	9		350万円
平成17年度	13	8		250万円
平成18年度	13	9	4	250万円
平成19年度	13	9	4	200万円
平成20年度	12	9	0	200万円

- ・別添資料7-2-2-1 『学生生活』 p. 44 「課外活動諸団体一覧」
- ・別添資料7-2-2-2 奈良教育大学課外教育活動施設使用規則
- ・別添資料7-2-2-3 『学生生活』 p. 47 「体育施設」

#### 【分析結果とその根拠理由】

課外活動に対する大学の支援体制としては、学生委員会傘下の点検・評価WGが支援及び充実に向けた活動を行っている。施設面では、課外活動共用施設（サークル共用棟）、音楽練習室、体育施設を用意し、用具・機械・楽器等の支援を行っている。振興策としては、学長表彰及び学生委員会委員長表彰を行い、さらに学生企画活動支援事業により、経済的支援等も図っている。

以上のことから、学生の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断できる。

**観点7-3-①：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。**

#### 【観点に係る状況】

学生委員会による学生生活実態調査を実施し、「アルバイトに関することについて」「心身の健康について」等の項目により、そのニーズや実態の把握を行うとともに、自由記述欄に書かれた要望に対しても対応している（別添資料7-3-1-1）。これらの調査結果は、学生委員会及び関係の委員会等で分析し、教授会において結果を報告し、支援策の向上につなげている。平成20年度の事例では、学生生活実態調査の自由記述において、学生から要望が多かった学生食堂および生協のスペース拡大と女子寮の改修に関して検討することとした。学生食堂等のスペースの拡大については、プロジェクトを立ち上げ、アンケート調査を実施し、できる限り要望を取り入れることとした。女子寮の改修工事については、アンケート調査を実施し、居室プラン等を取り入れることとした。これらの学生からの要望については、平成21年度中に対応する。

大学生活全般における要望・相談については、「学生なんでも提言箱」を設置（管理棟と学生会館の2ヶ所。メールも可。）し、副学長（教育担当）を責任者としてハラスメント、教務・学生生活全般、施設改善要求等の事項に対応している。平成18年度の事例では、図書館の窓に網戸を設置して欲しいとの要望があり、協議の結果、実現し、学生の要望に応えた。

個人生活上の諸問題については、「学生相談室」を設置し、学生相談員（保健管理センター所長・医師）を配置して適切な対応を行っている。健康相談及びカウンセリングについては、保健管理センターが対応している。特にカウンセリングにおいては、週3日、専任のカウンセラー（学外から臨床心理士3名）を配置している（別添資料7-3-1-2）。

進路相談については、就職支援室が外部相談員2名（教員就職対象、企業就職対象）を委嘱し対応している。また、就職情報資料室及び就職指導室を設置し、パソコンや就職関係資料等を整備し、進路選択に供している。

各種ハラスメントについては、「国立大学法人奈良教育大学ハラスメントの防止及び対応に関する規則」に基づき、ハラスメント相談員11名（医師、看護師、教員、事務職員）を配置し、「国立大学法人奈良教育大学ハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、啓発・防止・救済に努めている。相談員から報告のあった事案については、人権・ハラスメント防止委員会が対応している。

その他、学生委員会に、事件・事故に対応する小委員会、不登校学生支援対策委員会を設置し、関係部署が連携して、組織的な支援・対応を行っている。

これら各種相談体制の学生への周知に関しては、ホームページや冊子「学生生活」、ハラスメント防止リーフレット、掲示等により行っている。

- ・別添資料 7-3-1-1 『学生生活実態調査』※関係箇所の抜粋
- ・別添資料 7-3-1-2 『保健管理センターだより』第 53 号、p. 14 「学生相談室のご案内」

**【分析結果とその根拠理由】**

生活支援等に関する学生のニーズについては、学生委員会が行う学生生活実態調査により把握し、支援策の向上につなげている。学生からの様々な要望・相談等については、学生なんでも提言箱、学生相談室、などを整備し、対応に当たっている。

以上のことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断できる。

**観点 7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。**

**【観点に係る状況】**

特別な支援を行うことが必要と考えられる者の在籍者数は、観点 7-1-④を参照。

観点 7-1-④に準じ、生活支援についても、留学生委員会を対応組織として位置づけている。チューター制度（40 時間／半年）による個別指導を行い、「留学生の手引き」を作成して、留学生の就学を含む生活支援を行っている。チューター連絡会議やチューター向け講習会による支援を進めている。

障害を持つ学生は、平成 21 年度で 1 名在籍（視覚障害）しているが、入学時及び年度始めに希望を調査し特別な支援が必要か確認している。施設面では、エレベータの設置やトイレ、階段スロープの設置による段差の解消など大学内の移動等に配慮し、バリアフリー化を進めている。

**【分析結果とその根拠理由】**

留学生については、チューター制度の導入や、「留学生の手引き」の発行などにより、生活支援を行っている。留学生の生活支援のニーズは、留学生担当教員等との面談や学生生活実態調査、留学生アンケート等により把握に努めている。

障害者に対する支援では、施設面等で各種の対応を行っている。

以上のことから、特別な支援が必要とされる学生に対する生活支援が適切に行われていると判断できる。

**観点 7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。**

**【観点に係る状況】**

**(1) 授業料免除制度**

授業料免除は、「奈良教育大学授業料免除等選考基準」により、学生委員会の議を経て行っており、申請・許可状況は資料 7-3-3-A のとおりである。特に留学生に対しては、「私費外国人留学生授業料特別免除制度」を

設けており（資料7-3-3-B）、学業成績が特に優秀な学生に対して、各学年1名、計6名の授業料を全額免除している。

#### 資料7-3-3-A 授業料免除申請者数及び審査結果（平成18年度～平成20年度）

年度	学期	区分	申請者数	審査結果			
				許 可			不許可
				全額免除	半額免除	計	
平成 18年度	前期	学部	117	17	80	97	20
		大学院	48	3	31	34	14
		特別専攻科	3	0	3	3	0
		計	168	20	114	134	34
	後期	学部	107	15	84	99	8
		大学院	42	1	34	35	7
		特別専攻科	1	0	0	0	1
		計	150	16	118	134	16
平成 19年度	前期	学部	122	15	89	104	18
		大学院	43	3	31	34	9
		特別専攻科	1	0	1	1	0
		計	166	18	121	139	27
	後期	学部	110	22	77	99	11
		大学院	36	4	28	32	4
		特別専攻科	1	1	0	1	0
		計	147	27	105	132	15
平成 20年度	前期	学部	148	10	117	127	21
		大学院	33	3	18	21	12
		特別専攻科	1	0	1	1	0
		計	182	13	136	149	33
	後期	学部	151	9	121	130	21
		大学院	27	5	15	20	7
		特別専攻科	1	0	0	0	1
		計	179	14	136	150	29

#### 資料7-3-3-B 奈良教育大学授業料等の免除等に関する規則（第2条～第3条抜粋）

##### （免除の範囲）

第2条 授業料の免除は、本学学部、専攻科及び大学院の学生（科目等履修生及び研究生を除く。以下「学生」という。）で次の各号の一に該当する者について行うことができる。

（略）

2 前項にかかわらず、本学学部及び大学院の私費外国人留学生（専攻科学生、科目等履修生及び研究生を除く。）で、特に学業優秀と認められる者については、授業料を免除することができる。

##### （免除の額等）

第3条 授業料の免除の額及びその免除の対象となる期は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「

）（略）

四 「

五 前条第2項に該当する場合は、当該年度に係る授業料の全額とする。

(2) 日本学生支援機構奨学金及びその他の奨学金制度

本学で取り扱っている奨学金としては、日本学生支援機構の奨学金が主なものであるが、その他に地方公共団体及び民間育英団体の奨学金がある。この日本学生支援機構の奨学金の受給率は、資料7-3-3-Cのとおりである。

資料7-3-3-C 日本学生支援機構 奨学金等受給状況 (平成18年度～平成20年度)

年度	種別等	学部	大学院	専攻科	計
平成18年度	学生数	1168	132	16	1316
	第一種(無利子)	147	27	0	174
	第二種(有利子)	218	3	0	221
	その他	8	2	0	10
	計	373	32	0	405
		31.93%	24.24%	0.00%	30.78%
平成19年度	学生数	1178	126	12	1316
	第一種(無利子)	159	31	0	190
	第二種(有利子)	256	20	0	276
	その他	6	1	0	7
	計	421	52	0	473
		35.74%	41.27%	0.00%	35.94%
平成20年度	学生数	1202	87	13	1302
	第一種(無利子)	147	24	1	172
	第二種(有利子)	268	15	2	285
	その他	1	0	0	1
	計	416	39	3	458
		34.61%	44.83%	23.08%	35.18%

(3) 後援会奨学金制度「学習奨励費」

本学独自の奨学金としては、本学後援会が実施している「学習奨励費」があり、資料7-3-3-Dのとおり月額1万円、年間10人が対象となり、選考にあたっては後援会の役員会が審議を行っている。

資料7-3-3-D 奈良教育大学後援会 学習奨励費応募状況等 (平成20年度)

区分	課程等	回生	応募者数	採用者数	備考
学部学生	学校教育教員養成課程	1	12	1	
	総合教育課程		6	1	
	学校教育教員養成課程	2	6	3	
	総合教育課程		2	0	
	学校教育教員養成課程	3	6	3	
	総合教育課程		2	0	
	学校教育教員養成課程	4	1	1	

	総合教育課程		2	1	
大学院 生	大学院教育学研究科	1	0	-	
		2	3	2	
	計		40	12	

#### (4) 寄宿舍

一般学生寄宿舍として大学近辺に女子寮（定員 136 名、4 人部屋）を設置している。寄宿料は月額 700 円であり、入居選考は奈良教育大学学生宿舎要項により行っている。入居状況は、老朽化が進んでいることもあり、平成 15 年度から 50%～70%台で推移している。このため、平成 21 年度に大規模改修を行い、64 室の個室とする予定としている。寄宿料については、近隣のアパート等の家賃を調査し、適正な価格となるよう検討している。

留学生用には、国際学生宿舎を設置している。日本人男子学生用（定員 60 名）と留学生用（定員 40 名）の居室がある。寄宿料は月額 4,700 円であり、入居者の選考は奈良教育大学外国人留学生宿舎運営委員会において行っている。入居率は、平成 15 年度から 80%～95%台で推移している。

以上の諸制度については、全学生に配付している冊子『学生生活』や、大学ホームページ（資料 7-3-3-E）などに掲載し、周知している。

なお、経済面での援助に関する学生のニーズについては、学生生活実態調査で把握し、適切な運用に役立っている。（別添資料 7-3-3-1）

#### 資料 7-3-3-E 寄宿舍について記載した本学ホームページの URL

<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/GAKUSEI/canpass-life/gakusei-top/gakusei-top.html>

#### ・別添資料 7-3-3-1 経済面での援助に関する学生のニーズ（「学生生活実態調査」Q10～Q12 の分析）

##### 【分析結果とその根拠理由】

授業料免除や各種奨学金の選考は、関係規程に従って行っており、実績から適切に実施されていると言える。

寄宿舍は、定められた手続きに則って入居選考している。入居率は、4 人部屋の一般学生用寄宿舍（女子寮）は低いですが、学生の意見を取り入れ、全室を個室とする改修を行うこととしており、その増加が期待される。国際学生宿舎の入居率は非常に高くなっている。

以上のことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断できる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- ・ 学生支援のニーズを把握するため、学生生活実態調査を2年ごとに実施している。得られた結果の分析は学生委員会で行い、結果を各教員に報告していることから、学生のニーズの把握が系統的かつ組織的に行われているといえる。また、学生、教職員、同窓会、後援会、地域住民が一堂に会し、懇談する「大学懇談会」や、「学生と学長との懇談会」をそれぞれ年1回実施するなど、学生のニーズを把握するための努力は十分行われていると判断できる。
- ・ 進路に関する調査も、就職支援室がアンケートを実施し、学生のニーズや支援の在り方等を収集・分析し、就職ガイダンスや各種ガイダンスに反映している。
- ・ 進路相談に当たっては、外部相談員計2名を委嘱し、対応している。このような努力の成果は、基準6で見るとように、教員就職率や全体的な就職状況の上昇に現れている。
- ・ 留学生の生活支援のニーズは、留学生担当教員や指導教員との面談、学生生活実態調査及び留学生アンケート等により把握に努めている。チューター制度を取り入れ、連絡会議や講習会を定期的に開催しており、生活面でのサポートも十分に行っていると判断できる。
- ・ 不登校学生への支援策として、学生委員会（不登校学生支援対策委員会）や保健管理センター等が連携して早期対応している。
- ・ 障害者に対する支援では、ノートテイク及び施設面での支援を行っている。社会人に対しては、オフィスアワーを設け、授業時間帯の配慮や個別指導において支援を行っている。
- ・ 課外活動については、体育会や文化会が毎年「サークルリーダーズ・ミーティング」を実施することで、充実を図っている。また、大学、顧問教員、部員の三者が現状把握と危機対応・管理に関する共通認識を持つよう努力している。
- ・ 課外活動に対する財政的支援としては、課外活動共用施設等の提供などがあり、各サークルからの要望（用具・機械・楽器等の支援）については、順次整備に努めている。その他、課外活動の振興策として体育活動の成績優秀者、コンクールの入選者に学長表彰及び学生委員会委員長表彰制度を設け、表彰を行っている。
- ・ 本学独自の学生支援策として、学生企画活動支援事業がある。これは、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して大学が経済的支援等を行い、学生自身に実体験をさせることで、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資することを目的としたものである。

### 【改善を要する点】

- ・ 平成20年度に実施した学生生活実態調査で、「オフィスアワーの制度を知らなかった」とするものが60%以上あった点については、周知方法等について改善の余地がある。ただし、これは学生が日常的にいつでも教員と相談できる様態にあるという小規模大学の特徴からであるとも考えられる。
- ・ 学生相談の潜在的な需要をどう汲み上げていくかについて、今後、改善の余地があると思われる。
- ・ 一般学生用寄宿舎（女子寮）の入居状況は、平成15年度から50%～70%台で推移している。このため、平成21年度に全室を個室とする改修を行うこととしている。入学生の中には、経済的な理由から寮での生活が必要な者もいるので、ニーズはかなり高いと思われる。



### (3) 基準 7 の自己評価の概要

学習を進めるうえでの履修指導は、入学時のガイダンスや合宿研修に始まり、オフィスアワー、学年担当教員、研究指導教員の設置など、修学や就職の問題も含めた相談及び助言体制を整えている。学習支援に関する学生のニーズの把握は、学生生活実態調査や各種懇談会等により、定期的・組織的に行われている。留学生や障害のある学生、社会人学生に対しても、きめ細かな配慮を行っている。小規模大学で集約化されたキャンパスという有利な条件もあり、学生指導上の密度は高いと言える。

学生の自主的学習支援のため、図書館や学生オフィスをはじめとした諸設備を提供し、閉門時まで自由に勉学に専念できる環境を整備している。課外活動に対しても組織的に支援しており、施設や備品の支援を行うとともに、学長表彰制度や学生企画活動支援事業の実施により、課外活動への振興や経済的支援等を図っている。また、学生生活実態調査や懇談会等により、学生との意見交換やニーズの把握に努めている。学生委員会を軸とした幾重にも張り巡らされた「対応の糸」で十分な措置が施されていると言える。

生活支援等に関する学生のニーズについては、学生委員会が行う学生生活実態調査により把握し、支援策の向上につなげている。学生からの様々な要望・相談等については、学生なんでも提言箱や学生相談室をはじめとした諸制度を整備し、適切に対応している。留学生や障害のある学生に対しても、きめ細かな配慮を行っている。経済面の援助については、授業料免除や各種奨学金、寄宿舎の整備により実施している。

最後に、総合的な学習支援にかかわる実績として一言を加えておく。平成 20 年度の法人暫定評価では、学部教育においては少人数授業の実施率の点、また大学院教育においては、専門職学位課程の授業が履修可能となっている点などについては「期待される水準を上回る」と判断された。



## 基準 8 施設・設備

## (1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

## 【観点到係る状況】

本学の施設における校地・校舎面積は、資料 8-1-1-A のとおりである。

教育研究施設は渡り廊下で接続された 7 棟並びに独立の 7 棟の研究棟、研究棟に接続された講義棟 4 棟、別棟の学術情報研究センターの図書館、情報館、教育資料館の 3 棟、教育実践総合センターからなる。また、屋内体育施設として、講堂、体育館、武道場、舞踏室、課外活動共用施設、学生会館等の共通施設があり、屋外体育施設として、多目的運動場、テニスコート、弓道場、プール等を整備している。

講義棟 1・2 号棟は、平成 11 年度に使用状況調査を行い、その結果を基に平成 12 年に中教室を小・中教室に改修がなされた。講義室 27 室(総面積 2,067 m<sup>2</sup>、収容人数 1,765 人)の稼働率は 63%となっている。少人数教育が主で、大教室は 1 室のみ。情報館には実習室(3 室)が設置されている。

これらの教育・研究施設についての使用状況調査は、平成 17 年度に行い、使用者一覧表を作成した。平成 18 年度は現地調査を行い、教員研究室、実験実習室、大学院生室、共同利用スペース等の点検・評価を行った。稼働率の低い講義室、実験室等は共同利用スペースとし、退職した教員の研究室は学長管理とし、「奈良教育大学施設の有効活用に関する要項」(別添資料 8-1-1-1)に基づいて貸し出している。この外、学生の自主学習用や議論の場として、学生オフィス、国際交流室、情報室が配置されている。

また、施設・設備のバリアフリー化については、講義室、研究棟にスロープ、エレベーターが設置されており、障害者用トイレの位置を構内案内板に明示し、随時改修を行ってキャンパスアメニティ環境の向上に努めている。

資料 8-1-1-A 校地・校舎面積(平成 21 年 5 月 1 日現在) (単位: m<sup>2</sup>)

区 分	校 地	校 舎
本部及び教育学部	147,060	32,953
附属幼稚園		1,013
附属小学校		(注) 8,883
附属中学校	30,146	5,805
自然環境教育センター	1,768,633	1,175
奈良実習園	11,034	564
奥吉野実習林	1,757,599	611
国際学生宿舎	4,621	2,350
橘寮	2,220	1,741
教職員宿舎	7,802	4,227
計	1,960,482	59,322

(注) 特別支援学級 1,426 m<sup>2</sup>含む。

・別添資料 8-1-1-1 奈良教育大学施設の有効活用に関する要項

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地面積は、基準面積 11,500 m<sup>2</sup>の約 13 倍であり、校舎面積は、基準面積 11,238 m<sup>2</sup>の約 3 倍あり、大学設置基準に適合している。

講義棟の講義室の全室に冷暖房用空調設備が設置され、良好な教育環境を確保している。

施設の有効活用に関する要項を定め、貸し出しを行っている。

施設・設備のバリアフリー化については、講義室・研究棟にスロープ・エレベータを設置しており、障害者用トイレの場所を明示している。ただし、図書館玄関に至る道のバリアフリー化の必要がある。

学生の学習環境向上のため、学生オフィス、交流室、情報室を設置している。

以上のことから、教育・研究の目標達成に必要なかつ十分な施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断できる。

観点 8-1-②： 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

キャンパス情報ネットワークは、全棟を光ファイバ(1000BASE-LX, 1000BASE-SX 等)により高速通信できるように整備しているとともに、遠隔地の寮とは、指向性の無線 LAN によって接続している(別添資料 8-1-2-1)。学外接続として、広域イーサネット(100Mbps)により、同志社大学 NOC を経由して学術情報ネットワーク(SINET)に接続している。教育・研究活動の利用をはじめ、研究情報の交流、地域・学校現場・企業等への各種情報発信等に利用されている。その際、安全に学外へ情報提供できるように、Firewall を整備運用している。この仕組みは、不正アクセス等の迷惑行為が行えない仕組みとしても機能させている。キャンパス情報ネットワークには、あらかじめ登録された PC のみが接続できる。

また、共同利用 PC として、資料 8-1-2-A に示す設置場所に合計 238 台(PC 1 台あたり学生 5.7 人)を配置し、学生の教育・研究活動に提供している。

学習支援機能を高めた e-learning の取組としては、Web-CT 等を導入しており、教員が授業に関するホームページを作製し、授業に対する学生からの意見も集めることができる環境を整えている(資料 8-1-2-B)。

情報ネットワークの円滑な運用及びセキュリティ対策を図るため、「奈良教育大学キャンパスネットワーク利用規則」、「奈良教育大学個人端末接続規則」及び「奈良教育大学学外端末接続規則」の諸規程を整備している。セキュリティ面では、「国立大学法人奈良教育大学情報セキュリティポリシー」を制定しており、最高情報セキュリティ責任者の下、情報セキュリティを確保するための組織及び責任者を明確にしている。教職員・学生などの利用者には、冊子『「情報モラル」とマナーについて』などにより情報セキュリティポリシーの周知を行うとともに、新入生には授業において説明し、新任教職員には利用ガイダンスの研修を実施している。

コンピュータ設備の利用に対する調査は、平成 17 年度、平成 19 年度在学生調査で実施しており、資料 8-1-2-C に示す調査結果が得られている。

資料 8-1-2-A 共同利用 PC の設置場所

設置場所	PC 台数	備 考
情報館 2F 「演習室 A」	31 台	
情報館 2F 「演習室 B」	21 台	
情報館 3F 「実習室」	83 台	
教育実践総合センター 「メディアルーム」	15 台	
図書館 「エントランス」 「パソコン室」	33 台	授業期間中の土曜日利用可 平日 8:30PM まで利用可
文科棟 1F 「情報サテライト」	15 台	平日 8:30PM まで利用可
講義棟 「301 パソコン室」	40 台	平日 8:30PM まで利用可
合 計	238	

主な共通ソフトウェア

・Windows XP Professional ・Microsoft Office 2003 Professional ・Microsoft Office Professional Plus 2007 [Word, Excel, Power Point, Access] ・Symantec Endpoint Protection (ウイルスチェック・駆除) ・Mozilla Thunderbird (メール) ・Microsoft Internet Explorer ・Mozilla FireFox (WWW ブラウザ) ・Adobe Photoshop CS3 (画像編集) ・Adobe Illustrator CS3 (グラフィック制作) ・Microsoft Visual Studio 2007 ・JAVA (プログラミング言語) ・IBM Homepage Builder (ホームページ作成) ・秀丸 (テキストエディタ) ・キューブきつず 2 (小学校教育用統合ソフト) ・キューブ NEXT2 (中学校教育用統合ソフト) ・pLaTex (組み版・テキスト整形) ・Adobe Premiere ・Canopus Edius-J (ビデオ編集)

資料 8-1-2-B Web-CT、WBLSS を活用している授業

平成 20 年度前期	平成 20 年度後期
i) Web-CT ・英作文 I ・国際理解教育演習 ・音声学音韻論 ・道德教育の研究 ・倫理学 ・総合演習 ・中等教科教育法 III (保健体育) ・システムプログラミング ・数理プログラミング I ・情報機器の操作 ii) WBLSS ・情報機器の操作	i) Web-CT ・知的障害教育方法 (障害児教育課程論) ・特別支援教育方法学特論 ・英作文 II ・情報科学入門 II ・情報システム論 ・総合教育基礎ゼミナール II (情報数理) ・外国語コミュニケーション H ・中等教科教育法 I (理科) ・中等教科教育法 II (理科) ・初等教科教育法 (理科) ・日本語学演習 D ・球技 (バスケットボール型) ・初等教科教育法 (体育) ・幼児と健康 II ・マルチメディア概論 ・情報通信システム工学

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育方法・メディア(総合教育課程)</li> <li>ii) WBLSS             <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報メディアの活用</li> <li>・情報と職業</li> <li>・中等教科教育法 II(情報)</li> <li>・教師のための情報倫理</li> </ul> </li> </ul>
--	---

(用語註)

- i) Web-CT (Web course control) とは、ネットワーク上で授業を運営・管理するための WWW のアプリケーションで、授業でホームページを簡単に作成・運営するためのツール。
- ii) WBLSS (Web Based Learning Support System) とは、自己学習支援システムで、学習内容がユニット単位で分割されており、学習者はユニット選択により多様な自主学習が可能となる。

**資料 8-1-2-C コンピュータ設備の利用に関する調査結果**

	とても満足+まあ満足	あまり+まったく不満足
コンピュータ設備の充実・整備 (平成 17 年度)	70.1%	15.0%
	満足している	不満である
コンピュータ設備 (平成 19 年度)	53.9%	6.0%

(平成 17 年度は 5 段階評価、平成 19 年度調査は 3 段階評価)

【出典：平成 17 年度、平成 19 年度在学生調査】

**・別添資料 8-1-2-1 ネットワーク等構成図**

**【分析結果とその根拠理由】**

情報インフラとしてのキャンパスネットワークは、共同利用 PC も整備し、学生に快適な利用環境を与えている。最近の在学生に対する調査では、比較的高い満足度が得られている。運用面では、諸規定の整備により、情報ネットワークの円滑な運用及びセキュリティ対策を図るとともに、構成員には授業や研修等を通じてそれらを周知している。

以上のことから、教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断できる。

**観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。**

**【観点に係る状況】**

全学的視点からの施設確保・活用については、「施設マネジメントに関する基本方針」を策定している。*(別添資料 8-1-3-1)*

各施設・設備の運用については、学内規則等で明確に規定し、これらの規則等は大学のホームページに掲載している *(資料 8-1-3-A)*。教職員及び学生への利用方法・案内については、大学のホームページに掲載 *(資料 8-1-3-B)*、あるいは施設によってはパンフレットを作成し、周知を図っている。特に学生に対しては、

入学時全員に配付する冊子『学生生活』に掲載し、周知している（資料 8-1-3-C）。

**資料 8-1-3-A 大学ホームページ『奈良教育大学規則集』に掲載している施設・設備の利用に関する規則**

厚生補導関係施設等（第 15 章. 厚生補導）	センター等（第 17 章. 施設・センター）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良教育大学学生相談室規則</li> <li>・奈良教育大学学生会館規則</li> <li>・奈良教育大学学生会館使用細則</li> <li>・奈良教育大学寄宿舎規則</li> <li>・奈良教育大学国際学生宿舎規則</li> <li>・奈良教育大学国際交流室使用規則</li> <li>・奈良教育大学学生オフィス使用規則</li> <li>・奈良教育大学大学院生研究室使用規則</li> <li>・奈良教育大学共同演習室使用規則</li> <li>・奈良教育大学共同実験・演習室使用規則</li> <li>・奈良教育大学情報サテライト室使用規則</li> <li>・奈良教育大学課外教育活動施設使用規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良教育大学保健管理センター規則</li> <li>・奈良教育大学学術情報研究センター規則</li> <li>・奈良教育大学学術情報研究センター図書館利用規則</li> <li>・奈良教育大学学術情報研究センター図書館文献複写規則</li> <li>・奈良教育大学学術情報研究センター図書館利用細則</li> <li>・奈良教育大学学術情報研究センター情報館利用細則</li> <li>・奈良教育大学学術情報研究センター教育資料館利用細則</li> <li>・奈良教育大学教育実践総合センター規則</li> <li>・奈良教育大学自然環境教育センター規則</li> <li>・奈良教育大学特別支援教育研究センター規則</li> <li>・奈良教育大学理教教育研究センター規則</li> <li>・国立大学法人奈良教育大学講堂使用要領</li> <li>・国立大学法人奈良教育大学講堂使用細則</li> <li>・国立大学法人奈良教育大学職員会館使用要領</li> <li>・国立大学法人奈良教育大学施設使用要領</li> </ul>

（備考）奈良教育大学規則集 URL（ただし、学内限定）  
<http://jimuhpsrv.nara-edu.ac.jp/private/kisoku/kisokumokuji.htm>

**資料 8-1-3-B 施設・設備の利用案内等に関するホームページの URL（例）**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健管理センター  <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HOKENKANRI/homepage.htm">http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HOKENKANRI/homepage.htm</a></li> <li>・学術情報研究センター図書館 「図書館利用案内」  <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/LIB/libriyo.htm">http://www.nara-edu.ac.jp/LIB/libriyo.htm</a></li> <li>・学術情報研究センター情報館 「利用に関する手引」  <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/NT/newacct.htm">http://www.nara-edu.ac.jp/NT/newacct.htm</a></li> <li>・学術情報研究センター教育資料館 「利用案内」  <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/LIB/kyriyo.htm">http://www.nara-edu.ac.jp/LIB/kyriyo.htm</a></li> <li>・教育実践総合センター 「センターの利用について」  <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/CERT/homepage.htm#equipment">http://www.nara-edu.ac.jp/CERT/homepage.htm#equipment</a></li> <li>・自然環境教育センター 「センターの目的、概要と利用案内」  <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/ECNE/mokuteki.htm">http://www.nara-edu.ac.jp/ECNE/mokuteki.htm</a></li> </ul>
---

**資料 8-1-3-C 冊子『学生生活』における施設・設備利用案内の掲載例（学生オフィスの例）**

<p>(11) 学生オフィス                      文科棟・文美棟に学生の自学・自習の場及び憩いの場として学生オフィスがあります。</p> <p>（注意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生オフィスは年末年始（12月28日～1月4日）を除き利用できます。</li> <li>・学生オフィスの利用時間は午前7時～午後10時30分です。必ず、利用時間を守って下さい。</li> <li>・室内では禁煙です。火災の防止に十分注意して下さい。</li> </ul> <p style="text-align: center;">： 【※ 以下省略】</p>
---

【出典：『学生生活』 p27】

・別添資料 8-1-3-1 奈良教育大学における施設マネジメントに関する基本方針（平成 18 年規則第 78 号）

【分析結果とその根拠理由】

全学的視点からの施設確保・活用については、「施設マネジメントに関する基本方針」を策定している。

個別の施設・設備の運用については、学内規則等で明確に規定しており、学生・教職員へは、大学ホームページやパンフレット、冊子『学生生活』により周知している。

以上のことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断できる。

**観点 8-2-1-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。**

【観点到に係る状況】

本学の図書館は、学術情報研究センターに置かれ、同センターの図書館部門がその業務を担っている（資料 8-2-1-A）。座席数 177 席の閲覧室や、開架・閉架書庫のほか、文庫本室、資料室、貴重図書室、AV コーナー、えほんのひろば、パソコン室などを整備している（資料 8-2-1-B）。また、学生の主体的学習を支援するため、平日の夜間に加え、土曜日にも開館している（資料 5-2-3-B）。

図書館の蔵書等の数は、資料 8-2-1-C のとおりである。

本学は図書資料を「図書資料収集方針」に基づき収集している（資料 8-2-1-D）。講義に関連する図書や学生の教養を高める図書について教職員・学生からの推薦を随時受け付けており、図書館資料の充実を図っている（資料 8-2-1-C③）。教科書・指導書については、教育実習用として、奈良市内の主要小・中・高等学校が使用するものを主に購入している。小学校・中学校は本学附属校、奈良市教育委員会採用の教科書を各科目 3 冊ずつ、採用されていない教科書も各科目全種類を 1 冊ずつ購入している。これらは、教科書・指導書コーナーを設けて学生の利用に供している。また、シラバス図書については、各授業科目を担当している教員が、履修する学生が必読すべき、または参考として読むべき図書として指定したものを整備し、専用のコーナーを設けている。

「えほんのひろば」は、附属学校園との連携教育、また地域の家庭教育の支援を目的に開設した、特色ある取組である。絵本を活用した授業の場、附属幼稚園園児の保育、学生のクラブ活動での利活用の場、子育て支援としての地域における交流の場及び現職教員（公立図書館司書を含む。）の再教育の場となるよう充実を図っている。

学生の利用に資するため、「図書館利用案内」の冊子を配付し、新入生には図書館利用のガイダンスを実施している。学生への貸出実績は、資料 8-2-1-E のとおりである。学生 1 人あたりの貸出冊数は年間約 13 冊となる。なお、利用者の多様な資料要求に応えるためには、単館でのサービスには限界があるため、全国の大学が資料提供面で図書館間の相互協力を実施している。本学でも必要な資料を収集提供することとしているが、不足部分に関しては、この大学間の協力を通じて利用者の要求に応えている。平成 20 年度実績として、図書館資料の貸借では、本学から貸し出したもの 104 冊、本学が借り受けたもの 110 冊である。また、文献複写サービスでは、本学が受け付けたもの 786 件、本学から依頼したものの 720 件という状況である。

**資料 8-2-1-A 図書館組織関係規程**

○ 国立大学法人奈良教育大学学則  
（学術情報研究センター）

**第 2 2 条** 本学に、教育と研究に関わる学術情報・資料の収集、利用及び活用を促進するため、学術情報研究センターを置く。



- 2 学術情報研究センターに、図書館を置く。  
3 学術情報研究センターに関し、必要な事項は、別に定める。

○ 奈良教育大学学術情報研究センター規則

(目的)

第2条 センターは、奈良教育大学の教育と研究に関わる学術情報・資料の収集、利用及び活用の促進を目的とする。

(組織及び業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の組織を置き、各業務を行う。

- 一 図書館部門  
図書、教育資料等の学術情報の収集、管理、提供及び展示を行う。
- 二 (以下、略)

資料8-2-1-B 図書館ホームページのURL

<http://www.nara-edu.ac.jp/LIB/libindex.htm>

資料8-2-1-C 資料蔵書受入統計

① 蔵書冊数 (平成21年3月31日現在)

種別	図書(冊)	雑誌(種類)
和	271,774	5,933
洋	45,858	850
点字	153	0
合計	317,785	6,783

② 視聴覚資料所蔵数 (平成21年3月31日現在)

マイクロフィルム	マイクロフィッシュ	カセットテープ	ビデオテープ	CD・LD・DVD	レコード*	映画フィルム	スライド*	CD-ROM DVD-ROM
10	2	14	16	246	8	3	15	26

③ 図書受入冊数・雑誌受入種類数 (平成20年度)

区分	和				洋				合計
	購入	寄贈	製本	計	購入	寄贈	製本	計	
図書(冊数)	2,785	1,150	192	4,127	196	86	41	323	4,450
雑誌(種類数)	268	975		1,243	147	11		158	1,401

資料8-2-1-D 奈良教育大学学術情報研究センター図書館図書資料収集方針 (第2条～第4条)

(目的)

第2条 この方針は、奈良教育大学(以下「本学」という。)の教職員及び学生等利用者にとって教育・研究活動に必要な資料を系統的に収集し、教員養成大学図書館として体系的で均衡のとれた蔵書構成を図ることを目的とする。

(図書資料の種類及び範囲)

第3条 収集する図書資料の種類及び範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 図書

ア	学生用図書 シラバス掲載図書（授業に関連するもの）、学習図書、教養図書
イ	参考図書 事典、辞書、図鑑、年鑑、ハンドブック、要覧、目録、索引
ウ	教科教育関係図書 教科書、指導書及び各教科に関する専門分野に必要な図書
エ	絵本・児童書 幼児教育及び初等中等教育に必要な図書
オ	奈良・大和に関する資料 文化、科学関係の図書
カ	その他の図書 貴重図書、大型コレクション、学内職員著作図書等
ニ	雑誌 学術雑誌、一般教養誌
三	その他
ア	視聴覚資料 VTR、CD、CD-ROM、DVD等
イ	電子化資料 電子ジャーナル、二次情報データベース、電子ブック等
<b>(図書資料の選定)</b>	
<b>第4条</b> 図書資料の選定方法は、本学の教職員及び学生並びに学術情報課員の推薦に基づき、予算等を勘案のうえ学術情報研究センター運営委員会の議を経て学術情報研究センター長（以下「センター長」という。）が選定する。	

資料 8-2-1-E 図書資料貸出状況

	学 生		教 職 員		学 外 者		合 計	
	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数
平成 18 年度	7,315	13,770	878	1,661	450	1,248	8,643	16,679
平成 19 年度	7,385	14,491	986	1,896	458	1,135	8,829	17,522
平成 20 年度	8,389	14,015	1,123	1,927	579	1,126	10,091	17,068

【分析結果とその根拠理由】

図書館には基本的な設備が整えられており、平日の夜間に加え、土曜日も開館し、学生への主体的学習支援に資している。教員養成という本学の目的に沿った図書資料を「図書資料収集方針」に基づき収集・整備しており、教科書・指導書コーナーやシラバス図書コーナーの配置など、学生の利便を図っている。学生への貸出実績は、1人あたり年間約13冊となる。その他、図書館間の相互協力の実施や文献複写サービスも行っている。

以上のことから、図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断できる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- ・ 教育実習用として、奈良市内の主要小・中・高等学校が使用する教科書を主に購入している。小学校・中学校は本学附属校、奈良市教育委員会採用の教科書を各科目3冊ずつ、採用されていない教科書も各科目全種類を1冊ずつ購入している。なお、この小学校及び中学校の教科書出版社の教科書を購入し、利用に供している点は、課程認定大学実地視察において評価されている。
- ・ 「えほんのひろば」は、附属学校園との連携教育、また地域の家庭教育の支援を目的に開設した、特色ある取組である。絵本を活用した授業の場、附属幼稚園園児の保育、学生のクラブ活動での利活用、子育て支援としての地域における交流の場及び現職教員（公立図書館司書を含む。）の再教育の場となるよう充実を図っている。
- ・ 施設・設備について、教育課程の実現に応える規模と種類は整備されている。また、それらの利用の方針や規則を明確に定めている。
- ・ 情報インフラとしてのキャンパスネットワークは、学生のレポート作成、学術情報検索・収集等、快適な利用環境を有している。

### 【改善を要する点】

- ・ 図書館資料費等の面から、基本図書等、適宜新刊図書を揃えるには困難な状況である。教員推薦・学生推薦による図書購入を効果的に推進し、利用者の要望を的確に反映していきたい。

## (3) 基準8の自己評価の概要

本学の高畑団地においては、大学設置基準に適合するとともに、十分に施設整備された環境であり、教育課程の実現に応えるべく、有効に利用されていると言える。集約的な団地という有利な立地条件もある。情報インフラとしてのキャンパスネットワークは、学生に快適な利用環境を与えている。学生に対する調査からも、比較的高い満足度が得られており、学生の勉学への有効な支援機能を果たしている。

施設・設備の運用については、全学的、個別的観点共に、明確に規程化されている。

図書館には基本的な設備が整えられており、平日の夜間に加え、土曜日も開館し、学生への主体的学習支援に資している。教員養成という本学の目的に相応しい図書資料を「図書資料収集方針」に基づき収集・整備しており、教科書・指導書やシラバス掲載資料等、学習環境の整備のために必要なものについて購入を図っている。また、特色ある取組として「えほんのひろば」が挙げられる。



## 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

## (1) 観点ごとの分析

観点9-1-1-①: 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

## 【観点到る状況】

教育活動の実態を示すデータや資料については、教務委員会、FD委員会を中心として収集を行い、事務局において管理・蓄積し、適切に分析を行う体制にある。これらのデータ・資料については、法人文書管理規則に定められた管理体制の下、規定の保存期間により保存している（資料9-1-1-A）。

学生の成績管理は、事務局で厳格に行っている。実際の授業内容を示す資料として、シラバス、各教員による授業結果報告書が事務局で収集、管理されている。試験答案、レポート等成績の基礎資料、講義記録や講義に使用されたプリント、教材等は、各教員が収集し、蓄積している。

卒業論文及び修士論文については、法人文書管理規則により、各教員のもとに5年以上保管することとしている（9-1-1-B）。なお、修士論文のうち、本人と教員の了解が得られたものについては、附属図書館において写しを保管している。また、学術リポジトリへの登録も開始した。

## 資料9-1-1-A 国立大学法人奈良教育大学法人文書管理規則（第4条抜粋）

（法人文書の管理体制）

第4条 本学に総括文書管理者を置き、事務局長をもって充てる。

2 本学の各課に、文書管理者及び文書管理担当者を置く。

3 文書管理者は、事務局にあつては課長を、事務局以外の組織においては、当該部局の長をもって充てる。

4 文書管理担当者は、文書管理者が指名する者をもって充てる。

5 各講座（各専攻にかかる教員組織を含む。）の教員又は教員組織が保有する教育・研究関係文書の文書管理者は、副学長（企画担当）をもって充てる。

6～（略）

## 資料9-1-1-B 国立大学法人奈良教育大学法人文書管理規則における「教員保有文書」の保存期間

	文書の類型	保存期間
学部・学科・講座等の管理・運営関係文書	RI 従事者健康診断記録	永久
	RI 施設入退室記録	5
	講座会議関連文書	3
	教員選考関係書類	3
	実験機器利用記録	1
	毒劇物受払簿	1
教育関係文書	入試答案（推薦入試、編入学試験、大学院入試）	5
	学年末・中間試験問題	5
	卒業論文、修士論文	5
	論文審査関係文書（審査基準）	3
	入試採点基準（筆記、口述）（推薦入学、編入学試験、大学院入試）	3
	指導学生の身上書	3
	就職関係資料（求人リスト）	3
	口述試験評価メモ、打合せメモ	1
研究関係文書	各種研究助成金に関する申請書	5
	各部機関に提出した報告書	5

【分析結果とその根拠理由】

教育活動の実態を示すデータや資料については、教員また大学が収集して蓄積する体制にあり、法人文書管理規則の下、適切に管理されている。このことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断できる。

**観点9-1-②： 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

【観点到に係る状況】

FD委員会では、教育方法等の改善を目的として、学生による「授業評価アンケート」を前・後期授業終了時に実施している（資料6-1-3-A）。実施率は年々上昇傾向にあり（資料9-1-2-A）、近年では年平均70%を超えている。この集計結果は、担当の教員にフィードバックしている。同時に学務情報システムにおいて、少人数の授業科目（学部：2名以下）を除いて教員相互に閲覧可能となっており、授業の改善に向けての資料となっている。平成18年度には、全教員にアンケート結果を今後の授業展開の工夫・改善に活用するよう要請すると同時に、授業に工夫・改善が行われた事例について報告書の提出を求めた。42名の教員から回答があり、「授業レベルが高すぎる、やや高い」という回答が多いことに対して「質疑応答の時間を増やす」「課題を与えて学生の基礎レベルを確認する」といった対応を行ったこと等、様々な改善の報告があった（別添資料9-1-2-1）。

大学院生に対しては、平成19年1月に「大学院の授業・カリキュラムに関するアンケート調査」を実施した。その結果に基づき、修士課程の学生も専門職学位課程の授業を履修できるようにしたことや、共通科目において討議方式の時間を増やす等の改善を行った。

学生委員会を中心として、2年に1回「学生生活実態調査」を実施している。調査結果は、学生委員会及び関係の委員会が分析を行い、報告書にまとめて全教員に配付している。

観点7-1-②で述べたとおり、「大学懇談会」や「学長との懇談会」を開催しているほか、各教員によるオフィスアワーがあり、学生から質問や相談を受ける体制にある。また、「学生なんでも提言箱」を設けており、授業や学習環境についても随時意見を伝えることが可能である。

このような学生・教職員からの意見や評価結果は、教授会等において報告し、改善を求めている。教務委員会、教育課程開発室、FD委員会においては、教育課程の見直しや教育の質の向上、改善のための取組について、継続的に検討が行われている。検討事項については、関連委員会や関連講座に随時、再検討が求められる。平成18年度から新しい教育課程組織が改編される際には、評価結果を踏まえて、教育システム・カリキュラム及び授業内容等について改善が加えられた。

**資料9-1-2-A 授業評価アンケート実施率の推移**

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
61.6%	65.1%	63.1%	61.2%	76.6%	70.9%	79.6%	67.3%	75.6%	71.3%

・別添資料9-1-2-1 授業評価アンケートの実施とフィードバック（『平成18年度ファカルティ・ディベロップメント推進プロジェクト報告書』より）

## 【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケートを継続的に実施しており、実施率をさらに向上させ、学生の意見をより正確に把握することに努めている。この評価結果については、各教員に報告している。

学生生活実態調査、大学懇談会、学長との懇談会、オフィスアワー制度、提言箱などを通じ、学生・教職員の意見の聴取や分析を行うことにより、自己点検・評価に適切に反映する体制を整備している。

以上のことから、教職員及び学生の意見の聴取が行われており、教育の質の向上・改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断できる。

**観点9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

## 【観点に係る状況】

学外関係者との意見交換の場として、奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会を毎年定期的に開催している。県教委側からは教育長をはじめ教職員課長、学校教育課長等の教育行政責任者、本学側からは学長をはじめ各種委員会委員長等が参加し、受入側が求める教師像に関する意見交換を行い、教職大学院での連携協力など、大学院教育の改善につなげている。

また、奈良県下の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校を対象に、「卒業生の勤務先アンケート調査」を平成18年度に実施した。教育の状況に関する質問項目は、「授業内容について」、「教育システム・カリキュラムについて」、「教員について」、「施設・設備について」である。それぞれに達成度及び満足度等に関する調査項目を設け、教育目標に照らした教育成果の検証を行った。調査結果は、『奈良教育大学の教育に関するアンケート結果報告書』に取りまとめ、学内関係者に周知した（資料9-1-3-A）。なお、平成19年度には、「大学院修了生の勤務先アンケート調査」を同様に実施した。

卒業生への意見聴取としては、平成19年度に、平成17年度・18年度卒業生を対象にアンケート調査を実施している。社会で求められる教育内容を検証することにより、今後の人材育成の方向性・教育内容の検討を行うための基礎資料を得ることができた。なお、大学院修了生へのアンケート調査については、平成16年度に実施している。

これらの結果は、教務委員会等関係委員会にてとりまとめ、改善への基礎資料とするとともに、自己評価書に反映している。

## 資料9-1-3-A 『奈良教育大学の教育に関するアンケート結果報告書』 抜粋

## Ⅲ. 奈良教育大学の卒業生に求めること [抜粋]

## ■ 卒業生の資質・能力

- ・ 奈良教育大学の卒業生の印象として、「教科専門と教科内容の関係を理解し実践できていた」という回答が最も多かった。

## ■ 教育実習生や卒業生における奈良教育大学の教育の成果・効果

- ・ 「教科に関する学術的知識を備えている」、「教師の役割を自覚している」という点については評価が高く、約6割の回答者が「あてはまる」と回答している。「子供の発達に関する基礎知識を備えている」、「幅広い教養と専門的知識・技能を習得している」という点についても、過半数が「あてはまる」と回答している。

(備考) 調査票配付対象：奈良県下の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校

配付数：628、回収数：260、回収率：41.4%

- 調査内容：・社会から見た本学の教育活動の現状把握  
・大学の一般的な教育活動の認知度  
・教育理念・目標の印象  
・教員に求められる資質能力  
・大学に期待する教育活動 など

【出典：『奈良教育大学の教育に関するアンケート結果報告書』平成19年2月、p4より抜粋】

#### 【分析結果とその根拠理由】

学外関係者との意見交換の場として、奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会を毎年定期的で開催し、大学院教育の改善につなげている。また、奈良県下の小中高等学校等に卒業生・修了生の勤務先アンケート調査を実施し、卒業生・修了生に対してもアンケート調査を実施し、意見聴取を行っている。これらの調査結果は組織的に分析し、改善への基礎資料とするとともに、自己評価書に反映している。

以上のことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断できる。

**観点9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。**

#### 【観点到に係る状況】

授業評価アンケート調査の集計結果については、担当の教員にフィードバックしている。教員は、前年度のアンケート結果を翌年度のシラバスに反映させて、授業内容や教材を改善している。また、学務情報システムにおいて、少人数の授業科目（学部：2名以下）を除いて閲覧可能となっており、授業の改善に向けての資料となっている。

観点9-1-②に記したとおり、平成18年度には、全教員に対し、アンケート結果を今後の授業展開の工夫・改善に活用するよう依頼すると同時に、授業に工夫・改善が行われた事例について報告書の提出を求め、様々な改善の報告があった。

また、FD委員会では毎年、FD授業交流会を実施している。教員が、対象となった授業のあり方や問題点について意見交換する。意見交換による他の教員からの評価は、今後の改善に向けて個々の教員に大いに役立てられている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教員は、授業評価アンケートの評価に基づいて、教育方法等の質の向上を図る体制にある。具体的には、シラバスにおいて、翌年度の授業計画や教材に改善が見られる。FD授業交流会において、教員間の意見交換を行い、改善に役立っている。

以上のことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っていると判断できる。



観点9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

FD委員会では、各年度のFD事業の実施計画を立て、授業評価アンケート、FD講演会、FD授業交流会等を実施している（資料9-2-1-A）。その実施結果は、FD事業報告書、授業評価アンケート報告書として教職員に配布するとともに、図書館において学生の閲覧に供している。

学生による「授業評価アンケート」は、観点9-1-②で述べたとおりである。

「FD講演会」は、FDに造詣の深い講師による講演である。「FD授業交流会」では、教育実践、授業展開、方法に関する本学の教員の発表を行う。それぞれ年1回実施している。この交流では、話題提供者の教員の授業の進め方や使用教材等に関して、意見交換を行っている。実施後のアンケート調査（平成21年2月実施分）の集計結果を資料9-2-1-Bに示す。

大学院課程における研修の最近の取組として、平成19年10月に大学院教育に関する「FDパネルディスカッション」を開催した（資料9-2-1-C）。この参加者アンケートでは、88.9%の教員が「大変参考になった」「参考になった」と回答した。また、講義展開の工夫、学習した成果の目標への到達度の評価、教員同士のディスカッション等への自由記述での積極的な意見が寄せられた。

これらのFD事業については、FD委員会において毎年度検討し、次年度への改善につなげている。近年の主な改善事項としては、次の2点が挙げられる。

- (i) 過去の授業評価アンケートの実施率と全体的傾向の分析を行い、アンケート未実施の傾向として授業の受講生数の少ない場合や複数教員が担当する場合などの問題点が明らかになった。それらへの対応をとることにより、平成18年度のアンケート実施率は従来の60%から75%に大幅に上昇した。
- (ii) 平成17年度まで、互いの授業を公開・参観する「授業検討会」を実施しており、一定の成果は出ていたが、出席範囲が関係者にとどまり、全学的な展開になっていないのが問題点として掲げられていた。この反省に基づき、平成18年度から、コースごとに教員の発表による「FD授業交流会」に発展させた。

資料9-2-1-A 主なFD事業

年月日	事業名など
毎年度	授業評価アンケート（前期末・後期末）
H16. 7	公開授業研究（1科目、1日間）
H16. 11. 2	FD講演会「山口大学・大学教育センターの活動事例(含FD)について」
H17. 5~7	公開授業研究（2科目、延べ8日間）
H17. 9. 2	FD講演会『「示す」GPAから「使う」GPAへ』
H19. 2. 26	FD授業交流会（コースごとあるいはコース合同で実施、計6会場）
〃	FD講演会「FD・大学教職の専門性・教育評価」
H20. 2. 26	FD授業交流会（コースごとあるいはコース合同で実施、計5会場）
H20. 10. 30	FD講演会・討論会『「大学力」、そのありかと可能性を探る』
H21. 2. 26	FD授業交流会『深めよう授業の技、分かち合おう課題意識を！』 （第1部「教育実践の成果と課題」4人発表） （第2部「個々の授業における工夫と改善」5人発表）

【参考：『平成16年度・平成17年度ファカルティ・ディベロップメント推進プロジェクト報告書』  
『平成18年度FD授業交流会、講演会報告』ほか】

**資料9-2-1-B 平成20年度授業交流会アンケート集計結果（抄）**

○授業交流会に参加して、ご自分の授業づくりに活かせる事例等がありましたか。  
(重複回答有り)

第1部

A 大変参考になった	B 参考になった	C あまり参考にならなかった	無回答
10名 (26.3%)	19名 (50.0%)	8名 (21.1%)	1名 (2.6%)

第2部

A 大変参考になった	B 参考になった	C あまり参考にならなかった	無回答
20名 (52.6%)	13名 (34.2%)	0名 (0%)	5名 (13.2%)

回答者38名/参加者70名 回収率54.3%

**資料9-2-1-C FDパネルディスカッション（平成19年度実施）の概要**

日時：平成19年10月31日 15:00～17:15  
 テーマ：「本学における大学院教育とは何か」  
 プログラム：  
 第1部 パネラーによる授業の進め方や授業改善の取組の紹介  
     [パネラー：本学教科教育・教科専門・教職大学院に所属する教員各1名]  
     討 論  
 第2部 寺崎昌男氏（私立大学本部調査役(教育改革担当)、本学監事）による現状と見通しに関わるコメント  
     [大学院のFDは研究の方法論、考え方及びプロセス体験を含む包括的な活動であることが紹介された。]  
     討 論  
 参加率：全教員の約71%

**【分析結果とその根拠理由】**

FD委員会において、授業評価アンケート、FD講演会、FD授業交流会等を定期的実施している。これらの取組は公表され、実施後のアンケート調査などから、個々の教員の授業改善に役立っていると判断でき、学生の期待に応える教育内容・教育方法の改善への取組を進めていると言える。また、これらの取組はFD委員会において継続的に見直しを図っている。

以上のことから、ファカルティ・ディベロップメントは適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付けていると判断できる。

**観点9-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。**

**【観点到に係る状況】**

観点3-4-①で述べたとおり、教育支援者としては、教務課職員がこれに該当する。教務課職員への研修は、基本的に、OJT（On the Job Training）により行っている。日常の業務を通して、上司や先輩から直接指導を

受けることで、多様な学生への指導方法や、教育支援業務の法令上の位置付け等に関して適宜、実践的に学ぶことにより、教育支援者としての能力開発を行っている。また、日本学生支援機構などの外部機関主催による研修会にも定例的に職員を派遣している（別添資料9-2-2-1）。

また、教育補助者として、平成20年度には延べ55名の大学院生がTAとして採用された。担当教員は、TAへの指導を個別に行っており、教育能力の獲得・向上に努めている。

・別添資料9-2-2-1 平成18年度～平成20年度 日本学生支援機構等主催研修一覧（教務関係）

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者（教務課職員）に対する研修は、基本的にはOJTにより行っているが、日本学生支援機構等の外部機関の主催による研修会に参加することにより、教務課職員の質的向上に取り組んでいる。

教育補助者（TA）に対しては、担当教員が指導を個別に行っている。

以上のことから、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断できる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教育活動の実態を示すデータや資料については、教務委員会、FD委員会を中心として収集を行い、事務局において管理・蓄積し、適切に分析を行う体制にある。
- ・ FD委員会を中心として、前期・後期授業終了時に、全開講科目に対して授業評価アンケートを実施している。この集計結果は、担当の教員にフィードバックしている。同時に学務情報システムにおいて、少人数の授業科目を除いて教員相互に閲覧可能となっており、授業の改善に向けての資料となっている。また、学生委員会を中心として、2年に1回「学生生活実態調査」を実施し、調査結果を報告書にまとめて全教員に配付している。
- ・ 「大学懇談会」「学長との懇談会」等で、教職員、学生との意見交換を行っている。各教員はオフィスアワーを設定しており、学部及び大学院の授業及び研究について、学生から質問や相談を受ける体制にある。また「学生なんでも提言箱」を設けており、授業や学習環境についても随時意見を伝えることが可能である。

【改善を要する点】

- ・ 教育活動の実態を示すデータや資料について各教員が保管しているものは、全学的に統一された措置が必要である。

### (3) 基準 9 の自己評価の概要

教育活動の実態を示すデータや資料については、教員または大学が収集して蓄積し、関係委員会で適切に分析を行う体制にある。これらは法人文書管理規則の下、適切に管理していると言える。

FD 委員会では、毎年 2 回、全開講科目に対して授業評価アンケートを実施している。この評価結果については、各教員に報告し、教育の質の向上と授業改善に向けての取組を行っている。公開授業研究においても、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている。

学生委員会を中心として、2 年に 1 回「学生生活実態調査」を実施しており、調査結果は報告書にまとめて全教員に配付している。また、学生・教職員・同窓会・後援会・地域住民が一堂に会し、懇談する「大学懇談会」を年 1 回開催している。他にも、「学長との懇談会」、オフィスアワー制度、提言箱などを通じ、学生・教職員の意見の聴取や分析を行うことにより、自己点検・評価に適切に反映する体制を整備している。

学外関係者からは、県教育委員会との連携協力に関する協議会の開催、卒業生・修了生の勤務先アンケート調査や卒業生・修了生アンケート調査の実施などにより、意見交換・意見聴取を行っており、改善への取組に資している。

FD 委員会では、FD 講演会、FD 授業交流会等ファカルティ・ディベロップメントを定期的に適切に実施しており、学生の期待に応える教育内容・教育方法の改善への取組を進めている。また、これらの取組は継続的に見直しを図っている。

教育支援者としての教務課職員に対する研修は、基本的には O J T (On the Job Training) によっているが、外部機関主催による研修会にも定例的に職員を派遣している。

教育補助者としての TA に対しては、担当教員が指導を個別に行っている。

## 基準10 財務

## (1) 観点ごとの分析

観点10-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

## 【観点到係る状況】

本法人の平成20年度末現在における資産は、資料10-1-1-Aのとおりである。

## 資料10-1-1-A 資産状況（平成16年度～20年度）

（単位：円）

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
固定資産	17,063,057,874	16,755,697,949	16,456,792,286	16,510,381,363	16,767,520,028
流動資産	628,859,246	818,823,324	1,016,295,561	1,149,825,414	1,148,709,538
資産 計	17,691,917,120	17,574,521,273	17,473,087,847	17,660,206,777	17,916,229,566
固定負債	1,229,984,413	1,163,822,020	1,198,496,996	1,223,346,376	1,507,335,380
流動負債	675,536,331	794,096,184	886,809,777	1,059,000,707	1,030,633,824
負債 計	1,905,520,744	1,957,918,204	2,085,306,773	2,282,347,083	2,537,969,204

## 【分析結果とその根拠理由】

資産については、平成20年度末の保有状況は、土地11,616,780千円及び建物3,281,699千円が固定資産の9割を占めている。

負債については、資金の返済を要しない固定負債が負債合計の過半数を占めている。また、流動資産が流動負債を上回っていることから、大学の目的に沿った教育研究活動の遂行上問題はない。また、過去5年間の資産等の状況は、大きな変動は生じておらず、安定している。

観点10-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

## 【観点到係る状況】

本法人の経常的収入は、国から措置される運営費交付金のほか、授業料や入学料等の学生納付金収入、受託研究等の外部資金で構成されている。過去5年間の経常収益（資産見返負債戻入を除く）を資料10-1-2-Aに示す。

資料 10-1-2-A 経常収益（資産見返負債戻入を除く）（平成 16 年度～20 年度）（単位：円）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
運営費交付金収益	2,657,032,535	2,611,203,206	2,552,640,825	2,497,709,413	2,594,117,612
授業料収益	660,199,376	674,429,191	671,135,447	663,657,624	695,136,728
入学金収益	104,456,000	107,562,700	107,261,400	110,950,300	104,943,900
検定料収益	30,121,500	40,707,800	41,786,100	28,980,600	31,514,900
受託研究等収益	910,000	5,020,900	9,788,980	3,064,948	6,078,374
受託事業等収益	8,207,517	2,407,961	5,531,051	6,326,133	10,765,009
寄付金収益	15,651,665	22,701,661	24,908,476	20,340,578	23,422,272
施設費収益	5,941,271	1,510,782	14,153,327	26,707,754	76,179,088
補助金等収益		27,885,453	48,081,912	67,072,952	112,811,828
財務収益	6,345	2,366	3,011	25,567	2,563,919
雑益	31,481,070	29,726,196	32,589,222	45,368,968	41,763,870
計	3,514,007,279	3,523,158,216	3,507,879,751	3,470,204,837	3,699,297,500

【分析結果とその根拠理由】

運営費交付金を除いた経常収益の約 7.2%を占める授業料収益及び入学金収益については、定員充足状況の適正化を図ることで安定的に確保している。

また、「相談窓口の設置」や「外部資金の獲得奨励を目的とした研究費配分」、検定料等の収入予算に対する「インセンティブの付与」のほか、大学資産の有効利用のため、施設貸付使用料金の適正化、施設利用の広報活動の強化等による増収、余裕資金の運用による自己収入の確保を図っている。

以上により、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されていると判断できる。

観点 10-2-①：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

平成 16 年度から平成 21 年度に係る予算、収支計画及び資金計画は、本法人の中期計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て学長が決定し、文部科学大臣に認可を受けている。各年度に係る計画についても同様の審議を経て学長が決定し、文部科学大臣に届け出ている。

これらの収支計画等は資料 10-2-1-A のとおりホームページに公開し、学内外に明示している。また、財政に関する計画については、別途「財政計画」を策定し、学内教職員に周知している。

## 資料10-2-1-A 収支計画等を掲載したホームページのURL

中期計画 (別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 (pp. 15-21) <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/genan.pdf">http://www.nara-edu.ac.jp/genan.pdf</a>
年度計画 VI 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
平成16年度(pp. 11-13) <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/plan_16.pdf">http://www.nara-edu.ac.jp/plan_16.pdf</a>
平成17年度(pp. 12-14) <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/schedule_17.pdf">http://www.nara-edu.ac.jp/schedule_17.pdf</a>
平成18年度(pp. 14-16) <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_18.pdf">http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_18.pdf</a>
平成19年度(pp. 13-15) <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_19.pdf">http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_19.pdf</a>
平成20年度(pp. 11-13) <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_20.pdf">http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_20.pdf</a>
平成21年度(pp. 10-12) <a href="http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_21.pdf">http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_21.pdf</a>

## 【分析結果とその根拠理由】

本法人における予算・収支計画及び資金計画は、中期計画及び年度計画において、学内審議を経て策定し、ホームページに公開している。

さらに、財政面に関する計画としては、別途「財政計画」を策定し、学内に周知している。

このことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断できる。

## 観点10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

## 【観点到に係る状況】

過去5年間の収支の状況を資料10-2-2-Aに示す。

また、中期計画で定められている緊急に必要となる対策費としての短期借入金の限度額は700,000千円となっているが、これまで借入の実績はない。

## 資料10-2-2-A 損益計算書における収支状況 (平成16年度～20年度) (単位:円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常費用	3,476,793,952	3,497,062,103	3,450,338,770	3,445,219,225	3,721,213,833
経常収益	3,564,644,019	3,628,435,536	3,564,567,898	3,518,665,923	3,756,174,493
経常利益	87,850,067	131,373,433	114,229,128	73,446,698	34,960,660
当期総利益	98,898,894	134,202,520	42,457,379	76,002,433	60,008,550

## 【分析結果とその根拠理由】

各年度において当期総利益を計上し、短期借入も行っていないことから、支出超過となっていないと判断できる。

観点 10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では上記の予算・収支計画及び資金計画に基づき、財務委員会において予算編成方針や教育経費、研究経費等の配分方針を審議し、予算編成を行っている。（別添資料 10-2-3-1）

一般管理費にはゼロベース予算（ZBB）手法を導入している。各担当部局から提出された所要額に対して財務委員会が査定を行い、予算案を編成している。

また、教育経費、研究経費等については教育研究の質を確保する観点から追加要求を認めており、追加要求があった場合は、財務委員会において要求趣旨等を勘案・査定し、予算の範囲内で追加配分している。この追加要求では、大学教員の研究・教育・社会貢献及び管理運営に関する自己点検・評価（個人評価）の結果が考慮されている。

・別添資料 10-2-3-1 予算配分方針（平成 16 年度～20 年度）

【分析結果とその根拠理由】

各年度とも、予算・収支計画及び資金計画を策定し、それに基づく予算編成方針の策定、教育経費や研究経費等の配分方針の策定など、適切な手順により予算を配分している。また、一般管理費の配分方法についてはゼロベース予算の手法を導入し、大学運営に必要不可欠な予算であるかを査定の上で配分している。さらに、教育の質を確保する観点から、教育経費等の追加要求や補正予算要求制度を導入し、必要性、緊急性、予算額の妥当性などを審議・査定し、予算配分している。

学長裁量経費についても、学長が直接ヒアリングを実施し、外部資金獲得のための萌芽的な調査研究などに予算を配分している。

これらのことから、適切な予算配分がなされていると判断できる。

観点 10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

本法人の毎事業年度の財務諸表等については、毎年 6 月末に文部科学大臣に提出している。文部科学大臣の承認後は、国立大学法人法の規定に基づき官報に公告し、本学のホームページにも掲載して（資料 10-3-1-A）一般の閲覧に供している。

資料 10-3-1-A 財務諸表等を掲載したホームページの URL

[http://www.nara-edu.ac.jp/koukai/koukai\\_1.htm#03](http://www.nara-edu.ac.jp/koukai/koukai_1.htm#03)

（注）平成 20 年度については、平成 21 年 9 月に掲載予定。



## 【分析結果とその根拠理由】

本法人の財務諸表等は、法令に基づき官報に公告するとともに、本学のホームページに掲載しており、適切な形で公表されていると判断できる。

## 観点 10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

## 【観点に係る状況】

財務に対する会計監査については、会計監査人による監査、内部監査（別添資料10-3-2-1）及び監事監査（別添資料10-3-2-2）を実施している。

会計監査人による監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人により、国立大学法人法の規定に基づき、毎事業年度財務諸表、事業報告書（会計に係る部分のみ）及び決算報告書について監査を受けている（別添資料10-3-2-3）。

日常業務における日々の書類審査については、会計課総務・決算係長が会計課長・副課長とともにに行っている。また事務局長の命を受けた会計課副課長が定期的（3ヶ月ごと）に会計帳簿、金庫等の検査を行っている。これに加えて、平成19年度には、科学研究費補助金の内部監査を行うとともに（別添資料10-3-2-4）、監査室（資料10-3-2-A）による各部局に対する内部監査を実施した（別添資料10-3-2-5）。監査の実施結果として、大きな指摘事項はなかった（別添資料10-3-2-6）。

監事監査については、監事が監事監査計画（別添資料10-3-2-7）を策定し、実施している。また、適宜、学長及び理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な書類等の閲覧を行い、業務及び財産の状況を調査している。さらに、独立監査人の監査報告書の説明をうけ、財務諸表等について検討を加えている。この結果については、監事による監査報告書に記載されている（別添資料10-3-2-8）。

## 資料 10-3-2-A 国立大学法人奈良教育大学監査室規則（抜粋）

## （趣旨）

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第13条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学監査室（以下「監査室」という。）を置く。

2 監査室は、学長直轄の組織とする。

3 監査室は、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）の業務の適法性及び合理性の観点から公正かつ客観的な立場で内部監査（監事監査を除く。以下同じ。）を行い、その内容を検討・評価し、不備な点があれば、それを改善するための助言、勧告する事項を国立大学法人奈良教育大学学長（以下「学長」という。）に報告すること、並びに監事監査及び外部監査（会計監査人による監査を含む。以下同じ。）に関する事務の処理を行うことを目的とする。

## （業務等）

第2条 監査室は、第1条第3項の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 監事監査の事務に関すること。
- 二 外部監査（会計監査人による監査を含む。）の事務に関すること。
- 三 内部監査（監事監査を除く。）に関する方針及び監査計画の策定並びにその実施に関すること。
- 四 内部監査の結果に基づく報告及び改善するための助言、勧告案の作成に関すること。
- 五 監事及び会計監査人との連絡調整並びに不正防止推進室との連携に関すること。
- 六 その他監査に関する事務に関すること。

## （組織）

第3条 監査室は、室長及び室員で組織し、次の各号により指名された者が兼務することとする。

- 一 室長は、本学の教職員の中から学長が指名する者をもって充てる。
- 二 室員は、本学の事務職員の中から学長が指名する者若干名をもって充てる。
- 三 学長が、室員に学外者を必要と判断した場合、監査業務に関する学外有識者を室員として指名することができる。
- 2 室長は、監査室の業務を掌理する。
- 3 室員は、室長の命を受け監査室の業務を処理する。

- ・ 別添資料 10-3-2-1 国立大学法人奈良教育大学内部監査規則
- ・ 別添資料 10-3-2-2 国立大学法人奈良教育大学監事監査規則
- ・ 別添資料 10-3-2-3 独立監査人の監査報告書（平成 21 年 6 月）
- ・ 別添資料 10-3-2-4 平成 20 年度科学研究費補助金内部監査実施要領
- ・ 別添資料 10-3-2-5 平成 20 年度実施 国立大学法人奈良教育大学業務運営及び内部監査の方針及び実施計画
- ・ 別添資料 10-3-2-6 平成 20 年度実施 内部監査実施報告書
- ・ 別添資料 10-3-2-7 平成 20 年度監事による監査計画
- ・ 別添資料 10-3-2-8 監事による監査報告書（平成 21 年 6 月）

【分析結果とその根拠理由】

財務に対する会計監査については、会計監査人による監査、内部監査及び監事監査を計画的に実施し、報告書を提出していることから、財務に対して会計監査等が適正にかつ独立性を持って行われていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 運営費交付金が削減される中にあっても、教育・研究の質保証及び活性化を図るため基盤的経費に加え、競争的経費を確保し、有効な資源配分を行っている。
- ・ 大学資産の有効利用のため、近隣の類似施設を参考に施設貸付使用料金の適正化、施設利用の広報活動の強化等により財産貸付料収入の増収、余裕資金の運用により自己収入の確保を図っている。

【改善を要する点】

- ・ 受託研究や寄附金の収益が低迷していることから、広報活動の強化などにより大学の取組を広く一般に周知する必要がある。
- ・ 一般管理費にかかる業務について、複数年契約の精査や他大学との共同契約を推進し、一般管理費の更なる軽減を図る。

(3) 基準 10 の自己評価の概要

本学の資産は、国立大学法人化以前に保有していた土地及び建物等を法人化に伴い、現物出資により国から継承している。

本学の自己収入の大部分を占める授業料及び入学金収益については、適正規模の学生数による安定した収入を

確保しており、運営費交付金を含め、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。収支についても、各年度において当期利益を計上し、短期借入も無いことから支出超過は発生していない。

これら収支の状況を示す財務諸表等について、文部科学大臣認可後、官報に告示するほか大学ホームページにも掲載するなど適切に公表している。

予算・収支及び資金計画は、学内各種の委員会等での審議を経て学長が決定し、文部科学大臣の認可後、大学ホームページに掲載し、学内外に明示している。また、当該計画に沿って学内予算配分計画等を策定し、教育研究に必要な基盤的経費や外部資金獲得を促す競争的予算配分など、有効な資源配分を実施している。

監査体制は会計監査人による監査、内部監査、監事監査を計画的に独立性を持って実施し、適切な監査が実施されていると判断できる。



## 基準 11 管理運営

### (1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

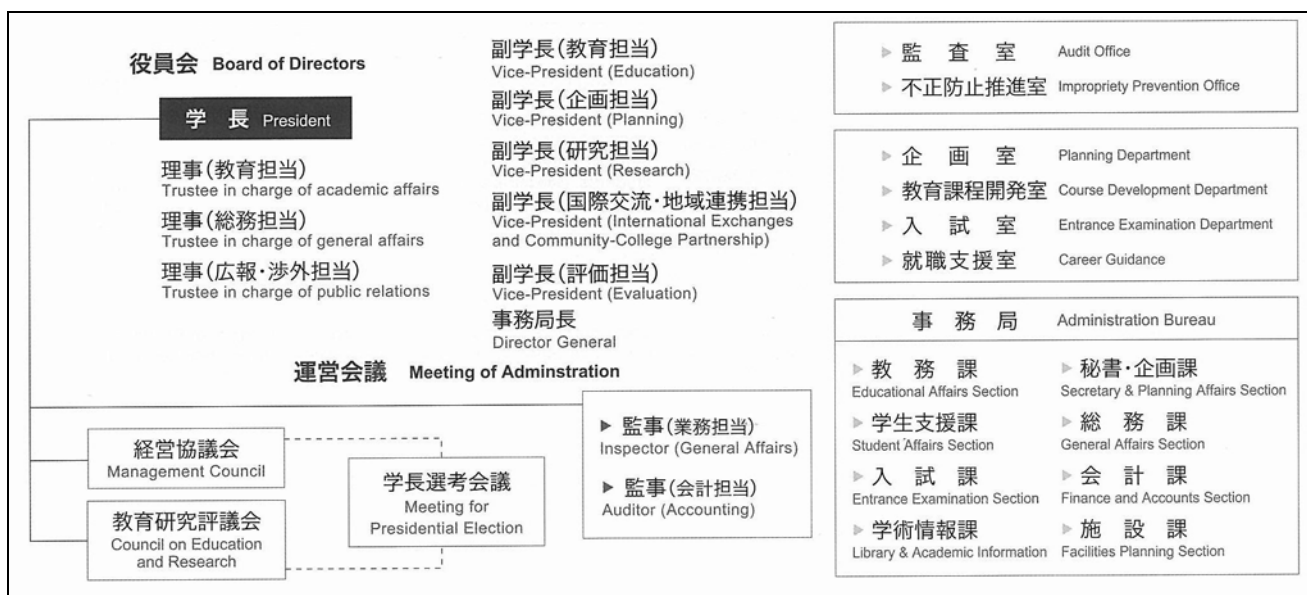
#### 【観点到係る状況】

本学は、役員として学長、理事3名及び監事2名を置くとともに、学長を補佐する副学長5名並びに副学長を補佐する学長補佐4名を置いている（資料 11-1-1-A、11-1-1-B）。理事のうち、教育担当は副学長（教育担当）を、総務担当は事務局長を兼ね、また、広報・渉外担当は学外から招へいしている。管理運営組織の構成については資料 11-1-1-A に示すとおり、国立大学法人法に基づき設置している。事務組織としては、理事（総務担当）が事務局長を兼ね、その下に8課を置き、事務分掌を司っている（事務・技術職員計 59 名）（資料 11-1-1-C）。また、4つの教職連携組織を設置しており、それぞれ室長である担当副学長の下、戦略的・機動的な法人運営を推進している（資料 11-1-1-D）。

危機管理としては、「奈良教育大学緊急事態等対策規則」（別添資料 11-1-1-1）を制定し、教職員の緊急連絡網を作成するなどの危機管理体制の強化を行うとともに、災害・事故等緊急対応マニュアル（リスクマネジメント）「安全のためのしおり」（別添資料 11-1-1-2）を作成し、教職員及び学生に配付して災害・事故等の際の行動指針等の徹底を図っている。

また、学術研究の信頼性と公正性を確保するために「奈良教育大学研究倫理基準」（別添資料 11-1-1-3）を定めるとともに、公的研究費の不正使用防止のため「奈良教育大学における公的研究費の適正な取扱い等に関する規則」（別添資料 11-1-1-4）を制定するなど不正行為の未然防止に努めている。

#### 資料 11-1-1-A 法人運営組織図



【出典：『国立大学法人奈良教育大学 大学概要』2009、p10】

**資料 11-1-1-B 国立大学法人奈良教育大学学長補佐規則（第2条～第4条、第6条）**

<p>(担当)</p> <p><b>第2条</b> 国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）に次の各号に定める学長補佐を置く。</p> <p>一 学長補佐（就職担当）</p> <p>二 学長補佐（教育課程担当）</p> <p>三 学長補佐（入試担当）</p> <p>四 学長補佐（評価担当）</p> <p>(任務)</p> <p><b>第3条</b> 学長補佐は、別表に定める事項について、国立大学法人奈良教育大学副学長（以下「副学長」という。）を補佐することを職務とする。</p> <p>(選考等)</p> <p><b>第4条</b> 副学長（教育担当）及び副学長（企画担当）は、次の各号の一に該当する場合に大学の教員の中から学長補佐候補者の選考を行い、国立大学法人奈良教育大学学長（以下「学長」という。）に推薦する。</p> <p>一 学長補佐の任期が満了するとき。</p> <p>二 学長補佐の辞任の申し出を学長が承認したとき。</p> <p>三 学長補佐が欠員となったとき。</p> <p>(任命)</p> <p><b>第6条</b> 学長補佐の任命は、学長が行う。</p>
---

**資料 11-1-1-C 国立大学法人奈良教育大学事務組織規則（第2条～第5条）**

<p>(事務局)</p> <p><b>第2条</b> 本学に事務局を置く。</p> <p>(事務局の分課等)</p> <p><b>第3条</b> 事務局にその事務を処理するため、教務課、入試課、学生支援課、学術情報課、秘書・企画課、総務課、会計課及び施設課を置く。</p> <p>2 秘書・企画課に企画・広報室を置く。室長は、秘書・企画課副課長をもって充てる。</p> <p>3 総務課に国際交流・地域連携室を置く。室長は、総務課長をもって充てる。</p> <p>4 奈良教育大学教育学部には事務室を置かず、その事務は本学各課及び室が所掌する。</p> <p>(グループ等)</p> <p><b>第4条</b> 課及び室にその事務を処理するため、グループ及び係を置くことができる。</p> <p>(役付職員)</p> <p><b>第5条</b> 事務局に事務局長を置く。</p> <p>2 課に課長を置く。</p> <p>3 課に室長及び副課長を置くことができる。</p> <p>4 課、室及びグループに係長及び専門職員を置くことができる。係長及び専門職員は、事務職員、技術職員及び図書館職員をもって充てる。</p> <p>5 課、室、グループ及び係に主任を置くことができる。主任は、事務職員、技術職員及び図書館職員をもって充てる。</p>
--

**資料 11-1-1-D 教職連携組織の目的及び構成**

名 称	目 的	構 成
企画室	大学運営、企画に関する資料・情報を日常的に収集・分析するとともに、役員会の諮問に応じ、必要な企画、立案などを行う。	副学長（企画担当）、学長が指名する教員3人、事務局長、秘書・企画課長
就職支援室	学生のニーズを的確に把握し、より迅速かつ機動的な対応をとるため、審議と企画・立案・執行の実施により、就職等に関する学生のサポートを行う。	理事（教育担当）、学長補佐（就職担当）、学生支援課長、学生支援課副課長（総括）、学長が指名する教員6人、室長が指名する教職員若干名
入試室	受験生の動向を的確に把握し、入試に関する事項に迅速かつ機動的な対応をとるため、審議と企画・立案・執行の実施により、入試業務を行う。	理事（教育担当）、学長補佐（入試担当）、学長が指名する教員3人、事務局長、入試課長、学長が指名する事務職員若干名
教育課程開発室	大学の教育課程の改革・改善等の教育支援業務について、企画、立案を行う。	理事（教育担当）、学長補佐（教育課程担当）、学長が指名する教員2人、教務課長、学長が指名する事務職員若干名

- ・別添資料 11-1-1-1 国立大学法人奈良教育大学緊急事態等対策規則
- ・別添資料 11-1-1-2 「安全のためのしおり」(抜粋)
- ・別添資料 11-1-1-3 国立大学法人奈良教育大学研究倫理基準(平成19年規則第5号)
- ・別添資料 11-1-1-4 国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の適正な取扱い等に関する規則  
(平成19年規則第68号)

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の管理運営を行うため、国立大学法人法に基づく諸会議を設置し、また、適切な人数の役員(4名)、副学長(5名)、学長補佐(4名)、事務局(59名)及び4室の教職連携組織を置き、それぞれ適切な担当職務区分により大学の目的の達成に向けた支援を行っている。

危機管理としては、緊急事態等対策規則を定め、危機管理体制の強化を行っており、また研究費の不正利用を防ぐための規則等も整備している。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断できる。

**観点 11-1-②：大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。**

#### 【観点到に係る状況】

本学の意思決定プロセスとしては、各種委員会等による専門的事項の審議を踏まえ、教育に関する重要事項は教育研究評議会(以下「評議会」)(資料 11-1-2-A)、経営に関する重要事項は経営協議会(資料 11-1-2-B)で審議を行い、役員会(資料 11-1-2-C)での議決の後、学長が意思決定する。委員会の多くは理事・副学長が委員長となっており(資料 11-1-2-D)、また、評議会、経営協議会、役員会は学長が議長となるとともに、議案の提出も行っている。このように、意思決定プロセスにおいて、学長のリーダーシップが発揮できる仕組みとなっている。

このほか、学長の下で効率的・機動的で責任ある運営を行うため、学長、常勤理事に加えて副学長からなる「運営会議」を設置している(資料 11-1-2-E)。運営会議は毎週開催し、各理事・副学長がそれぞれ所掌する業務間の調整や意思疎通を図るとともに、役員会、評議会、経営協議会等での審議の内容や進め方の協議も行うなど、学長のリーダーシップを支える役割・機能を果たしている。

#### 資料 11-1-2-A 国立大学法人奈良教育大学教育研究評議会規則(第2条～第5条)

##### (組織)

**第2条** 評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。

- 一 学長
- 二 学長が指名する理事 2人
- 三 副学長(研究担当)
- 四 副学長(企画担当)
- 五 学術情報研究センター長
- 六 教育実践総合センター長
- 七 附属学校(園)長のうちから 1人
- 八 本学専任(教職大学院専任を除く。)の教員の中から教授会において選出される教授9人(教育系2人、文科系2人、理科系)

3人、芸体系2人)

九 教職大学院会議において選出される本学教職大学院専任の教授 1人

2 前項第七号、第八号及び第九号の評議員は学長が任命し、解任しようとするときは、評議員の議を経て行うものとする。

3 第1項第八号及び第九号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、評議員の任期の末日は、当該評議員を任命する学長の任期の末日以前とする。

4 第1項第八号の委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 評議員が審議する奈良教育大学(以下「本学」という。)の教育研究に関する重要事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 中期目標についての意見に関する事項(経営協議会の所掌に属するものを除く。)

二 中期計画及び年度計画に関する事項(経営協議会の所掌に属するものを除く。)

三 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 教員人事に関する事項

五 教育課程の編成に関する方針に係る事項

六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

九 その他本学の教育研究に関する重要事項

(会議の主宰及び議長)

第4条 学長は、評議員を主宰し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名した評議員がその職務を代理する。

(議案の提出)

第5条 評議会への議案の提出は、学長が行う。

2 評議員は、学長に対して議案の提出を請求することができる。

#### 資料 11-1-2-B 国立大学法人奈良教育大学経営協議会規則(第2条～第5条)

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事 2人

三 学長が指名する教職員 2人

四 国立大学法人奈良教育大学(以下「法人」という。)の役員又は教職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議員会の意見を聴いて学長が任命する者 6人

2 第1項第三号の委員は学長が任命し、解任しようとするときは、協議会の議を経て行うものとする。

3 学長は、第1項第四号の委員を解任しようとするときは、教育研究評議員会の意見を聴いた上、協議会の議を経て行うものとする。

4 第1項第三号及び同項第四号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期の末日は、当該委員を任命する学長の任期の末日以前とする。

5 第1項第三号及び同項第四号の委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 協議会が審議する法人の経営に関する重要事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

三 学則(法人の経営に関する部分に限る。)並びに会計規則、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、教職員の給与及び退職手当の支給の基準、その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

六 その他法人の経営に関する重要事項

(会議の主宰及び議長)

第4条 学長は、協議会を主宰し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名した委員がその職務を代理する。

(議案の提出)

第5条 協議会への議案の提出は、学長が行う。

2 委員は、学長に対して議案の提出を請求することができる。



## 資料 11-1-2-C 国立大学法人奈良教育大学役員会規則（第2条～第5条）

<p>(組織)</p> <p><b>第2条</b> 役員会は、次の各号に掲げる役員をもって組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 理事</p> <p>(審議事項)</p> <p><b>第3条</b> 役員会は次の各号に掲げる事項について、学長の意思決定に先立ち議決を行う。</p> <p>一 中期目標についての意見（国立大学法人奈良教育大学（以下「法人」という。）が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見を言う。）及び年度計画に関する事項</p> <p>二 法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>四 法人が設置する国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>五 その他役員会が定める重要事項</p> <p>(会議の主宰及び議長)</p> <p><b>第4条</b> 学長は、役員会を主宰し、その議長となる。</p> <p>2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名した理事がその職務を代理する。</p> <p>(議案の提出)</p> <p><b>第5条</b> 役員会への議案の提出は、学長が行う。</p> <p>2 理事は、学長に対して議案の提出を請求することができる。</p>
--

## 資料 11-1-2-D 主要委員会における委員長

委員会名	委員長	備考
目標計画委員会	理事（教育）	
点検評価委員会	副学長（評価）	
情報ネットワーク委員会	理事（総務）	
財務委員会	副学長（企画）	
広報・情報公開委員会	理事（総務）	
国際交流・地域連携委員会	副学長（国際交流・地域連携）	
人権・ハラスメント防止委員会	理事（教育）	
安全衛生委員会	理事（総務）	
施設整備委員会	理事（総務）	
放射線安全委員会	互選	
学術研究推進委員会	副学長（研究）	教育研究評議会附置の委員会
教育企画委員会	理事（教育）	〃
附属学校協議会	理事（教育）	〃
大学教員配置検討委員会	副学長（企画担当）	
大学入試センター試験実施委員会	学長	
研究倫理委員会	副学長（研究）	
教員データベース委員会	副学長（研究）	
発注工事総合評価審査委員会	互選	
人事委員会	互選	教授会附置の委員会
教務委員会	互選	〃
教育実習委員会	互選	〃
ファカルティ・ディベロップメント委員会	互選	〃
学生委員会	互選	〃
入学試験委員会	副学長（教育）	〃
留学生委員会	互選	〃
教職大学院会議	互選	〃
紀要委員会	互選	〃

資料 11-1-2-E 国立大学法人奈良教育大学運営会議規則（第1条～第3条）

（設置）

第1条 国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）の円滑かつ機動的な大学運営を行うため、大学に運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 国立大学法人奈良教育大学役員会の議決事項以外の日常的な意思決定に関すること。
- 二 委員会間の調整に関すること。
- 三 その他全学的観点が必要な事項

（組織）

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事（教育担当）
- 三 理事（総務担当）
- 四 副学長（企画担当）
- 五 副学長（研究担当）
- 六 事務局長
- 七 学長が指名する者 若干名

【分析結果とその根拠理由】

委員会の多くは理事・副学長が委員長となっており、教育研究評議会、経営協議会、役員会では学長が議長となるとともに、議案の提出も行っていることから、学長のリーダーシップが発揮できる仕組みが構築されている。また、各理事・副学長の所掌業務間の調整や意思疎通を図り、意思決定機関の審議内容等の協議を行うため運営会議を設置しており、学長のリーダーシップの下で、効率的・機動的で責任ある運営を行っている。

以上のことから、大学の目的を達成するために、学長がリーダーシップを発揮し、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断できる。

観点 11-1-③： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

教職員については、職種別（教員、附属教員、事務系職員）に「学長との懇談会」を年1回開催し、学長と直接オープンな意見交換を行う場を設けている。

学生については、調査形式では「学生生活実態調査」（2年に1回）の実施、懇談会形式では「大学懇談会」及び「学長との懇談会」（それぞれ年1回）、随時の意見聴取の機会として「学生なんでも提言箱」により、授業や学習環境等についてのニーズの把握を行っている（観点7-1-②参照）。管理運営に関わるニーズとしては、施設・設備の充実に関するものがほとんどである。

学外関係者については、監事や経営協議会学外委員との意見交換はもとより、調査形式では「卒業生の勤務先アンケート調査」（平成18年度）、「大学院修了生の勤務先アンケート調査」（平成19年度）、「大学院修了生アンケート調査」（平成16年度）、懇談形式では「奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会」などにより、ニーズの把握に努めている。（別添資料11-1-3-1）

この様な教職員・学生等からのニーズの管理運営への反映については、監事2名と経営協議会委員11名の内、6名を現在、学外者が占めており、学外者の視点を大学運営に活かせる体制となっている。また、各種アンケー

トや懇談会で得られた学内外関係者のニーズは、関係委員会で検討を行い、学生食堂や学生寮の施設改築に向けた改善等につなげている。

・別添資料 11-1-3-1 奈良教育大学の教育に関するアンケート（卒業生の勤務先アンケート調査）結果報告書

【分析結果とその根拠理由】

各種アンケートや懇談会により、大学の構成員のニーズを把握している。また、監事や経営協議会学外委員との意見交換及び各種アンケートや懇談会により、学外関係者のニーズの把握に努めている。

把握したニーズについては、関係委員会で検討し、改善に役立てている。

以上のことから、大学構成員及び学外関係者のニーズが把握され、管理運営に適切に反映されていると判断できる。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

監事は、毎年度、監事監査計画を策定し、業務監査は、毎年3月～4月に事務局各課及び学生からのヒアリングを実施している。また、会計監査に関しては、毎年度3回程度開催される四者協議会（学長、総務担当理事、監事、会計監査法人で構成）において、会計監査人から説明及び報告を受け、現状を把握するとともに、毎年5月に会計監査人（監査法人）から学長あてに出された独立監査人の監査報告書の説明を受け、財務諸表等の吟味をしている。この結果は、監事による監査報告書に記載されている。（別添資料 10-3-2-2、別添資料 11-1-4-1、別添資料 10-3-2-7、別添資料 10-3-2-8）

監事は、業務の運営に関して役員会に出席し、その審議状況、審議内容を常時把握し、意見、提言を行うとともに、適宜、学長及び理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な書類等の閲覧を行い、業務及び財産の状況を調査している。

監事は、経理に関する監査に関して、会計監査人、不正防止推進室（別添資料 11-1-1-4：第5条）、監査室と連携をとり、対応している。

・別添資料 11-1-4-1 国立大学法人奈良教育大学監事監査実施基準

【分析結果とその根拠理由】

監事は、監事監査規則及び同実施基準に従い、毎年監査計画を作成の上、業務監査と会計監査を実施している。

また、監事は役員会に出席し、重要議案に関して意見を述べている。

現状として、監事は非常勤であるため、前述した業務以上を望めないと考えるが、役員会で出された貴重な意見、提言は、大学の業務運営に反映されており、評価できるものとする。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到に係る状況】

職階、職務別研修及び基礎実務研修において職員の専門性を高め、資質の向上を図ったことに加え、新任教職員研修、ハラスメント研修や安全衛生管理に関する研修を含む各種啓発研修を実施した。これらの研修機会により、教職員に対して職業意識の向上および、資質の向上を図っている。(別添資料11-1-5-1)

・別添資料 11-1-5-1 平成20年度奈良教育大学教職員等研修

【分析結果とその根拠理由】

教職員に対して、初任者研修、啓発研修、業務別の研修等を実施または受講させ、研修機会を提供し、職員の専門性、資質の向上を図ったことは、観点で求める内容を十分に実施できていると判断できる。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到に係る状況】

管理運営に関する方針は、中期目標において「学長が全学合意を形成し、リーダーシップを発揮して責任ある執行を行うため効果的・機動的な運営体制を構築する。教育研究、管理運営等、諸活動の適正な評価に基づいた効果的な学内資源の配分が可能な運営体制を確立する。」と定めている。この方針を踏まえ、本学学則に管理運営に関する組織等を規定するとともに(資料 11-2-1-A)、必要な事項を定めた規程を整備している(別添資料 11-2-1-1)。

また、管理運営に関わる学長、理事、副学長、学長補佐の選考、責務・権限等についても、それぞれ関係規程に明示し(資料 11-2-1-B~11-2-1-D、11-1-1-B)、事務職員の責務・権限については事務組織規則および事務分掌規則に、附属学校教員の責務・権限については附属学校運営規則において明確に示している。

資料 11-2-1-A 国立大学法人奈良教育大学学則 (第5条~第13条)

<p>第3節 役員及び教職員 (役員)</p> <p>第5条 法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。 2 役員に関し、必要な事項は、別に定める。 (副学長)</p> <p>第6条 法人に、副学長を置く。 2 副学長に関し、必要な事項は、別に定める。 (教職員)</p> <p>第7条 法人に、次の各号に掲げる教職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、教職員のうち、専任講師、助教、助手、主幹教諭又は栄養教諭を置かないことができる。 一 教育職員(教授、准教授、専任講師、助教、助手、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭) 二 事務職員 三 医療職員</p>
---

## 四 その他の職員

- 2 教職員の職務は、学教法その他法令の定めるところによるほか、次項により定められるものによる。
- 3 教職員に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第4節 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議

## (役員会)

第8条 法人法第11条の規定に基づき、法人の重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、法人に役員会を置く。

- 2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

## (経営協議会)

第9条 法人法第20条の規定に基づき、経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営協議会を置く。

- 2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

## (教育研究評議会)

第10条 法人法第21条の規定に基づき、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、法人に教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

## (学長選考会議)

第11条 法人法第12条の規定に基づき、学長候補者選考等を行う機関として、法人に学長選考会議を置く。

- 2 学長選考会議に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第5節 法人委員会、室及び事務組織

## (法人委員会及び室)

第12条 法人に、専門的事項を審議するため委員会を置く。

- 2 法人に、専門的事項を審議し処理するため室を置く。
- 3 前2項に規定する委員会及び室に関し、必要な事項は、別に定める。

## (事務組織)

第13条 法人に、事務組織を置く。

- 2 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。

## 資料 11-2-1-B 国立大学法人奈良教育大学学長選考規則 (抜粋)

## (選考機関)

第2条 学長候補者の選考は、国立大学法人奈良教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。

## (学長候補者の資格)

第4条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者で、次条に規定する学長候補適任者の推薦を受けた者のうちから選考する。

## (学長候補者の決定)

第11条 学長選考会議は、第6条の所信及び回答書の内容並びに第7条による調査結果等をもとに、前条の意向聴取の結果を尊重しつつ、学長候補者を決定する。

- 2 学長選考会議は、第1項により学長候補者を決定したときは、その旨を学長に報告するとともに、公示し学内に周知するものとする。

## (学長就任の交渉)

第12条 学長選考会議は、前条により決定した学長候補者に対し、学長就任の交渉を行うものとする。

## 資料 11-2-1-C 国立大学法人奈良教育大学理事規則 (抜粋)

## (担当)

第2条 国立大学法人奈良教育大学（以下「法人」という。）に次の各号に定める理事を置く。

- 一 理事（教育担当）
- 二 理事（総務担当）
- 三 理事（広報・渉外担当）

- 2 前項第一号及び第二号に規定する理事は常勤とし、第三号に規定する理事は非常勤とする。

## (職務等)

第3条 理事は、別表に定める事項及び国立大学法人奈良教育大学学長（以下「学長」という。）が指示する事項について、学長を補佐して法人の業務を掌理する。

- 2 学長に事故があるときは、理事（教育担当）がその職務を代理し、学長が欠員のときは、その職務を行う。

## (選考方法)

第5条 学長は、理事の選考を行うに当たっては、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

資料 11-2-1-D 国立大学法人奈良教育大学副学長規則（抜粋）

（担当）

第2条 国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）に次の各号に定める副学長を置く。

- 一 副学長（教育担当）
- 二 副学長（企画担当）
- 三 副学長（研究担当）

2 学長が特に必要と認める場合には、大学に若干名の副学長（特命担当）を置くことができる。

3 学長は、前項の副学長（特命担当）を置く場合、教育研究評議会に諮り了承を得るものとする。

（任務）

第3条 前条第1項の副学長は、別表に定める事項及び学長が指示する事項について、教育・研究及び大学の機動的かつ円滑な運営を推進するため、全学的な観点から国立大学法人奈良教育大学長（以下「学長」という。）を補佐することを職務とする。

2 学長は、前条第2項の副学長（特命担当）を置いた場合は、前項の別表の規定にかかわらず、職務を変更することができる。

3 前条第2項の副学長（特命担当）は、学長が命じる事項及び指示する事項について、全学的観点から学長を補佐することを職務とする。ただし、教育研究評議会及び経営協議会の議決に参画することはできない。

（選考方法）

第5条 学長は、副学長の選考を行うに当たっては、大学の理事及び教授のうちから選考し、教育研究評議会に報告し了承を得るものとする。

（任命）

第7条 副学長の任命は、学長が行う。

・別添資料 11-2-1-1 規則集 目次

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針は、中期目標において定めている。この方針を踏まえ、本学学則に管理運営に関する組織等を規定するとともに、関係組織規定を整備している。また、管理運営に関わる学長、理事、副学長、学長補佐の選考、責務・権限等についても、それぞれ関係規程に明示している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる役員や委員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断できる。

観点 11-2-②： 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

法人化以降、毎年度、国立大学法人評価委員会に提出する業務実績報告書の作成に伴い、目標計画委員会が、年度途中及び年度末において、各種委員会及び各担当部署からの中間状況報告及び年度実績報告によるデータ及び情報の収集を行っている。また、これに併行してヒアリングを実施することで、報告された情報の裏付けを行っている。これら業務実績報告書の内容については、毎年度、ウェブサイトにて情報を公開している（資料 11-2-2-A）。

学内委員会・室の活動情報については、毎年度末に点検評価委員会により「各種委員会自己評価年次報告書」として収集・蓄積されている。学内教職員は、ホームページで自由に閲覧する事が出来る。収集したデータ及び情報については、秘書・企画課で全て電子データとして一元的に蓄積、管理し、大学概要やウェブサイトを通じ

て、個人情報保護法に留意しつつ、情報を広く提供、発信しているほか、必要に応じ、各部署等への提供を行っている。

#### 資料 11-2-2-A 業務実績報告書を記載したホームページの URL

[http://www.nara-edu.ac.jp/koukai/koukai\\_1.htm#02](http://www.nara-edu.ac.jp/koukai/koukai_1.htm#02)

#### 【分析結果とその根拠理由】

大学の活動全般に関する各種委員会及び各担当部署からのデータ及び情報の収集が組織的に行われている。また、提出されたデータ及び資料は、全て電子データで蓄積、管理し、大学概要、ウェブサイトにより学外にも情報発信しているほか、必要に応じ、各部署等への提供を行っているなど、教職員への利用の便宜が図られていると判断できる。

**観点 11-3-①：** 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

#### 【観点到に係る状況】

本学では、年度ごとに「評価実施指針」を定め、これに基づき「個人評価」及び「組織評価」を実施している（**別添資料 11-3-1-1**）。これらの実施は「点検評価委員会」が担当し、個人評価及び組織評価の実務をその下部組織「個人評価専門部会」及び「組織評価専門部会」がそれぞれ受け持っている（**資料 11-3-1-A**）。

個人評価は、平成 17 年度の試行実施を経て、平成 18 年度より毎年度、大学教員、附属校園教員及び事務系職員の職種ごとに実施している。いずれも、自己評価、監督者による評価（大学教員を除く）を経て点検評価委員会による評価を行い、学長による所見が附されて本人へ結果が通知される。結果に対する異議申立制度も整備している。

一方、組織評価は、平成 16 年度以降においては**資料 11-3-1-B**のとおり実施し、その結果は、冊子や大学ホームページ（**資料 11-3-1-C**）により、広く学内外に公開している。

#### 資料 11-3-1-A 国立大学法人奈良教育大学点検評価委員会規則（第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条）

##### （審議事項）

**第 2 条** 委員会は、点検及び評価に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 点検評価の基本方針に関すること。
- 二 教育研究活動等についての点検及び評価に関すること。
- 三 評価項目に関すること。
- 四 点検評価の実施及びまとめに関すること。
- 五 外部評価及び相互評価に関すること。
- 六 その他評価に関し必要なこと。

##### （組織）

**第 3 条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（企画担当）
- 二 理事（教育担当）
- 三 理事（総務担当）

<p>四 学長補佐（評価担当）</p> <p>五 本学専任（教職大学院専任を除く。）の教員の中から教授会において選出された教授 4人（教育系1人、文科系1人、理科系1人、芸体系1人）</p> <p>六 教職大学院会議において選出された本学教職大学院専任の教授 1人</p> <p>七 附属小学校及び附属中学校の副校長並びに附属幼稚園の副園長のうち 1人</p> <p>八 事務局長</p> <p>九 秘書・企画課長</p> <p>十 学長が指名する者 若干名</p> <p>2 前項第五号、第六号及び第十号の委員は、学長が委嘱する。 （専門部会の設置）</p> <p>第9条 委員会に、組織評価を実施し、まとめるため組織評価専門部会を、個人評価を実施し、まとめるため個人評価専門部会を置く。</p> <p>2 委員会は、前項に規定する専門部会のほか、必要に応じて、専門部会を置くことができる。</p> <p>3 前2項に規定する専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。 （ワーキンググループ）</p> <p>第10条 委員会は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。</p> <p>2 ワーキンググループに関して、必要な事項は、別に定める。</p>
---

資料 11-3-1-B 組織評価の実施状況（平成 16 年度以降）

実施年度	報告書名（注）	対象	項目等
毎年度	各種委員会自己評価年次報告書 [※教授会報告のうえ、学内限定公開]	委員会・室	活動目標・内容、達成できたこと・得られた成果・出来なかったこと、新たに生じた問題、次年度への引き継ぎ事項
平成 17 年度	これまでこれから（教員総覧）	大学教員	研究と教育について、主な研究業績、主な授業担当科目、学会活動、社会的活動、講演のテーマ
平成 18 年度	自己評価書	全学	大学の目的、教育研究組織（実施体制）、教員及び教育支援者、学生の受入、教育内容及び方法、教育の成果、学生支援等、施設・設備、教育の質の向上及び改善のためのシステム
平成 19 年度	これまでこれから（附属校園・附属施設編）	附属校園・附属施設	（附属校園の場合）理念・目的、教育研究活動、教育実習、大学との連携、生徒の募集と連絡進学、組織と運営、安全管理、施設・設備、地域社会への寄与

資料 11-3-1-C 組織評価の実施結果を掲載したホームページの URL

<p><a href="http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HYOUKA/index.html">http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HYOUKA/index.html</a></p>
--

・別添資料 11-3-1-1 国立大学法人奈良教育大学の平成 20 年度評価実施指針

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価は、点検評価委員会により、評価実施指針に基づいて個人評価及び組織評価を毎年度実施している。組織評価については、冊子及び大学ホームページにより、広く学内外に公表している。このことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づき自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断できる。



観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

平成 18 年度、点検評価委員会により実施・公表した『自己評価書』（資料 11-3-1-B）について、平成 19 年 3 月 29 日に外部評価委員会による外部評価を実施した（資料 11-3-2-A、別添資料 11-3-2-1）。外部評価委員会は、奈良県及び大阪府の教育委員会や近隣の教育系大学の計 5 機関から各 1 名推薦された計 5 名の委員により構成された。

同委員会からは、カリキュラム・フレームワーク構築への期待、成績評価基準の明確化、配置教員の活性化など、今後の教育研究活動に資する意見が種々寄せられた。この結果は、冊子として取りまとめ、学内外の関係者に送付するとともに（別添資料 11-3-2-2）、大学ホームページにより広く公表した（資料 11-3-2-B）。

資料 11-3-2-A 国立大学法人奈良教育大学の平成 18 年度外部評価実施要項（第 1 条～第 3 条）

（趣旨）

第 1 条 奈良教育大学（以下「本学」という。）における教育研究活動の状況に係る自己評価の結果について、外部の有識者による検証（以下「外部評価」という。）を行い、本学の教育活動の質の向上に資するとともに、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

（委員会）

第 2 条 本学に、前条の目的を達成するため、国立大学法人奈良教育大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、高等教育に関し広く、かつ、高い識見を有するとともに、本学の教育活動に深い理解を有する国、地方公共団体又は高等教育機関等の者から、学長が委嘱した委員をもって構成する。

3 前各項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が定める。

（実施方法）

第 3 条 委員会は、点検評価委員会が作成する教育研究活動の状況に係る自己評価報告書について外部評価を行う。

2 外部評価は、前項の自己評価報告書及び関係資料による調査のほか、必要に応じ実地調査等により行う。

資料 11-3-2-B 外部評価報告書を掲載したホームページの URL

<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HYOUKA/gaibuhyouka/index.html>

・別添資料 11-3-2-1 外部評価委員会実施概要（『外部評価報告書』平成 19 年 3 月、pp. 31-33）

・別添資料 11-3-2-2 外部評価報告書配布先一覧

【分析結果とその根拠理由】

平成 19 年 3 月に外部評価委員会（学外の教育関係者 5 名）による外部評価を実施した。この結果は、冊子及び大学ホームページにより、学内外に広く公表した。このことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断できる。

観点 11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

評価結果に基づき、点検評価委員会において改善課題を整理し、学長に提示している。学長は、それを踏まえ

て委員会等関係組織に対して改善措置の確定を要請し、全学的見地から調整している。

例えば、『各種委員会自己評価年次報告書』（資料 11-3-1-B）に基づいて委員会活動の成果の検証を行った結果、委員会活動の活性化・委員の過負担回避のため学長指名委員を導入し、個人評価結果を踏まえた適材適所の観点から指名を行うなど、学長のリーダーシップの浸透と機動的運営を図ることとした。

また、外部評価における指摘事項等（観点 11-3-②参照）については、関係委員会において改善・具体化に向けた検討が進められ、大学院修了者の就職先に対する意見聴取の実施、学部卒業者の就職先に対する最新の意見聴取の実施などを行い、改善点を明らかにし大学院教育の充実（教育目標・コースワークの明確化等）を図った。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果に基づく改善課題は、点検評価委員会—学長—所掌委員会等という意思決定手続きを経て、実行に移されている。これにより、例えば委員会活動の評価結果に基づいて導入した学長指名委員制度、外部評価結果に基づいて実施した大学院修了者の就職先に対する意見聴取など、改善への取組が行われている。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が積極的に行われていると判断できる。

**観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。**

【観点到に係る状況】

教育研究活動の状況及びその成果については、大学ホームページを中心に最新情報を発信している。ホームページに社会人を対象としたページを設け、その他関連情報とともに積極的な提供を行っている。（資料 11-3-4-A）

現在、広報・情報公開委員会において「ホームページ作成にあたってのガイドライン」の策定に向けて準備中であり、情報が正確且つ的確に、特に一般の方々に向けては利用者の環境に配慮するよう求めることとしている。

なお、教育研究上の成果物については、報告書等にまとめるなどして、教育関係機関等への配付を行っているほか、一般向けには、広報誌「ならやま」に分かり易く、その概要を掲載し、情報の発信を行っている（別添資料 11-3-4-1）。

**資料 11-3-4-A 奈良教育大学の特色ある教育研究を掲載したホームページの URL**

[http://www.nara-edu.ac.jp/KK/11\\_kenkyukyouiiku.htm](http://www.nara-edu.ac.jp/KK/11_kenkyukyouiiku.htm)

・別添資料 11-3-4-1 広報誌「ならやま」（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

社会への大学における教育研究活動の状況及びその成果は、大学ホームページ及び各種報告書をはじめ、大学広報誌にも掲載するなど積極的な情報発信が行われている。また、広報・情報公開委員会が、情報発信に関するガイドライン（例：個人情報保護の視点）で規律を与える役割を果たしていると判断できる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

学長の下で効率的・機動的で責任ある運営を行うため、学長、常勤理事に加えて副学長からなる「運営会議」を設置している。運営会議は毎週開催し、各理事・副学長がそれぞれ所掌する業務間の調整や意思疎通を図るとともに、役員会、教育研究評議会、経営協議会等での審議の内容や進め方の協議も行うなど、学長のリーダーシップを支える役割・機能を果たしている。

### 【改善を要する点】

単科大学であっても国立大学法人として置くべき委員会は総合大学と同様であり、大学教員が管理運営に関わるが、この負担が必ずしも分散していない。学内委員会・室の規模や委員の選出方法について検討する必要がある。

## (3) 基準 11 の自己評価の概要

本学の管理運営を行うため、国立大学法人法に基づく諸会議を設置し、また、適切な人数の役員（4名）、副学長（5名）、学長補佐（4名）、事務局（59名）及び4室の教職連携組織を置き、それぞれの担当職務区分により大学の目的の達成に向けた支援を行っている。

危機管理としては、必要な規則を定め、体制を整備している。

委員会の多くは理事・副学長が委員長となっており、教育研究評議会、経営協議会、役員会、運営会議では学長が議長となるとともに、議案の提出も行っていることから、求心力を持って学長がリーダーシップを発揮できる仕組みが構築されている。

管理運営に関する方針は、中期目標において定めている。この方針を踏まえ、本学学則に管理運営に関する組織等を規定するとともに、関係組織規定を整備している。また、役員や委員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。

各種アンケートや懇談会により、大学の構成員のニーズを把握している。また、監事や経営協議会学外委員との意見交換及び各種アンケートや懇談会により、学外関係者のニーズの把握に努めている。把握したニーズについては、関係委員会で検討し、改善に役立てている。

監事は、監事監査規則及び同実施基準に従い、毎年監査計画を作成の上、業務監査及び会計監査を実施している。また、監事は役員会に出席し、重要議案に関して意見を述べている。これらの意見、提言は、大学の業務運営に反映されている。

大学の活動全般に関するデータ及び情報の収集が組織的に行われている。これらは、大学概要、ウェブサイトにより学外にも情報発信しているほか、必要に応じ、他部署等への提供を行っているなど、教職員への利用の便宜が図られている。

自己点検・評価は、点検評価委員会により、評価実施指針に基づいて個人評価及び組織評価を毎年度実施している。組織評価については、冊子及び大学ホームページにより、広く学内外に公表している。平成19年3月に外部評価委員会（学外の教育関係者5名）による外部評価を実施した。この結果は、冊子及び大学ホームページにより、学内外に広く公表した。評価結果に基づく改善課題は、点検評価委員会—学長—所掌委員会等という意思決定手続きを経て、実行に移された。

教育研究活動の状況及びその成果は、大学ホームページ及び各種報告書をはじめ、大学広報誌にも掲載するな

ど積極的な情報発信が行われている。また、広報・情報公開委員会が、情報発信に関するガイドライン（例：個人情報保護の視点）で規律を与える役割を果たしている。